

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ウガンダ

出身国情報（COI）報告書

COI 部

2011年4月20日

目次

序文

最新情報

2011年2月3日から4月20日までにウガンダで発生した出来事

詳細情報に関する有用な情報源

2011年2月3日から4月20日までに公表または検索されたウガンダに関する報告

項目

背景情報

| | | |
|----|--------------------------------|------|
| 1. | 地理..... | 1.01 |
| | 地図..... | 1.06 |
| 2. | 経済..... | 2.01 |
| 3. | 歴史..... | 3.01 |
| | 政治の発達：1962年～2011年初頭 | 3.01 |
| | 神の抵抗軍（LRA）との紛争：1986～2010年..... | 3.07 |
| | 反政府者（LRA戦闘員を含む）に対する恩赦..... | 3.09 |
| 4. | 最近の状況..... | 4.01 |
| | 2010年7月、Kampala爆撃..... | 4.01 |
| 5. | 憲法..... | 5.01 |
| 6. | 政治体制..... | 6.01 |
| | 行政府..... | 6.02 |
| | 立法府..... | 6.03 |
| | 政党..... | 6.06 |

人権

| | | |
|----|---|------|
| 7. | はじめに | 7.01 |
| 8. | 治安部隊..... | 8.01 |
| | 警察..... | 8.03 |
| | 軍隊..... | 8.09 |
| | その他の政府軍..... | 8.12 |
| | Joint Anti-Terrorism Task Force (JATT)..... | 8.14 |
| | 政府軍による人権侵害..... | 8.16 |
| | 恣意的な逮捕と拘禁..... | 8.19 |
| | 拷問、虐待、過度の武力行使..... | 8.27 |

| | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| | 司法手続きによらない殺害、失踪..... | 8.35 |
| | 苦情申立ての手段..... | 8.40 |
| | ウガンダ警察人権デスク..... | 8.44 |
| | ウガンダ人権委員会(UHRC)..... | 8.45 |
| 9. | 司法制度 | 9.01 |
| | 組織..... | 9.01 |
| | 独立性..... | 9.03 |
| | 公正な裁判..... | 9.09 |
| | Penal code | 9.13 |
| 10. | 逮捕と拘禁 – 法的権限 | 10.01 |
| 11. | 刑務所その他の拘禁施設の状況 | 11.01 |
| | 女性囚人..... | 11.15 |
| | 子ども..... | 11.17 |
| 12. | 死刑 | 12.01 |
| 13. | 政治的所属 | 13.01 |
| | 政治的表現の自由..... | 13.01 |
| | 結社と集会の自由..... | 13.05 |
| | 政治組織及び政党..... | 13.07 |
| | FDC: 民主変革フォーラム | 13.07 |
| 14. | 言論と報道の自由 | 14.01 |
| | メディアに関する法律..... | 14.06 |
| | テレビ及びラジオ放送..... | 14.07 |
| | ジャーナリスト..... | 14.08 |
| | インターネットの自由..... | 14.11 |
| 15. | 人権保護機関、組織、活動家 | 15.01 |
| | ウガンダ人権委員会..... | 15.04 |
| 16. | 汚職 | 16.01 |
| 17. | 宗教団体 | 17.01 |
| | 人口統計..... | 17.01 |
| | 法的権利..... | 17.02 |
| | 宗教団体の地位／取り扱い..... | 17.06 |
| 18. | 民族グループ | 18.01 |
| | 人口統計..... | 18.01 |
| | 法的権利..... | 18.02 |
| | 民族グループの地位／取り扱い..... | 18.03 |
| | Batwa | 18.04 |

| | | |
|-----|---|--------------|
| | Karamoja | 18.05 |
| 19. | レズビアン、ゲイ、バイセクシャルおよび性同一性障害者 (LGBT) | 19.01 |
| | 法的権利..... | 19.01 |
| | LGB..... | 19.03 |
| | Anti-Homosexuality Bill (反同性愛法) 2009 | 19.09 |
| | 法案に関する2011年の更新情報..... | 19.17 |
| | 性同一性障害者..... | 19.18 |
| | 国の諸機関の取り扱い、態度..... | 19.19 |
| | 社会の扱いと態度..... | 19.24 |
| | <i>Rolling Stone</i> 紙..... | 19.29 |
| | LGBTグループ | 19.34 |
| | Freedom and Roam Uganda (FARUG) | 19.34 |
| | Sexual Minorities Uganda (SMUG) | 19.38 |
| | Gay Rights Uganda..... | 19.39 |
| 20. | 女性..... | 20.01 |
| | 概要..... | 20.01 |
| | 社会・経済統計..... | 20.02 |
| | 法的権利..... | 20.06 |
| | 国際的義務..... | 20.06 |
| | 国内法と政策..... | 20.08 |
| | 文化的及び社会的態度..... | 20.13 |
| | 政治的権利..... | 20.15 |
| | 社会経済的権利..... | 20.16 |
| | 家族法: 婚姻、離婚及び相続..... | 20.16 |
| | 女性への暴力..... | 20.18 |
| | 家庭内暴力..... | 20.20 |
| | 強姦..... | 20.23 |
| | 女性性器切除 (FGM) | 20.24 |
| | 女性同性愛者及び両性愛者の女性..... | 20.26 |
| | 人身売買..... | 20.27 |
| | 女性に対する支援..... | 20.28 |
| | 政府の援助..... | 20.28 |
| | NGO 支援..... | 20.30 |
| | 健康問題..... | 20.31 |
| | 母子の健康..... | 20.31 |
| 21. | 子供..... | 21.01 |

| | | |
|-----|-------------------------|-------|
| | 概要..... | 21.01 |
| | 法律に関する基本情報..... | 21.08 |
| | 法的権利..... | 21.10 |
| | 女性性器切除 (FGM) 法..... | 21.10 |
| | 子供の権利..... | 21.11 |
| | 子供に対する暴力..... | 21.13 |
| | 児童虐待/育児放棄..... | 21.13 |
| | 女性性器切除 (FGM) | 21.15 |
| | 強制/未成年者の結婚..... | 21.16 |
| | 人身売買..... | 21.17 |
| | 未成年者の強制労働..... | 21.18 |
| | 養育と保護..... | 21.19 |
| | 政府の援助..... | 21.19 |
| | NGO支援..... | 21.20 |
| | 教育..... | 21.21 |
| | 健康..... | 21.22 |
| 22. | 人身売買..... | 22.01 |
| | 国内の人身売買..... | 22.05 |
| 23. | 医療問題 | 23.01 |
| | 治療及び医薬品の可用性に関する概観..... | 23.01 |
| | 薬剤/医薬品..... | 23.11 |
| | HIV/エイズ-抗レトロウイルス治療..... | 23.13 |
| | 癌治療..... | 23.16 |
| | 腎臓透析..... | 23.20 |
| | 精神衛生..... | 23.24 |
| 24. | 移動の自由..... | 24.01 |
| 25. | 国内避難民 (IDP) | 25.01 |
| 26. | 外国人難民..... | 26.01 |
| 27. | 市民権と国籍 | 27.01 |
| 28. | 公式文書の偽造及び不正取得..... | 28.01 |

付属書

付属書 A – 主な出来事の年表

付属書 B – Political organisations

付属書 C – Prominent people

付属書 D – List of abbreviations

付属書 E – References to source material

序文

i 本出身国情報報告書（COIレポート）は、庇護・人権保護認定に携わる職員が使用することを目的として、英国国境局（UKBA）出身国情報（COI）部が作成したものである。本報告書では、英国で申請される庇護・人権保護の申立てにおいて提起される共通の問題に関し、一般的な背景情報を記載する。本報告書の本文では2011年2月2日までに入手できた情報を扱い、「最新ニュース」のセクションには2011年2月3日から4月20日までの期間に検索した出来事および報告に関する概要情報を示す。本報告書は2011年4月21日に発行された。

ii 本報告書の全編は、広く認知されている外部情報源により作成された資料に基づいて編集されており、UKBAの見解や政策を一切含まない。本報告書に記載するすべての情報は、元の資料に依拠しており、庇護・人権保護認定に携わる職員はこれらの資料を入手することができる。

iii 本報告書の目的は、庇護および人権保護申請において提起される主な問題に焦点を当てて、特定された出典資料を簡潔にまとめることであり、詳細な調査あるいは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文書を直接検証することを勧める。

iv COI報告書の構成および書式は、UKBAの政策決定者が使用する形式に準じ、特定の問題に関する情報に電子的に迅速に閲覧し、目次ページを使用して検索対象の主題に直接たどりつく必要がある担当官にも便利な形式を採用している。重要な問題については、その問題に関する個別のセクションを設け、ある程度詳しく取り上げているが、それ以外のセクションの中でも簡潔に言及される場合がある。従って、本報告書の構成上、一部重複する記述も存在する。

v COI報告書に含まれる情報は、その原典の文書で確認できた内容に限られる。特定の話題についてあらゆる側面を網羅するよう努めているものの、必ずしも該当する情報が得られるとは限らない。そのため、本報告書に記載する情報は、記載された以上のいかなる内容も示唆しないことに留意していただきたい。例えば、ある法律が可決されたと記述されている場合、明記されていない限り、その法律が実質的に施行されたことを示唆するものと解釈してはならない。同様に、情報が存在しないからといって、ある出来事や行為が起らなかったことを意味するわけではない。

vi 上記の通り、本報告書は信頼できる情報源による情報を基にまとめられたもので

ある。本報告書の編集に当たって、異なる情報源の文書に記載された情報の食い違いについては、いかなる対処もしていない。ただしCOI部は、バランスの取れた全体像を提示するため、相違点をまとめて、可能な限り情報源の文書のリストを示すことを予定している。例えば、個人名、地名、政党等の名称やそれらの綴りに関して異なる記載がしばしば見受けられる。本報告書では、綴りの一貫性を保つことはせず、原典文書の記載どおりの綴りに忠実に従った。同様に、複数の原典文書に記載された異なる数値についても、原典記載のまま引用した。本報告書で「原文のまま」と表記しているのは、引用箇所には綴りの誤りや誤植があることを示すためであり、原典資料の内容について何らの指摘をすることを目的としていない。

vii 本COI報告書は実質的に、過去2年間に発行された原典文書に基づいている。ただし、特定の関連情報が最近の文書から入手できない場合には、それより前の原典文書が含まれる。原典はすべて、本報告書の発行時点において意義があるとみなした情報を含むものである。

viii 本COI報告書および添付の原資料は公文書である。すべてのCOI報告書は内務省ウェブサイトのRDS（調査統計局）セクションで公開されており、本報告書の作成に使用した原資料の大部分も簡単に入手できる。本報告書に記載された原資料が電子形態で利用できる場合には、ウェブ上の関連リンク先を、閲覧した日付とともに示した。官庁や会員サービスによって提供される文書など、比較的入手しにくい原資料については、COI部にご請求いただければ入手可能である。

ix COI報告書は難民受入れ国の上位30か国に関して定期的に発行されている。上位30か国以外の国に関する報告書についても、特別な業務上のニーズに応じて発行可能である。また、UKBA職員は特定の調査に必要な情報につき、情報請求サービスを常時利用できる。

x 本COI報告書の作成に際し、COI部は入手可能な原資料に関する正確かつバランスの取れた概要を示すよう努めた。本報告書に関する意見、原資料の追加に関する提案等があれば、UKBAの下記宛て先までお送りいただければ幸いである。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

St Anne House

20-26 Wellesley Road

Croydon, CR0 9XB

United Kingdom

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国情情報に関する独立諮問委員会

xi 国情情報に関する独立諮問委員会（IAGCI）は、UKBAのCOI資料の内容について英国国境局（UKBA）の主任検査官に提言することを目的として、2009年3月に同主任検査官により設置された。IAGCIはUKBAのCOI報告書その他の出身国情報資料に関する意見を歓迎する。IAGCIの作業内容に関する情報は、主任検査官の下記ウェブサイトで見ることができる。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

xii IAGCIはその作業過程において、選別されたUKBAのCOI文書の内容を検討し、それらの文書に関する提言や、より一般的な提言を行う。IAGCIや国情情報に関する諮問委員会（2003年9月から2008年10月までUKBAのCOI資料の評価を行った独立機関）により検討されたCOI報告書及び他の関連文書のリストは、下記ウェブサイトで見ることができる。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

xiii 注記：IAGCIは、UKBAの資料や手続を承認することを業務としていない。IAGCIが検討した資料には、Non-Suspensive Appeals (NSA) リストへの追加が認定された国、またリストへの追加認定が申請された国に関する資料も含まれる。このことにより、特定の国のNSAリストへの追加認定の決定または申請、あるいはNSAプロセスそのものを是認するものと解釈してはならない。IAGCIへの連絡先は以下の通り。

Independent Advisory Group on Country Information

Independent Chief Inspector of the UK Border Agency

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

電子メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

最新ニュース

2011年2月3日から4月20日までにウガンダで発生した出来事

最新ニュースでは2011年2月2日以降の重要な出来事を、網羅的でなく選択して掲載する。詳細情報は下記に示した有用な情報源のリストから入手できる。

内務省は外部ウェブサイトの内容に関して責任を負わない。

4月18日

ウガンダ警察は野党党首Kizza Besigye氏の逮捕に憤慨したデモ参加者に対し、催涙ガスやゴム弾を用いて解散させた。Besigye氏は物価高騰に対する抗議デモ"walk-to-walk"に参加した後、拘束された。他にも少なくとも12人の野党主導者らが逮捕された。

Kizza Besigye氏逮捕により、ウガンダで抗議デモ発生、2011年4月18日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13112592>

閲覧日：2011年4月20日

4月14日

ウガンダの野党党首Kizza Besigye氏は、首都Kampalaで石油価格の高騰に対する抗議デモ参加者に向けて軍が弾圧を開始した際、負傷した。このwalk-to-walk抗議デモで他に6人以上の野党議員が逮捕された。警察側は催涙ガスを用いたが「空中に向けて」発砲したと報告した。

英国放送協会 (BBC)ウガンダ支局: Kizza Besigye氏議員、抗議デモで負傷、2011年4月14日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13089443>

閲覧日：2011年4月20日

4月13日

Anti-Homosexuality Bill 2010の審議を目的として設置された議会の小委員会は、昨日議会に答申し、法案に新たな解釈を加え、法案撤回を求めた。

法案を提出したDavid Bahati議員を交えた密室会議で、小委員会は法案が提案する刑罰のいくつかはPenal Code Actと今後提出予定のSexual Offences Billの便宜を図るためのものであると述べた。会議に出席した情報筋によれば、Eriya Kategaya第一副首相が議長を務める小委員会は、Bahati議員に異論がなければ同法案の動議を取り下げよう勧めたという。この情報筋は議会を代表する発言権を持たないため氏名を明かせないが、「議会は法案が提案する死刑に同意せず、Bahati議員に法案撤回を打診した」と語った。

また、Bahati議員はDenis Obua、Justine Lumumba 両委員および国会議員のBeatrice Lagada、Wilfred NiwagabaおよびFred Nkaayi氏らと同調しているという。Bahati議員は小委員会に出席したことを認めたが、法案撤回を求められたことについては否定した。「会議は法案の改善を目指して双方が満足できる方策を探ることが目的だが、同時に国の価値観を尊重している」と同議員は述べた。

議会はAnti-Homosexuality Bill撤回を求める、2011年4月13日

<http://allafrica.com/stories/201104130051.html>

閲覧日：2011年4月20日

4月12日

ウガンダのKizza Besigye氏他2人の野党指導者は「石油価格の高騰に抗議するためデモに参加しよう」と人々に呼びかけ、逮捕された。投石するデモ参加者は催涙ガスによって追い散らされた。デモ参加者たちは首都Kampalaに通じる道路を塞いでいた。

英国放送協会 (BBC)、Kizza Besigye氏、ウガンダで'Walk to Work'抗議デモを先導、2011年4月12日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13033279>

閲覧日：2011年4月20日

3月23日

ヒューマン・ライツ・ウォッチ発行のレポートは、「ウガンダ警察の即応部隊は日常的に人々を警棒、ガラス瓶、金属パイプで殴るなどの暴行を行っている」と報告した。被拘束者の爪の間にピンを刺すケースもあったという。ウガンダ警察の報道官は拷問が行われたケースもあるが、件数は減ってきていると述べた。

英国放送協会(BBC)、ウガンダ警察が拷問、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、2011年3月23日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12828320>

閲覧日：2011年3月24日 Date accessed 24 March 2011

2月24日

野党党首Kizza Besigye氏は先日行われた総選挙の結果に対し、「平和的に抗議するよう呼びかけた。...Besigye氏は大統領選挙と議会選挙はいずれもでっち上げであり、票の水増しや脅迫が行われた」と語った。

英国放送協会 (BBC)、ウガンダ選挙：Besigye氏、平和的抗議を求める、2011年2月24日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12567832>

閲覧日：2011年2月24日

2月21日

大統領選挙結果が発表され、Museveni大統領が再選された。野党が有効性を否定した投票結果では、Museveni大統領が68%の票を確保し、第一対立候補のKizza Besigye氏の得票率は26%だった。野党の抗議を予測し、Kampalaでは警備体制が強化された。

英国放送協会 (BBC)、ウガンダ選挙：Yoweri Museveni大統領、次期大統領に再選、2011年2月21日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12520458>

閲覧日：2011年2月24日

英国放送協会 (BBC)、ウガンダ野党、Yoweri Museveni大統領再選を拒否、2011年2月21日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12520330>

閲覧日：2011年2月24日

Anti-Homosexuality Billに関する最新情報

2月21日

2011年2月21日現在、ウガンダ議会は表向きにはAnti-Homosexuality Bill (AHB) を審議中ということになっているが、数か月間何のアクションもなく、目立った報道もされていない。

「ウガンダでは最近、総選挙が終わったばかり。法案を提出したDavid Bahati議員は対立候補がないまま再選された。新ウガンダ議会は2011年5月に成立するが、その後AHBがどうなるかは不明である。」

英国高等弁務官事務所Kampala、UKBA出身国情報部宛て書簡、2011年2月21日

閲覧日：2011年2月21日 Date accessed 21 February 2011

2月17日

あるBBC記事は、間もなく行われる大統領選挙でMuseveni大統領が直面する問題について報告した。記事によれば「与党国民抵抗運動の候補者（大統領）が当選に必要な50%のラインを超えない場合、決選投票で野党の総得票数に勝つためには苦しい戦いを強いられることになる。過去の選挙では同大統領は徐々に人気を失っている。Museveni大統領は1996年に75%の票を獲得したが、2001年の得票率は69%、2006年の再選時には59%にまで低下した」

英国放送協会(BBC)、ウガンダのMuseveni大統領、再選に全力を挙げる、2011年2月17日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12481878>

閲覧日：2011年3月24日

2011年2月3日から4月20日までに公表された、または閲覧したウガンダに関する報告記事

内務省は外部ウェブサイトの内容に関して責任を負わない。

米国国務省 www.state.gov

Country Report on human rights practices – 2010: Uganda 国務省民主主義・人権・労働局発行、
2011年4月8日

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/af/154375.htm>

閲覧日：2011年4月20日

ヒューマン・ライツ・ウォッチ <http://www.hrw.org/>

ヒューマン・ライツ・ウォッチ、2011年3月

警戒よりも暴力

<http://www.hrw.org/en/reports/2011/03/23/violence-instead-vigilance>

閲覧日：2011年3月24日

外務英連邦省 <http://www.fco.gov.uk/>

Human Rights and Democracy : The 2010 Foreign and Commonwealth Office Report、2011年3月
<http://s3-eu-west-1.amazonaws.com/htcdn/Human-Rights-and-Democracy-The-2010-Foreign-Commonwealth-Report.pdf>

閲覧日：2011年3月24日

詳細情報に関する有用なニュース情報源リスト

下記にウェブリンクと共に示すニュース情報源のリストは、本報告書に記載した情報の補足として最新情報が必要な場合に役立つ。本報告書で使用した情報源の全リストを付録E—参照原資料に記載する。

AlertNet (トムソン・ロイター) <http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.htm?news=all>

英国放送協会 (BBC) <http://news.bbc.co.uk>

ケーブルニュースネットワーク (CNN) <http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUAY>

統合地域情報ネットワーク (IRIN) <http://www.irinnews.org/>

背景情報

1. 地理

1.01 2011年7月6日に閲覧したEuropa Worldオンラインは、「ウガンダ共和国は東アフリカの内陸に位置する赤道直下の国で、北はスーダン、西はコンゴ民主共和国、東はケニア、南はルワンダ、タンザニア、ビクトリア湖に接し ... [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) ...国土面積は241,038平方キロメートル (93,072平方マイル) に及ぶ (BBCニュース、ウガンダ国概要、2010年10月20日更新) 。 [2a] 主要都市はKampala (首都、2006年現在人口1,403,600人)、Gulu (160,200人)、Lira (131,200人)、Jinja (95,200人)、Mbarara (82,700人)、Mbale (78,500人)、Mukono (76,000人)、Kasese (72,700人)、Masaka (66,700人)、Entebbe (64,800人) (The Commonwealth Secretariat, Uganda –Geography、日付なし、閲覧日：2011年1月12日) 。 [74a]

1.02 2011年1月31日に閲覧したUNデータ、World of Informationは、2008年の人口が31,657,000人、うち13%が都市部に在住していると推計している。[66e] 人口の年齢構成推定は以下の通り。

0-14歳：50%(男8,407,732人、女8,285,495人)

15-64歳：47.9%(男8,058,434人、女7,943,766)

65歳以上：2.1%(男289,121人、女414,134人) (2010年推計)

(中央情報局 (CIA)、World Factbook、2011年1月12日更新) [4a](国民)

ウェブサイト「[City Population](#)」は地方および主要都市の人口に関する詳細情報を掲載している。[46a]

1.03 住民は「... 20以上の民族グループで構成され、Baganda族 (17%)、Banyankole族(8%)、Basoga族(8%)、Iteso族(8%)、その他にAcholi族、Langi族が存在する。またアジア系およびヨーロッパ系少数コミュニティも存在する」 (Foreign and Commonwealth Office, Country Profile, Uganda、2009年7月31日更新) [3a]

2011年1月12日に更新された The CIA World Factbookは、2002年の国民の宗教信条に関する調査に基づいた統計数値を報告している。それによると大多数はキリスト教徒で、「ローマカトリック41.9%、プロテスタント42% (英国国教会派35.9%、ペンテコステ派4.6%、セブンスデーアドベンティスト派1.5%)、イスラム教12.1%、その他3.1%、無宗教0.9%」となっている。 [4a]

1.04 2011年1月12日に更新された The CIA World Factbookによると、「公用語は英語で、小学校で教育を受け、法廷やほとんどの新聞、一部のラジオ放送局で使用されている。他にガンダ語（最も広く使用されているニジェール=コンゴ語族の言語の1つで、母国語の出版物で多く使用され、小学校で教える場合もある）、その他のニジェール=コンゴ語族、ナイル=サハラ語族の言語、スワヒリ語、アラビア語」も話される。 [4a]

1.05 Europaは、以下の休日が2011年に実施されると報告している。「1月1日（元日）、1月26日（解放記念日）、3月8日（国際女性デー）、4月22～25日（復活祭）、5月1日（メーデー）、6月3日（殉教者の日）、6月9日（英雄の日）、8月30日（断食明けの祭）、10月9日（独立記念日）、11月6日（犠牲祭）、12月25日（クリスマス）、12月26日（ボクシング・デー）の正確な日付はイスラム旧暦に応じて1、2日ずれる可能性がある」 [1a]

地図

1.06 ウガンダの地図

[66f] (国際連合、2003年5月)

地図は2007年付けのウガンダの行政区域を示す。国際連合難民高等弁務官 (UNHCR) 提供。
[50c]

2. 経済

2.01 2011年1月11日に更新された中央情報局 (CIA) のWorld Factbook, Ugandaによれば、「ウガンダは十分な天然資源に恵まれている。肥沃な土壌、定期的な降雨量、銅、金その他の鉱物の若干の埋蔵量に加え、最近石油が発見された。ウガンダは国内の鉱物資源調査をこれまで実施していない。農業は最も重要な産業部門であり、労働人口の80%以上が従事している。輸出収益の大部分をコーヒーが占める。1986年以降、政府は外国や国際機関の支援を得て通貨改革を実施し、輸出農産物の生産者価格を引き上げ、石油製品の価格を上げ、公務員給与を改善して経済の回復と安定を図った。インフレを抑制し、生産高と輸出収益を押し上げることに重点を置いて政策変更が実施された。

1990年以降、経済改革のもとに継続的なインフラ投資、生産と輸出のより強力な奨励策、インフレ緩和、国内治安の改善、国外のインド系ウガンダ人起業家らの帰国などを基盤として堅調な経済成長の時代を迎えた。ウガンダはおよそ20億ドルの多国間および二国間の債務免除を受けた。2007年にウガンダはMillennium Challenge Account Threshold Programによる100億円の資金援助を受けた。グローバル経済の低迷によりウガンダの輸出は影響を受けたが、GDP成長率は過去の改革と景気低迷に対する効果的な管理により比較的高水準を保っている。今後数年の間に石油産業が稼動すれば石油関連の収益と税収は、政府資金のより大きな収入源となるだろう。ウガンダの主要輸出国パートナーはスーダンであり、ウガンダにはスーダンから多数の難民が流入しているため、スーダン南部の情勢不安は2011年のウガンダ経済にとって最大のリスク要因となっている。

[4a]

2.02 2009年7月31日に更新された外務英連邦省 (FCO) レポートは、ウガンダの国概要で次のように報告している。

「ウガンダは農業に大きく依存しており、80%の国民の生活基盤となっている。主な自給用作物はオオバコ、キャッサバ、サツマイモ、トウモロコシである。主要輸出農産物はコーヒーであるが、茶葉、タバコ、綿の輸出量も若干回復している。製造業と観光産業部門は中程度の規模で、比較的新しい園芸産業の開発も進められている。輸出量は持続的に増加している。効果的な探査により石油の埋蔵量が発見され、今後の経済に重要な影響を及ぼすことが予測される」 [3a]

中央情報局 (CIA) は「その他にも銅、コバルト、水力発電、石灰岩、塩、耕作地、金などの天然資源が存在する」と述べている。 [4a]

2.03 世界食糧計画 (WFP) も2009年4月に発行したレポート「*Comprehensive Food Security & Vulnerability Analysis (CFSVA)*」の中で次のように述べている。「ウガンダは世界の最貧国の1つであり、国民1人当たりのGDPは250ドル、国民1人当たりのGDP購買力平価

(PPP10) は1,457ドルと推定され、サハラ以南のアフリカ諸国の平均を下回る。」

[31b]

2.04 Oandaは2011年4月19日に、ウガンダシリングの為替レートを1ウガンダシリングに対して0.00026英ポンド、および0.00042米ドルと報告した。[84a]

2.05 *The Monitor* は2010年10月25日発行の記事で、「政府は労働者の権利を保証し、最低賃金を定める国家雇用政策を可決した。Gabriel Opio労働相が議会に提出したこの政策は先週火曜日（2010年10月21日）に可決された」と報告した。

「Opio労働相は、進展状況を確認し...1998年以降検討されてきたこの政策によって政府は利用可能な労働力を有効活用し、天然資源を開発利用できる」と語った...ウガンダはアフリカで包括的な国の雇用政策を持たない少数の国の1つだ。最低賃金も定められていない。最後に最低賃金が定められたのはObote2世の統治時代の1984年で、1月当たり6000シリングだった。」 [9g]

2.06 WFPは「[調査した]世帯の平均的な1か月の消費金額は国民1人当たり30,000ウガンダシリング（16米ドル）である。これは主に自ら生み出したキャッシュからの消費として報告された。1か月の総支出のうち53.5%は食費に当てられている」と報告した。[31b]

2.07 *East African Business*は、ウガンダのインフレ率が2011年1月31日、過去4か月間で最高値に達したと報告した。「統計局の統計によれば、ウガンダのインフレ率は2010年8月の1.7%から12月は3.1%に急騰し、過去4か月間で最高を記録した。統計局が先週、Kampalaで語ったところによると、2倍近くの急騰だったものの、他の東アフリカメンバー諸国との比較ではその月最も低いインフレ率を記録したという」 [27a]

2.08 しかし、1月31日付けの*New Vision, Food Prices Push up Inflation*の報道によれば、「ウガンダのインフレ率は3か月連続で上昇を続け、2010年12月の3.1%から1月には5.0%に達した。」 [60e]

2.09 2010年8月25日に閲覧した世界食糧計画によるウガンダ概要（日付記載なし）には、次のように記載されている。

「飢餓問題は現在も全国に広がっている。全般的にはウガンダで食糧不足は発生していないものの、多くの地域で十分な食糧品の入手と利用がなされていない。最も影響を受けやすいのは北東部のKaramoja地域である。頻発する自然災害、銃による脅威、深刻な環境悪化、極度の貧困、劣悪な衛生状態などの要因によって、人々の危機に対応する能力は低下している。従って、比較的小規模な出来事が発生しても、深刻な栄養不良問題につながる可能

性がある。」 **[31a]**

2.10 同情報源はまた、次のように報告している。「特定の危機が発生しなくとも、ウガンダの地域は特に子どもの慢性的な飢餓（発育不全）に苦しんでいる。Karamojaおよび南西地域の5歳未満の幼児の半数以上が発育不全に陥っている。国全体の発育不全率は38%を超えている。」 **[31a]**

3. 歴史

このセクションでは最近の出来事に焦点を当てて、独立以降のウガンダの歴史を紹介する。
付録 Aの主要事件年表も参照していただきたい。

政治の発達：1962年～2011年初頭

3.01 2010年5月に発表されたThe Freedom Houseレポート、*Freedom in the World 2010*, Ugandaは2009年の出来事についてまとめたもので (FH Report 2010)、次のように記載している。

「1962年に英国から独立して以来、ウガンダは甚だしい政治不安に陥った。次第に独裁的指導者となっていったMilton Obote大統領は1971年、軍司令官Idi Aminにより政権を追われた。Aminの暴虐により数十万人の国民が虐殺され、世界のトップニュースとして報道された。しかし、1978年にタンザニアに侵攻したことでタンザニア軍と亡命ウガンダ人らによって追放された。1980年、不正選挙によりObote氏が再び政権に復帰すると、反対派、特に南部ウガンダの民族グループは激しく弾圧された。

「Obote氏は1985年に再度、軍事クーデターにより失脚し、1986年にYoweri Museveni率いる反政府の国民抵抗軍が権力を獲得した。Museveniはいわゆる無党派政治組織である国民抵抗軍(NRM) のみによる「無党」体制をしき、思うままに統治できるようにした。この体制は20年にわたり続いた。」 [11a]

3.02 米国国務省 (USSD) *Background Note: Uganda*、2010年6月28日更新版では、次のように報告されている。

「2000年3月に、ウガンダは政党の活動が制限される「Movement」体制を維持するか、複数政党制を採用するかを選択する国民投票が実施された。票の70%はMovement体制の維持を支持したが、この国民投票は投票率が低いことと、Movement反対派に対する不正な制約について多方面から非難を浴びた。Museveniは2001年3月に再選され、第2期5年間の政権を獲得した。議会選挙は2001年6月に行われ、50%以上の議席を新人が獲得した。従ってMovement支持者による立法府の支配が続くことはなかった。選挙監視員は2001年の大統領選挙と議会選挙は概して有権者の意思を反映していると判断した。しかし、いずれの選挙も、特に投票日までの期間に起きた政党活動の制限、暴行事件、投票者に対する脅迫、不正手段といった重大な不法行為によってその有効性が大きく損なわれた。」 [30a]

3.03 The FH Report 2010は次のように報告している。「MuseveniとNRMは2001年の大統領選挙及び議会選挙で勝利した。正式に認められている一般的な政党活動の禁止によって野党は活動を制限されたが、選挙監視員は投票が全般的に透明な手続きによって行われ、

Museveni氏は公明な選挙で勝利したとみなした。野党は議会選挙をボイコットし、NRMの大多数の議席は余裕で数十もの特別利益団体の代表者らの支援により守られた。」 [11a]

3.04 USSDの背景概要は次のように報告している。

「Constitutional Review Commission (CRC) は2003年12月に包括的な憲法改正提案に関するレポートを交付した。しかし政府はCRC提案の多くに意義を唱え、2004年9月に反対提案を行った。2005年7月の国民投票の結果、複数政党制政治が採択され、その後野党が選挙と政府に組み込まれた。

「2006年2月、1986年にMuseveni大統領が政権を掌握して以来初めてウガンダで複数政党による総選挙が実施された。選挙では概ね国民の意思が反映されたが、重大な不正行為が行われた。与党NRM候補のMuseveni大統領は投票総数の59.3%を獲得して勝利宣言をし、2005年6月に物議を醸した大統領任期制限を撤廃する修正案を可決したため、3期目の任期を務めることになった。選挙委員会の公式発表によると、野党FDCのKizza Besigye党首は37.4%の票を獲得し、その他の候補者の得票率はそれぞれ2%未満だった。」 [30a]

3.05 FH Report 2010は次のように報告している。「与党候補Museveni氏の対立候補である民主変革フォーラム (FDC) のKizza Besigye氏は国外に逃れていたが、2006年の大統領選挙のために帰国した。Besigye氏は反逆罪とレイプなどの容疑で逮捕され、選挙では59%の得票率を獲得したMuseveni氏に敗れた。NRMは同時に実施された議会選挙でも過半数議席を獲得した。Besigye氏はその後、レイプの容疑を晴らしたが、反逆罪については現在も未解決のままである。」 [11a]

3.06 同情報源はまた次のように記載している。

「2009年2月、Besigye氏はFDC党議長に再選され、2011年大統領選挙の党推薦候補となった。選挙にはMuseveni氏も立候補するものとみられた。新たな参戦者として元外務大臣で国連事務次長のOlara Otunnu氏が8月、23年ぶりに帰国した。

「[2009年]5月、投票率が低い中で地方議会選挙が行われた。選挙ではNRMが圧勝し、従来の権力基盤以外のエリアでも勝利を収めた。唯一健闘した野党はFDCだった。

「[2009年]9月、政府とBuganda地域の間で土地改革法をめぐる緊張が高まっていたが、Baganda族の国王Ronald Muwenda Mutebi IIの集会への参加を警察が阻止したことから、暴動に発展した。Kampalaで2日間にわたり発生した暴動で少なくとも20人が死亡し、数百人が拘束された。」 [11a]

神の抵抗軍との紛争：1986～2010年

3.07 米国国務省 (USSD) は2010年6月28日に発行したウガンダに関する背景概要の中

で次のようにコメントしている。

「ウガンダ政府の転覆を目指す非道徳的でカルト的な神の抵抗軍（LRA）は1986年以降、北部と東部で一般市民の殺害や誘拐を行った。LRAは政府の安定性を脅かすことはなかったが、その暴力的行為は一举に180万人の難民を生み出し、特に難民保護のため国内避難民（IDP）キャンプに難民を強制収容するという人道上の大惨事を引き起こした。

「ウガンダ人民防衛軍(UPDF) は2002年にウガンダ北部で反政府組織LRAに対し「鉄拳作戦」を展開し、スーダン政府の許可を得て南スーダンにあるLRAの拠点を対象に軍事攻撃を行った。スーダン政府は以前LRAを支持していた。

「2005年、ウガンダ軍はLRAをウガンダ北部から追放した。LRAはコンゴ民主共和国(D.R.C.)に逃れ、コンゴや南スーダン、時には中央アフリカ共和国（C.A.R）で活動を続けた。軍の圧力によりLRAは平和交渉を求めた。南スーダン政府のRiek Machar副大統領の仲介による和平プロセスは2年半に及び、2008年4月によりやく最終和平合意（FPA）にこぎつけた。

「しかしLRAのリーダー、Joseph KonyはFPAへの署名を拒み、D.R.C.、南スーダン、C.A.Rの地域住民に対して残虐行為を繰り返した。2008年12月、ウガンダ政府、D.R.C.、南スーダン及びC.A.Rは、D.R.C.北東部でLRAに対し合同軍事作戦を展開した。その後も軍事行動が続いている。

「2006年8月以降、ウガンダ北部ではLRAの攻撃が行われていないことから、180万人のIDPの大多数は自宅やその近辺に戻った。」

3.08 2011年1月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの*World Report 2011* (HRW World Report 2011), Ugandaは2010年の出来事をまとめ、次のように報告している。

「北部ウガンダでは比較的平穏な状態が続いているが、反政府武装組織の神の抵抗軍（LRA）は中央アフリカ共和国、南スーダン、コンゴ民主共和国北部（DRCに関する章を参照）の地域で殺害行為や誘拐を繰り返している。

「2005年にLRA指導者らに対し国際刑事裁判所が交付した逮捕状は未解決のままである。Museveni大統領はKampalaで「国際刑事裁判所」ICCの再検討会議が開かれるのに先立ち、ローマ規程を自国に取り入れる法案に署名したと伝えられた。新たに設置されたUgandan High CourtのWar Crimes Divisionは、故意による殺害、誘拐、広範囲の器物損壊の容疑で告発されたLRA戦闘員Thomas Kwoyeloに対する第一審裁判を2011年に開始するものとされる。Kwoyeloは恩赦を求めている。」 [41b]

反政府者（LRA戦闘員を含む）に対する恩赦

3.09 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009*, Uganda (USSD Report 2009)は、次のように報告している。

「政府は2000年以降、反逆罪に問われている元戦闘員に対し包括的恩赦を申し出て、LRA

その他の反政府組織からの離脱を求めている。これまでにおよそ23,500人がこの法律の恩恵を受けており、その半数以上が元LRA戦闘員であった。」 [30b] (セクション1d)

3.10 アムネスティ・インターナショナルも2008年2月20日付けの記事 *Uganda Strikes Deal with LRA on trial* の中で次のようにコメントしている。

「ウガンダ政府は神の抵抗軍 (LRA) と、LRA指導者らが裁かれる際の裁判地に関して司法取引を結んだ。人道に対する犯罪及び戦争犯罪に問われているLRA指導者らはこの取引の条件に基づき、国内法廷で裁判にかけられることになる。

「ローマ規程は、一度ICC (国際刑事裁判所) に引き渡された容疑者について、ウガンダ政府はその裁判をウガンダの裁判所に戻すよう申請できると定めている。ただしその判断は、ICCの予審裁判部が、逮捕状に指名されたLRAの容疑者を適正に取調べ、起訴する能力と意思がウガンダの裁判所にあると認めるかどうかによる。

「アムネスティ・インターナショナルは国際法のもとに犯罪容疑に問われているLRAメンバーに対し、直ちに国際刑事裁判所 (ICC) に自首するよう求めている。 [10e] 記事全文は [ここ](#) を参照。

4. 最近の状況

2010年7月、Kampala爆撃

4.01 議会調査部 (CRS) は2010年12月9日に発行したレポート *Uganda: Current Conditions and the Crisis in North Uganda* の中で次のように述べている。

「2010年7月11日、ウガンダの首都Kampalaでソマリアのテロリストグループ、アル・ジャバブによる複数の自爆テロが発生した。アメリカ人1人を含む76人が死亡し、80人以上が負傷したと推定される。国連、アフリカ連合、米国はこのテロ攻撃を非難した。現在20人を超える容疑者が収監されている。

(要約) テロ攻撃は、人々がW杯の決勝戦を観戦していたラグビー場とエチオピア料理店で発生した。翌日アル・ジャバブを代表してAli Mohamud Rageが「ウガンダとブルンジに警告を発する。ソマリアからAMISOM部隊を撤退させなければ、今後も爆弾テロが続き、ブジュンブラ (ブルンジの首都) でも起こるだろう」と犯行声明を出した。」 [81a] (最近の状況)

4.02 国外のウガンダ人、2010年5月24日報告

「昨日 [2010年5月23日] 午後5時、オバマ大統領は、先週米国議会で圧倒的多数で可決された「Lord's Resistance Army and Northern Uganda Recovery Act」に署名した。この法律は、Resolve Uganda、Invisible Children、Genocide Intervention networkなどの草の根組織が数年間にわたり北部ウガンダのために繰り広げてきた運動の末にもたらされた勝利である。オバマ大統領はこの法律を「積極的」に実施していくと述べた。

「神の抵抗軍はコンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、スーダンでの残虐行為を激化させており、この法律は重要なタイミングで成立した。ウガンダとコンゴの両政府はLRAが弱体化していると主張するが、ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、この武装組織は何百人もの民間人を殺害し、多くの女性を誘拐し、無数の子どもを組織の軍隊に徴用し続けているという。ヒューマン・ライツ・ウォッチのレポート「Trail of Death」は、128人のインタビューを通じて、LRAがコンゴ北東部地域で引き起こしているテロ攻撃について詳細に報告している。

「この法案のもとにオバマ大統領は、180日以内にLRA紛争を永久に終結させ、LRAの攻撃を受けたコンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、スーダンの地域での人道援助を強化するための戦略を打ち出す。また、同法はウガンダにおける調停および司法手続きを支援するための年100万ドルの援助金を割り当て、ウガンダ政府が2007年に導入したNorthern Uganda Development and Recovery Actを施行しない場合には、ウガンダへの海外援助を打ち切るとしている。

オバマ大統領はこの法律を「積極的に」施行することを約束し、LRAの攻撃を受けた地域、

特に子どもたちが誘拐され徴用されている地域に対し、懸念を示したとロイターは報道した。」 [40a]

4.03 2010年12月9日に発行されたCRSレポートは、2010年11月下旬の出来事について次のように述べている。

「オバマ政権は「神の抵抗軍の武装解除を支援するための戦略」と称する政策を発表した。新戦略では、民間人と地域の治安を脅かすLRAの脅威を排除するための支援を定め、次の4つの目標を掲げている。

1. 民間人の保護を強化する
 2. Joseph Konyおよび上層部指導者らを捕らえて戦闘地域から排除する
 3. LRA戦闘員の組織からの離脱、武装解除、解隊、再統合を促進する
 4. 攻撃を受けた地域において人道援助を受けやすくし、持続的に救援を提供する。」 [81a]
- (最近の状況) 最近の情報については最新ニュースを参照。

5. 憲法

5.01 2011年4月6日付けのCIA *World Factbook: Uganda*は、1995年10月8日に憲法が採択され、2005年に修正されたと記載している。「2005年の修正により、大統領の任期制限が撤廃され、複数政党制が合法化された。 [4a] (政府)

5.02 2010年5月に発表されたFreedom Houseレポート、*Freedom in the World 2010, Uganda*は2009年の出来事をまとめ (FH Report 2010) 、次のように報告している。

「国民会議は2002年にPolitical Parties and Organizations Actを可決し、政党の登録と活動のための条件が定められた。憲法裁判所は2003年、この法律の一部は違憲であると裁定し、2004年には自由な政党活動に対する制限を無効とした。2005年、ウガンダの有権者は、政党に課せられた禁止を撤廃し、現職大統領の第3期目の立候補禁止を取り消す憲法改正に賛成し、Museveni氏が2006年の再選を目指すことが可能となった。」 [11a]

5.03 1995年憲法の改正が2005年12月31日に発効した。女性、青年、障害者、および文化的指導者または従来の指導者の地方政府での発言権に関する規定は次の通り、維持される。

(b) 女性議員、議席の3分の1以上

(c) 青年および障害者議員

(d) 従来の指導者または文化的指導者が存在する地域で、その従来の指導者または文化的指導者が指名する、地域固有の文化的利益を代表する議員、ただし、地方議会議席の15%を超えないこと。

Fifth Schedule, Regional Governments, Article 178 Constitution (Amendment) (No 2)

2005 Act [45a] (Fifth Schedule, Regional Governments, Article 178)

The Constitution (Amendment) (No 2) 2005 Act は、[ここからアクセス](#)できる。

6. 政治体制

6.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009: Uganda (USSD Report 2009)*は、ウガンダについて次のように報告している。

「...支配的な国民抵抗運動(NRM)党のYoweri Museveni大統領が率いる立憲共和国である。」

[30b] (序文セクション)

行政府

6.02 中央情報局(CIA)は2011年4月6日に更新されたThe World Factbookで次のように報告している。「国家元首：Yoweri Kaguta Museveni大統領・中將(1986年1月26日以来政権を掌握)、注記—大統領は国家元首であり政府の首班でもある

「政府の首班：Yoweri Kaguta Museveni大統領・中將(1986年1月26日以来政権を掌握)、首相はApolo NSIBAMBI(1999年4月5日就任)、注記—首相は内閣の監督指揮により大統領を補佐する

「内閣：内閣は選出された議員の中から大統領が任命する(〔閣僚〕に関する詳細はWorld Leadersウェブサイトを参照)

「選挙：一般投票により5年任期で大統領が再選された。前回選挙は2006年2月23日に実施された(次回選挙は2011年2月18日)

「選挙結果：Yoweri Kaguta Museveni中將が大統領に選出された。得票率はYoweri Kaguta Museveni中將59.3%、Kizza Besigye氏37.4%、その他3.3%だった。

立法府

6.03 CIAはまたWorld Factbookの中で述べている。「一院制国民議会(332議席。215議席が一般投票により選出され、104議席が合法的に設置された特別利益団体により指名される[女性79名、軍人10名、障害者5名、青年5名、労働者5名]、職権上の議員13名、議員は5年の任期を務める)

「選挙：前回は2006年2月23日に実施された(次回選挙は2011年2月18日)

「選挙結果：政党別得票率—国民議会、政党別議席数—NRM 205、FDC 37、UPC 9、DP 8、CP 1、JEEMA 1、無所属 37、その他 34 [政党及び正式名称のリストは下記の政党を参照]」

6.04 CIAはさらに、World Factbookの2011年1月20日更新版の中で、ウガンダ政府は「共和国で...2005年改正により大統領の任期制限を廃止し、複数政党制を合法化した」と述べた。

[4a]

6.05 2010年5月に発表されたThe Freedom Houseレポート *Freedom in the World 2010*, Ugandaは2009年の出来事をまとめ、次のように報告している。

「ウガンダは選挙民主主義国である。一院制の国民議会と強大な権力を持つ任期制限のない大統領は、5年任期で選出される。現在の総議席数332のうち、215議席は直接選挙により選出され、104議席は女性、軍、青年、障害者、労働組合などの特別利益団体から間接的に選出される。職務上の13議席は閣僚により占められ、これらの議員は選出された議員ではなく、投票権を持たない。

「国民議会はある程度独立性を有し、政府高官を問責し、多数の政府措置や政策を監督して影響力を及ぼす。しかし、与党国民抵抗運動（NRM）と対立する野党の能力に関して重大な懸念が存在する。長期間続いた政党活動の禁止が2005年に撤廃されたが、政党登録に関する要件、投票者や候補者資格に関する規則、NRM候補者支持に対する政府財源の利用、Kiboko SquadやBlack Mambasなどの民兵組織による投票者や政府反対者に対する脅迫などにより、野党は現在も十分な活動を妨げられている。国民議会の軍人議員は公然とMuseveni大統領の選挙活動を繰り広げた。選挙委員会の独立性も疑問視されたが、Museveni氏は委員会メンバーを一新することなく、2009年8月に現職の議長を再び任命した。[11a]

政党

6.06 CIAは2011年1月12日に更新された*World Factbook*, Ugandaに、以下の政党リストを掲載している。

「保守党（CP） [Ken LUKYAMUZI]、民主党（DP） [Kizito SSEBAANA]、民主変革フォーラム（FDC） [Kizza Besigye]、Inter-Party Cooperation（IPC）（野党連合）、Justice Forum（JEEMA） [Muhammad Kibirige MAYANJA]、国民抵抗運動（NRM） [Yoweri Museveni]、Peoples Progressive Party（PPP） [Bidandi SSALI]、Ugandan People's Congress（UPC） [Miria OBOTE] 注記：2005年7月に実施された国民投票は、ウガンダの多数政党政治への移行に道を開いた。」 [4a] (政府)

参政権の詳細についてはセクション13「政治的所属」を参照。付録B「政治組織」を参照。2011年2月の国政選挙結果については最新ニュースを参照。

人権

7. はじめに

7.01 2010年4月付けの*Countries at the Crossroads 2010, Country Report –Uganda*は、次のように報告している。

「過去20年間に政治および経済は大きく進展したものの、私的政権の様相をますます強めるYoweri Museveni大統領の任命権に基づく支配は、ウガンダの民主主義と法の支配の発展を阻む最大の障害となっている。ウガンダの重要な民族、地域、宗教の分裂もまた、基本的な自由を守り、腐敗を防止するための努力を複雑化した。国内で最も貧しい過疎地帯である北部地域出身の民間人および軍の有力者が、1962年の独立から1986年にMuseveniとその国民抵抗軍（NRA）が政権を掌握するまでの期間、政権を支配していた。以前は中央地域だったBugandaの官僚らは自分たちの地域の教育と経済上の利益を守るため、常に国家政府に抵抗していた。民主主義、市民的自由、政府責任の発展は2005年12月から2009年3月までの期間停滞した。その大きな要因は、逆説的であるが、Museveniが自己の支配と政治の独占を拡大するための策略手段の1つとして複数政党による選挙を復活させたことである。「無党」政治体制のもとで最後となる2期目の任期が過ぎてもMuseveniは退かず、2005年に2つの憲法改正の手はずを整えた。その1つは大統領の任期制限の廃止、もう1つは政党の復活である。この画策は、2006年のMuseveniの再選とMuseveni率いる「新」政党、国民抵抗運動（NRM）による3分の2の過半数議席の獲得へと道を開いた。

「その後の3年間 [2006～2009年]、政策決定におけるMuseveni個人の決定的な役割は変わることなく続いた。市民団体および議会のメンバーらは代替策を求めて奮闘し続けたが、その効果は低下していった。メディアは繰り返し汚職事件を報道し、検察官は元軍司令官や複数の中間層官吏を追及し、有罪判決が下された。しかし、権力の上層部にいる政治家を有罪にすることはできなかった。それでも大統領は自己の政治的利益が脅かされないときには、定められた制度の範囲内で業務を進め、意に沿わない場合でも従来の規則の文面に厳密に従った。」

7.02 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は2011年1月に発表した2010年の出来事をまとめた*World Report 2011 Uganda*の中で次のように報告している。

「2011年2月に予定されている大統領選挙および議会選挙に向けて圧力が強まる中、2010年のウガンダでは集会と表現の自由が脅かされた。政府に批判的なジャーナリストは脅迫され、場合によっては国家機関や与党議員によって犯罪容疑をかけられた。治安組織や準軍組織は継続的に容疑者の不法な拘束、拷問を行い、死に至るケースも発生した。人権侵害

に対する刑事責任は相変わらず問われないままだった。その一例として、2009年9月に発生した暴動で軍警察により少なくとも40人が殺害された事件について、ウガンダは捜査も起訴もしなかった。

「2011年選挙に向けて暴力行為の横行に対する懸念は、2010年8月の与党国民抵抗運動の予備選挙をめぐる不正行為によっていっそう強まった。暴行、脅迫、賄賂などを申立てる約350件の陳情が党の選挙委員会に提出された。本レポートの作成時点もこれらの件について捜査が続けられている。」 [41b]

7.03 2010年5月27日に発行されたアムネスティ・インターナショナルの2010年レポート、*The state of the world's human rights: Uganda (AI Report 2010)* は2009年の出来事をまとめ、次のように報告している。

「警察官は不法な殺害、拷問その他の虐待行為を含む人権侵害に対して釈明するいかなる責任も持たず、政府は表現の自由と報道の自由を弾圧した。性暴力が横行しているにもかかわらず、加害者を法のもとに裁くことも、以前から約束されていた法律改革の実施もほとんど進展が見られなかった。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性同一性障害者といった人々（LGBT）は差別その他の人権侵害を受けており、ある法案がこうした人々に対する差別をいっそう定着させる懸念がある。複数件の死刑宣告がなされたが、執行された例はなかった。」 [10a]

7.04 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009: Uganda (USSD Report 2009)*は序文の中で次のように報告している。

「同国で見受けられた深刻な人権侵害問題として、恣意的または政治的動機による殺害、自警団員による殺害、政治的理由による略取、大衆・民族に対する暴力、容疑者や被拘禁者に対する拷問・虐待、刑務所内の苛酷な状況、政府官吏の免責、恣意的または政治的理由による逮捕・拘禁、隔離および公判前の長期にわたる拘禁、公正な裁判を受ける権利や言論、報道、集会、結社、宗教の自由に対する制約、野党に対する制約、選挙違反、政治腐敗、女性や児童に対する暴力・差別（女性性器切除（FGM）、児童に対する性的虐待、風習による児童の殺害など）、人身売買、障害者や同性愛者に対する暴力・差別、労働者の権利の制約、児童労働などの強制労働が挙げられる。」

[30b]

7.05 HRW（ヒューマン・ライツ・ウォッチ）の*World Report 2011: Uganda*は次のように報告している。

「選挙委員会の妥協に対する野党の抗議デモに対し、警察は残虐行為で対応した。例をあげると、[2010年]1月、野党連合の女性33人が不法集会の容疑をかけられ、6月に法廷から退場するこれらの女性に対し警察は激しい暴力を加え、4人が病院に運ばれた。」

「ウガンダの政府官吏は選挙を巡る暴力行為に携わった政府関係者の責任を問えないことがしばしばだった。2010年はこうした状況が続き、3月のRukiga補欠選挙では警察が6人の野党支持者を拘禁し、被拘禁者に食糧を届けようとした別の2人に暴行を加え、1人が昏睡状態に陥ったが、警察はいかなる罪にも問われなかった。」 [41b]

7.06 同情報源はまた次のように報告している。

「ウガンダ政府は報道と刑罰に関する法律を利用してジャーナリストを訴追し、合法的に活動できるジャーナリストを制限し、正当な手続きを経ることなく放送事業免許を取り消している。特に首都以外のジャーナリストは嫌がらせや脅迫を受けている。2009年9月の暴動発生時にCBSラジオは治安警察により放送停止を余儀なくされた後、2010年10月に放送再開を許可された。法廷の場で政府はいかなる不正行為に対する証拠も提出しなかった。

「8月、憲法裁判所は5年ぶりに判決を下し、扇動罪は違憲であるとした。同裁判所は、宗教、部族、民族、出身地域を理由とする「悪意の感情や敵対心」を煽るあらゆる行為を禁じた「分派主義的扇動」罪は合憲と裁定した。

報じられている政府による一部民族の優遇を批判した少なくとも4人のジャーナリストと数人の野党政治家がこの容疑をかけられたことにより、論争は沈静化した。

「本レポートの執筆時点で政府は報道法の修正案を検討しており、この修正案が通れば表現の自由に対する危機がいつそう高まることになる。」 [41b]

言論の自由を脅かす問題の全貌については、セクション14の「言論と報道の自由」を参照。

7.07 さらにHRW *World Report 2011: Uganda*は次のように報告している。

「選挙が近づく中、問題の多い独裁主義的傾向を示す議会と内閣は多数の抑圧的な法律制定に向けて法案を作成し、議論した。

「法案Public Order Management Billは、すべての大衆集会の管理において警察査察官および内政担当大臣に広範囲にわたる自由裁量権を与えるものである。同法案は多数の義務を大衆集会の主催者に課しているが、これらは集会と言論の自由に対する権利を侵害するものである。また同法案は、政府関係者が討論の実施と内容を規制することを許可する。憲法裁判所はこれまでの裁判で既にこれらの規制のいくつかを違憲と見なしている。

「法案Press and Journalist Amendment Billは、印刷物メディアに対し、毎年政府の規制機関に登録し、事業許可を取得することを要求している。これにより、メディア審議会が新聞の「価値」についての独自の審査に基づいて事業許可を与えなかったり、意のままに許可を取消すことが可能になる。」 [41b]

7.08 Refugee Law Projectは、*The Rise & Fall of Human Rights in Uganda?* の中で、2010年12月10日の人権デーにおけるウガンダの人権の実態について報じている。 [20a]

7.09 ウガンダは以下の国連条約について批准または同意している。

- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR） 1987年1月21日に同意。条件なし
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR） 1995年6月21日に同意。条件なし。
選択議定書に1995年11月14日に同意
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（ERD） 1980年11月21日に同意。条件なし
- 女性差別撤廃条約（CEDAW） 1985年7月22日に批准。条件なし
- 子どもの権利条約（CRC） 1990年8月17日に批准。条件なし
- International Convention on the protection of the Rights of all Migrant Workers and Their Families（CMV） 1995年11月14日に同意
- 障害者権利条約（CRPD） 2008年9月25日に批准。条件なし[16a]

7.10 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットは2011年1月7日付けの*Country Report, Uganda*で次のように記載している。「エコノミスト・インテリジェンス・ユニットの2010年民主主義指数でウガンダは167か国中98位に位置し、2008年の順位から3位上がった。同国の全体的な得点（10点満点）は2008年の5.03点から2010年は5.05点に上がった。得点は大幅に伸びなかったものの、経済及び財政危機の影響を受けて世界的に前回までの民主化の歩みが退歩したため、相対的に順位が上がった。ウガンダは、「混合政治体制」と見なされるアフリカ諸国（タンザニア、ガーナ、セネガル、モザンビーク）の間では順位を維持した。これは「欠陥のある民主主義」に分類される南アフリカ、ナミビア、ガーナ、ボツワナに次ぐ順位である。モーリシャスはアフリカ大陸で唯一「完全な民主主義」体制を維持している。

8. 治安部隊

8.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009: Uganda (USSD Report 2009)* は、次のように記載している。

「内政担当大臣に属するウガンダ警察 (UPF)は法の執行に対して主要な責任を負う。〔ウガンダ人民防衛軍〕UPDFは対外的な安全保障を担う主要な国軍であるが、北部の秩序維持の責任も一部担い、反乱軍の攻撃から民間人の〔国内避難民〕IDPを保護し、Karamoja地域における氏族間の家畜襲撃に起因する暴力行為を防止するため北部に展開された。Internal Security Organization (ISO)およびExternal Security Organization (ESO)は、大統領および安全保障担当大臣の直接の支配下にある主要な治安組織かつ諜報組織で、たびたび民間人を拘禁した。〔Chieftancy of Military Intelligence〕CMIはウガンダ人民防衛軍 (UPDF) の権力下に合法的に置かれているが、ISOやESOのように半独立的な組織として、反政府やテロ活動の疑いのある民間人をたびたび拘禁している。CMI下の民兵組織Joint Anti-terrorism Taskforce (JATT)は正式な委任を受けていないが、反政府やテロ活動の疑いのある多数の民間人を不法に拘禁した。JATTは、UPDF、警察、ISO、ESOから抜粋されたメンバーで構成される合同司令部である。〔Local Defence Units – 地元の民兵組織〕LDUは政府の民間人保護政策を強化し、時には軍事作戦に参加し、治安維持活動も行う。[30b] (セクション 1c)

8.02 USSD Report 2009の序文に次のように記載されている。「文官当局は全体として治安部隊を効果的に管理する一方、治安部隊の一部はたびたび政府当局から独立して活動を行った。」同じ件に関して、2010年5月に発表されたFreedom Houseレポート*Countries at the Crossroads 2010, (FH CC 2010)* では次のように報告されている。「大統領が効果的に治安部隊をコントロールしているため、文官による監視がなされているが、それは制度的というよりも個人的性質を帯びたものである。立法府と司法府は効果的な指揮監督能力に欠ける。」 [30b] (法の支配 p11)

警察

8.03 2010年9月7日に閲覧したウガンダ警察 (UPF) のウェブサイト (日付記載なし) には、次の取締り組織のリストが記載されていた。

- 管理部
- 運営部
- 犯罪捜査部
- テロ対策部
- 調査、計画、開発部
- Political Commissariat

- 情報及び通信技術
- 人事開発及び管理
- ロジスティクス及びエンジニアリング
- 国際刑事警察機構及び平和支援活動 [49a] (Directorates)

8.04 USSD Report 2009は「UPFは、低い報酬、不十分な車両・設備・訓練など、継続的に資源が不足していた。汚職や責任免除の問題が存在した。[2009年] 年末までに24人の警官が汚職容疑をかけられが、収賄を理由に免職された警官はいなかった。」と報告した。免責及び警官の責任追及の仕組みに関する詳細については、下記のサブセクション「苦情申立ての手段」を参照。汚職全般に関する情報は、セクション16「汚職」を参照。

8.05 USSD Report 2009 はまた、次のように記載している。

「UPDFは北部及びKaramoja地域における法の執行責任をUPFに委譲する政策を継続的に進めた。その年、UPFは新たに30人の[特別警官 - 警察隊を補強するために指名・配備された地域住民] SPCを各サブカウンティの本部に、12人のSPCを地方自治体の各地区に配備した。新たなSPCの多くは元LDUメンバーで、LDU全体の人数は減少を続けている。北部における6700人の警官のうち4500人を、警官としての訓練を受けていない、契約により雇われたSPCが占めた。」 [30b] (セクション 1d)

8.06 同情報源は、また次のように記載している。

「[Ugandan High Rights Commission] UHRC及び[赤十字国際委員会] ICRC、国連人権高等弁務官事務所などの国際組織と協力して、UPDFと警察は警官を対象に国際的に認められた人権基準に関する訓練を継続して実施した。その年、289人の警官が人権と憲法に関するワークショップに参加した。警察、UPDF、刑務所サービス局もそれぞれの訓練プログラムで人権マニュアルを使用した。」 [30b]

(セクション1c)

8.07 UPFの背景については、カナダの移住と難民の委員会が提示した情報請求に対する2008年6月3日付け回答「*Overview of the police force, including structure, size and division of duties; police militarization; existence of police complaints authority and recourse available to individuals who file complaints against the police* (警官隊の構成、規模、職務分担などの概要、警察の軍隊化、警察への不満に対応する当局の存在と、警察への不満申立人が入手できる情報源)」を参照。[14b]

8.08 USSD Report 2009はまた、次のように記載している。

「デモ隊を解散させるために警察が用いた実弾などの過度の武力行使により、死亡者や負

傷者が出た。例をあげると、2月16日、Nakaseke地域でKaloke Christian高校の生徒で学校の給食の質に対して抗議していたWilliam ByamugishaとDaniel TumwineをSPCのPaul Baitaが射殺したと伝えられた。他に4人の生徒が負傷し、治療が必要となった。3月11日、Nakasekeの裁判所はBaitaを殺人未遂の容疑で刑務所に再び拘禁した。警察の捜査は年末まで続いた。」

[30b]

軍隊

8.09 軍隊（ウガンダ人民防衛軍（UPDF）） - 陸軍、空軍、海軍で構成 - は総勢5万1000人の兵士を擁し、さらに3万人の予備兵が存在する（2010年6月15日に更新されたJaneのSecurity Country Risk Assessment (SCRA)）。 [29a] (軍隊) 徴兵制度は存在しないが、軍隊に入隊すると9年間の兵役義務が課せられる。「...政府は18歳未満の徴兵はしかるべき同意のもとに行われ、明らかに13歳未満の者は軍隊に入隊させない」と述べた。：（2010年8月18日に更新された中央情報局のThe World Factbook, Uganda） [4a] (軍)

8.10 2010年6月15日に更新されたJaneの Security Country Risk Assessment (SCRA) レポートは、次のようにコメントしている。

「ウガンダ人民防衛軍（UPDF）は中央アフリカ有数の最強軍隊であり、5万1000人の正規兵士と3万人の予備兵を擁し、強大な武力を有する。ウガンダ国内及びコンゴ民主共和国（DRC）の複数の組織の支持を受けた反政府軍に対する10年に及ぶ軍事行動によって、UPDFは戦闘能力と経験を蓄積し、アフリカで比類のない軍隊に成長した。しかし、UPDFはいまだに完全にプロフェッショナルな軍隊とは言えず、西部を拠点とするゲリラ軍をそのルーツとする体質が色濃く残っている。東部DRCに配備されたUPDF武官が鉱物採取その他の違法行為に携わるといった汚職問題が存在している。軍が文官当局に従属する組織であることに疑いの余地はないものの、もはやかつてのようにMuseveniに忠実な組織ではなくなっており、特に下位兵士たちの間でその傾向が顕著である。しかし、Museveni大統領による軍の掌握がかつてほど強力ではないものの、軍事クーデターの企てが発覚を免れる可能性はほとんどなく、クーデターが成功する確率はさらに低い。」 [29b] (軍隊)

8.11 2009年2月18日に更新されたJaneのSCRA, Uganda, Executive summaryは、次のように述べている。

「治安が重大問題であり続ける限り、ウガンダ人民防衛軍（UPDF）は国家政策に不相応な影響力を持ち続け、社会の軍国主義的な状況は変わらないだろう。」 [29a] FH CC 2010 レポートは次のように報告している。「治安部隊は国政プロセスに頻繁に介入している。ウガンダが複数政党制に戻ったにもかかわらず、Army Councilは議会でUPDFを代表する10

人の軍の武官を指名し続けており、これらの議員は「国民抵抗運動 - 与党」NRMの政策を支持するよう要求される。」 [11b] (法の支配)

上記に加えて、参政権と野党の処遇に関する詳細情報についてセクション 13「政治的所属」を参照。

その他の政府軍

8.12 2009年4月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) のレポート、*Open Secret, Illegal detention and torture by the Joint Anti-terrorism Taskforce in Uganda* (HRW Open Secret report) は、次のように述べている。

「憲法のもと、警察は法と秩序の維持、犯罪の検知及び防止を委任されているが、実際にはウガンダにおける法の執行は、対立する司令階層を持つ様々な機関や任務部隊によっても実施されており、文官当局による監督の効果は非常に限られている。過去10年間に法の執行と諜報の部門において、法律に成文化された正式な委任を受けていない臨時の治安組織の活動が急増しており、その一部は複数の国家機関で構成されている。」 [41d] (ウガンダの治安組織構成、p15)

8.13 同情報源はさらに、次のように記載している。

「これらの組織の1つがJoint Anti-Terrorism Task Force (JATT) で、他にもPopular Intelligence Network (PIN)、Kalangala Action Plan (KAP)、Black Mambas、Operation Wembleyとその後継者、Violent Crime Crack Unit (VCCU)とその後継者、Rapid Response Unit (RRU)などが存在する。これらの組織はすべて、人権侵害行為をそれぞれに非難されてきた。そのうちPIN (1996年に神の抵抗軍 (LRA) への協力者を発掘するために軍に協力した、結末のゆるい民間人ネットワーク) やKPA (2001年選挙への出馬の際にMuseveni大統領が発足させた武装組織) などの組織は比較的、存続期間が短かった。KAPはMuseveni大統領の国民抵抗運動 (NRM) の忠臣メンバーで構成され、大統領から「動乱地域の政治的措置実行グループ」と称された。」 [41d] (ウガンダの治安組織構成、p15)

Joint Anti-Terrorism Task Force (JATT)

8.14 HRW Open Secretレポートは、次のように記載している。

「JATTは1999年に結成された合同組織で、その要員として軍隊 (ウガンダ人民防衛軍 (UPDF))、警察、国内及び海外の諜報組織のメンバーが引き入れられた。軍隊の諜報機関であるChieftaincy of Military Intelligence (CMI)は作戦指揮を担う。JATTは成文化された正式な任命を受けていないが、CMIの責任者がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによれば、JATTはコンゴ民主共和国に拠点を置くウガンダの反政府組織、民主勢力同盟

(ADF)の脅威に対処するために設置されたという。しかし、アル・カイダなどの他の組織とつながりがあるとされる個人もJATTの標的となっている。元被拘禁者らもヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、長期にわたってKololoに拘禁されたウガンダ人以外の被拘禁者について語ったが「Kampalaの名の由来となった郊外での不法拘禁」、これらの人々のほとんどがなぜ拘禁されたかは不明である。」 [41d] (サマリー, p3)

8.15 同情報源はまた次のように記載している。

「JATTは、1998年にKampalaで発生した、反政府組織、民主勢力同盟 (ADF)による犯行とされた爆発事件を「処理し、鎮圧」するために1999年5月13日に特別に設置された。JATTを率いる反テロリズム活動の指揮者はUPDFの上官で、「作戦の統括者」である軍諜報部の長官に直属する。」...JATTは法令または公式な司令によらずに設置されたため、法的に指定された権限や法執行の任命を一切受けていない。...Ministry of Internal Affairsの高官 [HRWは氏名を明かしていない] によれば、JATTに関する当初の計画には逮捕や拘禁権限は含まれていなかったが、その任務は法律に明文化されていないため、何年かの間に指揮者が変わるのに応じてJATTの活動—そしてJATTが犯した虐待行為—も変化した。同高官はまた、JATTは徐々に報酬を受け取る情報提供者に頼るようになったと語った。そうした情報提供者らは真実を語るとは限らず、個人的な恨みを晴らす目的の者もいるという。「JATTは強力になったが、始末に終えない。」

[41d] (The Joint Anti-Terrorism Task Force, ps20-21)

ウガンダにおけるその他の政府治安機関の活動概要は、このセクションの最初の項を参照。

政府軍による人権侵害

8.16 Freedom Houseの*Country at the Crossroads Report 2010*は次のように述べている。

「国家テロや不当な投獄からの保護はいまだ不十分なままである」 [11b] (市民の自由)

USSD Report 2009の序文に、人権「問題」には恣意的及び政治的理由による逮捕、拘禁、殺害、政治的理由による略取、容疑者及び被拘禁者の拷問が含まれると記載されている。 [30b] FH CC 2010レポートには次のように記載されている。「治安部隊は司法手続によらない殺害、拷問を続け、行方不明者を生み出している。これらの行為はすべて憲法で禁じられている。国の軍隊であるウガンダ人民防衛軍 (UPDF) は長年にわたり人権侵害を続けてきた経歴を持つ。...警察もまた残虐行為を行っている。 [11b] (市民の自由)

USSD Report 2009にも次のように報告されている。「治安部隊の行き過ぎた武力行使による死亡 [および] ...逮捕、立ち退き、土地争いの際に...野党政治家、宗教団体メンバー、デモ参加者を解散させるために...警察が行った過度の武力行使により死傷者が発生した。」 [30b] (セクション1a)

8.17 USSD Report 2009は次のように記載している。

「[Foundation for Human Rights Commission] FHRIによれば、この年CMI (Chieftaincy of Military Intelligence) は民間人4人を、[Joint Anti-Terrorism Task Force] JATTは民間人1人を隔離された状態で拘禁した。年末までに解放された被拘禁者は1人もいなかった。さらに信頼できる報告によると、警察は最近逮捕した被拘禁者を、居場所を突き止めようとする家族を攪乱するためある収容所から別の収容所に移動させた。[ヒューマン・ライツ・ウォッチ] HRWは4月8日付けのレポートで、次のように報告している。「JATTメンバーは容疑者に目隠しをし、手錠をかけ、時には暴行を加えながらKololoの収容所に連行することを頻繁に繰り返した。被拘禁者は弁護士や家族に接触することもできず、自分の居場所を他の被拘禁者に聞くか、Kololo収容所から見えるKampalaの目立つ建物で見当を付けるしかなかった。」

「複数の人権保護団体が、家畜襲撃へのウガンダ人民防衛軍 (UPDF) の対応や政府の武装解除作戦に関連してUPDFに逮捕された個人の処遇について懸念を表明した。

「人権保護団体らは、政府は民間人を軍の施設や、隠れ家とされている未登録の収容所に拘禁しており、被拘禁者は隔離された状態にあると報告した。政府はこれを否定し、そうした収容所を維持し続けた。

「10月、ある官公吏の妻が警官によって1週間以上不法に拘禁され、居場所も不明なまま拷問の脅威にさらされたという申立てを受けた後、警察査察官は警察の[即応部隊] RRU上層部のメンバーを入れ替えた。RRUの部隊長、Emmanuel Muhairwe司令官と2人の副官、Peter Kakonge及びEmmanuel Bwembaleは研修のための長期休職を命じられた。

「警察は、Kampalaで暴動が発生した[2010年]9月10～12日の期間を中心に、数百人ものデモ参加者を恣意的に逮捕した。

「そうした行為は憲法と法律によって禁じられているが、治安部隊メンバーは容疑者を拷問し、暴行を加えたため死亡者が出た。未登録の収容所では自白を強要する目的で拷問が日常的に行われた。[30b]

8.18 ウガンダ人権委員会 (UHRC)は、2010年10月に発表した12th Annual Report 2009で、人権侵害の申立てを文書化した。2009年にUHRCが受けた申立ては「...916件で、2008年は1060件だった。従って、厳しい許容基準の適用、申立てに対する対応の変更及び取り組み姿勢の改善によって、ウガンダでは人権の尊重が大幅に改善された。

「申立て件数が最も多かった4つの人権侵害は、件数の多い順に[原文のまま一少ない順に]拷問や残虐行為、非人道的または侮辱的な扱いまたは処罰を受けない権利の侵害(全申立て件数の31.0%)、48時間を超える拘禁(19.4%)、子どもを扶養する権利の否認(17.1%)、財産の没収(10.4%)だった。最も多かった申立ての対象はウガンダ警察 (UPF) で、UPFに対する申立ての合計285件のうち、拷問や残虐行為、非人道的または侮辱的な扱いまたは処罰を受けない権利の侵害が最も多く、154件にのぼった。...さらに、少なくとも106件がウ

ガンダ人民防衛軍（UPDF）に対する申立てで、やはり最も多かったのが拷問や残虐行為、非人道的または侮辱的な扱いはまたは処罰を受けない権利の侵害の訴えだった。

申立て件数が大幅に増加したのは、即応部隊に対する申立てで、2008年の26件から2009年には2倍以上の55件に急増し、増加率は111.5%となった。同様に急激な増加を示したのは、Internal Security Organisationに対する申立てで、57.1%増加した（2008年7件から2009年11件）。また、Chieftaincy of Military Intelligenceに対する申立ても2008年の2件から2倍以上増加し、2009年は7件となった。

「ウガンダ刑務所サービス局に対する申立ては2008年の33件から2009年は29件に減少し、減少率は12.1%だった。」 “[32d] (xvii-xviii)

UHRCに提出され、文書化された人権侵害の申立て（すべての申立てが検証されている訳ではない）の詳細については、第12回年間レポートを参照することをお勧めする。また、セクション22「Trafficking」も併せて参照していただきたい。

恣意的な逮捕と拘禁

8.19 USSD Report 2009によれば、恣意的な逮捕と拘禁は憲法及び法律で禁止されているにもかかわらず、「治安部隊の要員はこの年、恣意的に民間人を強制的に逮捕、拘禁した。」 [30b] (セクション 1d) 2010年1月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）のWorld Report 2010（HRW World Report 2010）は2009年の出来事をまとめ、その他の虐待行為の中でも、Joint Anti-Terrorism Taskforce（JATT）による恣意的な逮捕と拘禁を挙げている。同レポートは次のように報告している。

「JATTが関与する5人の「行方不明者」に関して弁護士らは人身保護令状請求を [2009年] 7月に提出した。ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査で既に、JATTが5人全員を何の容疑もなく数か月にわたり監禁していたことが発覚していた。高等裁判所はJATTに対し、5人を法定に出廷させるよう命じたが、この命令を無視して政府は容疑者を出廷させず、最近5人についてAmnesty Commissionに報告したと主張した。5人は反政府活動への関与を認めたとされ、最終的に恩赦を与えられ、釈放された。高等裁判所は5人による自白と恩赦の要請の任意性に疑問を抱き、彼らは非合法に拘禁されたことから恩赦は不法であると裁断した。

[2009年] 4月および5月に政府軍は北部ウガンダで14人を逮捕し、容疑のないままに数週間にもわたりJATT本部に拘禁し、虐待を加えた。人身保護の請求がなされた後、14人は法定に出廷させられ、今まで知られていなかった反政府組織のメンバーとして告発された。本レポートの執筆時点においても全員が反逆罪の容疑で留置されたままである。」 [41c]

8.20 2011年1月に発表されたHRW World Report 2011は2010年の出来事をまとめ、次のように報告している。

「以前Operation Wembley及びViolent Crimes Crack Unitと呼ばれていた即応部隊（RRU）は、

武装犯罪を取り締まるための警察部隊で、憲法で定める48時間を超えて容疑もなく人々を拘禁し続けている。今年、RRUの拘禁中に拷問が原因で少なくとも2人が死亡した。2人はRRUに捕らえられ、長期間軍事裁判にかけられることなく拘禁されたままだった。軍事裁判の緩慢さが原因で、被告は再拘禁され、問われた容疑に相応する最高刑よりも長い期間にわたって拘束される結果となった。[41b]

8.21 HRW Open Secret レポートは次のように述べている。

「JATTはその活動の中で重大な人権侵害を犯してきた。これらの侵害には、テロや反逆罪の容疑者をKololoのJATT本部に長期間拘禁し、隔離された状態に置き、Kololo及び同様にKampala郊外にあるKitanteの軍諜報本部での尋問中に日常的に拷問を行っていることが挙げられる。2008年8月から2009年2月にかけて行った調査でヒューマン・ライツ・ウォッチは、JATTによる1週間から11か月を超える違法な拘禁事件106件を文書に記録した。これらの事件は調査前の2年間に発生したもので、最も最近のケースは2008年の終わりに発生した。106件の大多数は、ウガンダが2007年11月に主催した英連邦首脳会議（CHOGM）までの数か月間に発生した。」 [41d] (サマリー, p2-3)

JATTの逮捕および拘禁にかかわる人権侵害などの行為の詳細は、HRW Open Secret Reportを参照。

8.22 USSD Report 2009はHRWの調査に関連して次のように述べている。

「106件のうち6件は、容疑のないまま1年を超えて拘禁されたケースである。CMIは容疑者の拘禁を認めた。[2009年]7月27日、高等裁判所はUPDFに対し、5人の被拘禁者—Muhammad Adam Sekulima、Fatima Nantongo、Ismail Kambale、Abdulrahman Kijjambu、Abdul Hamid Lugemwa—を裁判に出廷させるよう命じた。5人全員が反政府組織ADFのメンバーとして告発された。しかし、UPDFは高等裁判所の命令に従わず、5人の被拘禁者をUganda Amnesty Commissionに委ね、恩赦を申請した。7月31日、Amnesty Commissionは5人の容疑者に恩赦を与えた。CMIによれば、2月28日、当局は6人目の容疑者、Hamuza Mwebeを殺害に関与した容疑で逮捕したが、証拠不十分で2008年11月に釈放していた。」

[30b] (セクション 1d)

8.23 USSD Report 2009は次のように報告している。「警察の犯罪一掃活動で行われた一斉逮捕には、扇動、反逆罪、暴力教唆、テロ行為の容疑に基づく逮捕と同様、相変わらず問題があった。扇動、反逆罪、暴力教唆、テロ行為を疑われた人々は、明確な容疑のないままの拘禁や、未登録の非公式な施設での拘禁、拷問などの虐待といった数々の虐待行為に晒された。」 [30b] (セクション1c)

8.24 同レポートはまた次のように述べている。

「UHRCはこの年〔2009年〕、恣意的に逮捕されたと訴える者による149件の申立てを受けました。政府は同年に恣意的に逮捕された一部の犠牲者に対し補償金を支払ったが、政府補償金の支払いは遅れることがしばしばだった。2008年4月に元UHRC議長、Margret Sekaggya氏により提出された、犠牲者に補償金を支払うための国家基金の設立請願に関して進展はなかった。過去の補償金の支払いは、Ministry of Justice and Constitutional Affairsが管理する一般的な政府基金を利用して行われた。…人権保護団体らは、政府が軍の収容施設や隠れ家とされる未登録の収容所に民間人を拘禁したと報告した。ほとんどの被拘禁者は隔離された状態に置かれた。政府はこれを否定し、こうした収容所を維持し続けた。」 [41d] (セクション1c)

8.25 USSD Report 2009はまた次のように述べている。

「FHRI (Foundation for Human Rights Commission) によれば、この年、CMI (Chieftaincy of Military Intelligence) は民間人4人を、JATT (Joint Anti-Terrorism Task Force) は民間人1人を隔離された状態で拘禁した。年末までに解放された被拘禁者は1人もいなかった。さらに信頼できる報告によると、警察は最近逮捕した被拘禁者を、居場所を突き止めようとする家族を攪乱するためにある収容所から別の収容所に移動させた。HRW (ヒューマン・ライツ・ウォッチ) は4月8日付けのレポートで、次のように報告している。「JATTメンバーは容疑者に目隠しをし、手錠をかけ、時には暴行を加えながらKololoの収容所に連行することを頻繁に繰り返した。被拘禁者は弁護士や家族に接触することもできず、自分の居場所を他の被拘禁者に聞くか、Kololo収容所から見えるKampalaの目立つ建物で見当を付けるしかなかった。」 [30b]

8.26 同情報源は、また次のように述べている。

「人権保護団体らは、政府が軍の収容施設や隠れ家とされる未登録の収容所に民間人を拘禁したと報告した。ほとんどの被拘禁者は隔離された状態に置かれた。政府はこれを否定し、こうした収容所を維持し続けた。」

「〔2009年〕10月、警察の査察官は、ある官公吏の妻が警官によって1週間以上不法に拘禁され、居場所も不明なまま拷問の脅威にさらされたという申立てを受けた後、警察のRRU (即応部隊) の上層部メンバーを入れ替えた。RRUの部隊長、Emmanuel Muhairwe司令官と2人の副官、Peter Kakonge及びEmmanuel Bwembaleは研修のための長期休職を命じられた。

「警察は、Kampalaで暴動が発生した9月10～12日の期間を中心に、数百人ものデモ参加者を恣意的に逮捕した。」 [30b]

拘禁権限の法的根拠については、セクション 10「逮捕と拘禁 – 法的権限」を参照。

拷問、虐待、過度の武力行使

8.27 HRW Open Secretレポートは次のように報告している。「ウガンダでは国内法で拷問を明確に犯罪と見なしていないが、憲法や反テロリズム法など、様々な法律で拷問を禁じる規定がある。Richard Buteera公訴局長官によれば、拷問を犯した者は刑法に定める残虐な身体的加害または暴行の容疑に問われる可能性があるという。」

[41d] (適用される国内法令、p18)

UHRCおよびCoalitionによる2010年6月21日付けの拷問に反対する記者発表は、次のように報告している。

「ウガンダは1996年に批准した、拷問および残虐行為、非人道的または侮辱的な扱いまたは処罰に反対する国際条約をいまだに国内に導入していない。1995年 [ウガンダ] 憲法第24条は、拷問および残虐行為、非人道的または侮辱的な扱いまたは処罰を受けない権利を基本的人権と認めており、憲法第44(a) 条はそれを停止できない権利としている。現在まで、これらの [UN CAT委員会によりウガンダ政府に対してなされた拷問防止対策の実施] 提案は未だに実行されておらず、現在も人々に対する拷問や侮辱的な扱いは後を絶たない。」

[32e]

8.28 FH CC 2010レポートは次のように記載している。「ウガンダ人権委員会 (UHRC) を含む市民連合は、法案Prohibition and Prevention of Torture Bill of 2009を作成した。」 [11d] (法の支配)

Monitorは記事Enact Anti-Torture Bill, Say Activistsの中で2010年9月14日の状況について述べている。「人権活動家らは政府に対し、間もなく行われる総選挙の前にAnti-Torture Bill 2009を制定して拷問を停止させるための法的枠組を強化するよう働きかけることについて、全会一致で合意した。」 [9f] 本レポートの執筆時点この反拷問法案はまだ成立していない。法案の写しはAssociation for the Prevention of Tortureのウェブサイトで入手可能で、ここからアクセスできる。 [51a]

8.29 USSD Report 2009は次のように記載している。

「...信頼できる報告によれば、治安部隊が容疑者を拷問し、暴行を加えた結果、数人が死亡した。...拷問は未登録の収容施設で自白を強要するために日常的に行われていた。 [2009年] 1月から6月までに、African Center for Treatment and Rehabilitation of Torture Victimsは警察に対する拷問の申立て116件、UPDFに対する同申立て38件、Chieftaincy of Military Intelligence (CMI)に対する同様の申立て3件、Violent Crime Crack Unitまたは即応部隊 (RRU)に対する同様の申立て11件を記録した。JATTおよびCMIが運営する未登録の収容施設における拷問・虐待に関する多数の報告があった。...UHRC、Foundation for Human Rights Initiative (FHRI)その他の人権保護組織は、治安部隊による拷問事件について報告した。その内容は鞭打つ、激しく殴打する、刺す、蹴る、手足を捻った状態で縛りつける、強制的に行進させる、レイプするなどの行為であった。」 [30b] (セクション1b)

8.30 同情報源はまた、次のように記載している。「拷問の被害者には政治活動家や被拘禁者が含まれる」 **[30b] (セクション1b)** 虐待行為を受けた被害者の概要に関して、FH CC 2010レポートは次のように述べている。「治安部隊の取締官は、自白を引き出すためと敵対者を処罰するために拷問を行った。政府はこれらのケースの多くを反政府組織の活動と結び付けているが、監視団は事件のほとんどが政治的敵対者を排除または脅迫する目的で行われたものと見ている。」 **[11d] (市民の自由)**

政治的敵対者の処遇に関する詳細については、セクション13「政治的所属」を参照。

8.31 FH CC 2010レポートはまた、次のように報告している。

「2008年初めから8か月の間に、KampalaのAfrican Center for the Treatment and Rehabilitation of Torture Victims (ACTV) は新たに556人の依頼者を登録した。そのうち422人はウガンダ人で、ほとんどが[神の抵抗軍] LRAの犠牲者だった。UPDFによる拷問の犠牲者の割合が低下した要因の1つに、ウガンダ国内での反政府活動が減少したことが挙げられるが、UPDFも虐待を行った兵士に対する懲罰措置を厳しくしたことを主張した。地域防衛ユニットのある兵士が2009年1月、6人の民間人を殺害し、8人を負傷させた罪で軍事裁判により死刑を宣告された。[2009年] 2月の別件の判決で、憲法裁判所はArmy Field Courts Martialにより有罪判決を受けた兵士らに対し、最高裁判所に控訴する機会を与えなければならないと裁定した。議会は2008年に、LRAが犯したような人道に対する犯罪を裁くための戦争犯罪裁判所を設立した。」 **[11d] (市民の自由)**

8.32 同情報源はまた、次のように述べている。

「2006～2009年まで治安部隊の人権尊重のレベルは相対的に低いままだったが、若干改善の兆しが見えた。2006年7月にLRAがウガンダ国内での活動を停止して政府と交渉を開始する前、UPDF兵士らによる北部の国内避難民 (IDP) に対する性的・身体的虐待が横行していた。しかし、2006～2007年にKampalaで実施された軍の武装解除作戦は数百人の民間人死亡者を生むと同時に、拘禁、暴行、拷問、レイプを引き起こした。UPDF行動指針の策定により、人権蹂躪事件は減少したが、止むことはなかった。いまだに軍事司法制度が適切に機能しているのか、それとも国際世論をかわすための見せかけの制度なのか、不明である。」 **[11d] (法の支配)**

8.33 African Centre for Treatment and Rehabilitation of Torture Victims (ACTV)のBi-Annual Report, 2008–2010は、1月 [年の記載はないが2008年と推定される] ～2010年6月までの状況を記録し、ACTVは新たに889人の依頼人を受け付けたと報告した。

(序文) 同レポートの記録によれば、2009年1月～12月までに受け付けた新たな依頼人 (2008～2010年の期間に該当する合計人数は889人) はウガンダ人 (約68%) で、残りの大多数は

コンゴ民主共和国とブルンジ共和国出身者だった。(p4) 情報源は依頼人が誰にどのような理由で虐待または拷問を受けたかを明確にしていない。 [33a]

8.34 治安部隊による過度の武力行使に関して、USSD Report 2009は、次のように記載している。「逮捕、立ち退き、土地争いの際に警察の過度の武力行使により負傷者が発生した。...野党政治家、宗教メンバー、デモ参加者を追い散らすために警察が過度に武力を行使した結果、死傷者が出た。」 [30b] (セクション1c) HRW Word Report 2010は次のように記載している。「[2009年] 9月の [Kampala] の暴動で、Baganda族国王を支持する人々が道路を塞ぎ、政府の建物等を焼き討ちした。警察及び軍は暴動者ら、見物人、自宅に逃げ隠れた人々に向けて実弾を発砲した。政府軍による破壊的武力の行使は批判を浴びたが、27人の死亡に対し誰も責任を問われなかった。」 [41c] (p 176)

セクション8「軍隊－政府軍による人権侵害」および、学生デモにおける過度の武力行使に関する情報 (ここ) を参照。

司法手続きによらない殺害、失踪

8.35 USSD Report 2009は次のように報告している。「政府またはその機関は政治的理由で殺害を犯し、野党メンバー、デモ参加者、被拘禁者その他住民の恣意的な殺害に関与したと見られ、何人かは拷問により死亡した。...地域防衛ユニット (LDU) は治安活動を志願した、地域住民情報を提供する団体で、そのメンバーはその年殺害行為を犯した。...その年、LDUメンバーは2008年の殺害に関して処罰された。」 [30b]

(セクション1a)

8.36 同レポートはまた次のように記載している。「法律は家族の訪問を定めているが、隔離状態に置く拘禁がその年も問題となった。」 [30b] (セクション1e) さらに、プライバシー、家族、家宅、通信の干渉に関して「警察は常に、法に規定される搜索令状を取得せずに個人宅や事務所に立ち入った」と報告した。 [30b] (セクション1f)

8.37 同情報源はまた、次のように記載している。

「政治的理由による略取が発生した。例を挙げると、[2009年] 8月17日に野党、FDCのYouth Leagueのメンバーらは警察に対し、FDCメンバーIsmail WagabaがKampalaのFDC本部で行われる記者会見に向かう途中で略取されたと通報した。Wagabaの居場所は、12月に本人が見つかるまで不明だった。FDC幹部は、FDC党员、Robert Mugenyiも2006年に行方不明になったまま居場所が不明であると届け出た。人権保護団体らはこうした失踪事件に対する政府の関与を指摘した。」 [30b] (セクション1b)

8.38 2011年1月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの*World Report 2011, Uganda* は2010年の出来事をまとめ、次のように報告している。

「ウガンダ人民防衛軍（UPDF）がKampala北部地域で武装解除作戦を続ける中で、兵士らが民間人を殺害し、免責された。ウガンダ人権委員会はKotido地域で兵士らが子どもや老人を含む民間人を殺害したと報告し、2人のKaramojaの議員は4月から8月の期間に軍は48～55人の民間人を殺害したと避難した。UPDF当局者は、4月24日に実施されたKotidoでの一斉攻撃で兵士らが子ども4人を含む10人のKaramoja住民を殺害したことを認めたが、いずれの兵士も処罰されないだろうと述べた。」 [41b]

8.39 HRW World Report 2010は、警察の残虐行為で多数の死亡者が発生し、特に2009年9月にKampalaで起きた暴動での行為を、次のように報告している。

「Baganda族国王を支持する人々が道路を塞ぎ、政府の建物等を焼き討ちした。警察及び軍は暴動者ら、見物人、自宅に逃げ隠れた人々に向けて実弾を発砲した。政府軍による破壊的武力の行使は批判を浴びたが、27人の死亡に対し誰も責任を問われなかった。政府官吏らは、暴力行為を扇動したとしてメディアと暴動者らを非難した。残虐行為が目立つ警察の活動で数百人が逮捕された。政府の建物等を破壊したとされる23人の暴動者らに対し、テロ行為の容疑がかけられた。」 [41c]

治安部隊、特にJATTによる司法手続きによらない拘禁を含む逮捕の詳細については、セクション8「治安部隊－恣意的な逮捕と拘禁」も参照。野党グループの政治的権利および処遇に関する詳細については、セクション13「政治的所属」も参照。

苦情申立ての手段

8.40 UHRCの第12回2009年年間レポートの第4章「治安部隊の責任」に次のように記載されている。

「国際法および国内法のもとに複数の法律がUPDF、UPF、UPS、ISOに適用される。これらの基準はICCPR、CRC、CAT、被拘禁者取扱いのための国際連合標準規則、少年司法運営のための国際連合標準最低規則（北京規則）、自由を奪われた少年の保護のための国際連合規則（少年保護規則）、少年非行の防止に関する国際連合指針（リヤドガイドライン）、法執行官のための行動綱領（法執行官行動綱領）などに明確に述べられている。

「国内レベルでは治安機関を規制する最も重要な法律は憲法、ウガンダ人民防衛軍法、Police Act、Prison ActおよびSecurity Organisations Actである。憲法第20(2)条は、憲法に正式に記された個人及び団体の権利及び自由は、あらゆる政府組織及び機関ならびにすべての人間がこれを尊重、支持、推進しなければならないと明確に規定している。治安機関もまたその任務の遂行において人権と自由を尊重することが要求される。」 [32d] (p63)

8.41 同情報源は、次のように補足している。「国内に存在する説明責任の制度は不十分である。治安機関による人権侵害は往々にして調査を免れている。同委員会は、人権侵害を犯したことが判明した治安部隊メンバーに対して懲罰的措置が取られたことを示す、統一された記録が存在しないと指摘した。国内の説明責任制度が不完全なままである限り、人権侵害はなくなる。」 [32d] (p69)

8.42 2011年5月に発表されたアムネスティ・インターナショナルの2010年レポート Ugandaは2009年の出来事をまとめ、次のように記載している。

「政府は警察その他の国家治安機関において拷問その他の虐待行為を問われた加害者がきちんと法のもとに裁かれるようにすることができなかった。犠牲者と生存する被害者らに正義を求める機会や法的な救済が与えられることはほとんどなかった。2001年以降、ウガンダ人権委員会の補償金裁定額の71%は未払いのままだった。委員会に提出された申立てのほとんどは、拷問その他の残虐行為、非人道的で恥辱的な扱いや処罰に関する人権侵害の被害者によるものだった。」 [10a]

8.43 アムネスティ・インターナショナル (AI) の2010年レポート [10a] およびHRW World

Report 2010 [41c] はいずれも、2009年9月に発生したKampalaの暴動で治安部隊により27人が殺害され、数百人が逮捕・拘禁されたことを報告し、1人の当局者も責任を問われなかったと指摘した。AIは次のように報告している。「政府は、人権侵害の容疑者を法のもとに裁くために、不法なケースを含む治安部隊による殺害に関して独立した公明正大な捜査を実施しなかった。」 [10a]

ウガンダ警察人権デスク

8.44 USSD Report 2009は、次のように記載している。「[ウガンダ警察] UPFの人権デスクは、事例報告の不正な管理、拷問や嫌がらせ、不当な逮捕および拘禁、職権乱用、不規律または不名誉な行動、汚職行為などの警察の不正行為や虐待行為に対する申立てについて捜査した。UPFは2008年1月から2009年9月までに5000件の人権侵害および職業道徳に反する行為の申立てを受領し、そのうち3000件について対応したと述べた。」 [30b]

[セクション 1d]

ウガンダ人権委員会(UHRC)

8.45 2010年9月8日に閲覧したUHRCのウェブサイト（日付記載なし）に、1995年憲法のもとに永続的な人権監視機関としてウガンダ人権委員会が設置されたと記載されていた。

同委員会のウェブページには次の使命宣言が明記されている。「法律で定められた委員会の任務の要求事項ならびに国際的及び地域的人権規範に従い、連携作業を通じて、憲法その他拘束力を有する人権を定めた文書により保証される人権を保護し、促進する。」UHRCは次の裁判所権限を有する。「...いかなる個人をも委員会に召喚し、または出頭させ、委員会の調査に関連する文書・記録の提出を命令する権限、委員会が調査中の件に関連していかなる個人をも審問する権限、委員会の調査に関連して知る限りの情報の開示をいかなる個人に対しても指示する権限、委員会の命令に従わない個人を送致する権限。」委員会は、人権侵害が発生したと見なした場合、「...拘禁または拘束された個人の釈放、補償金の支払い、その他の法的救済または賠償を命令することができる。ただし、委員会が下した命令に異議のある個人または当局は高等裁判所に控訴する権利を有する。」 [32a] (UHRCについて)

8.46 USSD Report 2009は次のように報告している。「人権侵害が発生した場合、憲法のもとに裁判所権限を有するUHRCに訴えることができる。これらの権限には、被拘禁者の釈放、被害者への補償金の支払い及びその他の法的救済の提供を命令する権限が含まれる。しかし国内の裁判所命令の執行には問題があった。」 [30b] (セクション1e)
同情報源はまた、次のように記載している。

「UHRCは準司法的権力を有する永久的な独立機関であるが、UHRCの7人のメンバーは大統領が指名する。法のもとにUHRCは情報を提出させ、被拘禁者の釈放を命令し、虐待に対する補償金の支払いを命じることができる。[2009年] 5月7日、Museveni大統領はUHRCの2人の委員を再任命し、欠員を補充するため新たに5人の委員を指名した。この任命により、前の委員会の任期が満了した2008年11月以来停止していたUHRCの業務が再開された。UHRCは引き続き、軍や治安部隊などで起きた人権侵害の疑いを追及し、全国に支部を持つが、申し立てられたすべての苦情を調査するには資源が不足している。」 [30b] (セクション5)

8.47 同レポートはまた次のように記載している。「[2009年] 5月20日、UHRCは議会に、前年の拷問および不法拘禁の犠牲者に対し政府は20億シリング (103万 [米] ドル) の支払い義務があると報告した。大統領が5月まで新たな議長または委員を指名しなかったため、UHRCはこの年の上半期に一切審判を行わなかった。審理は[2009年] 8月に開始された。」 [30b] (セクション1b)

8.48 2010年5月に発表されたFreedom Houseレポート、*Freedom in the World 2010, Uganda* は2009年の出来事をまとめ、次のように報告している。「憲法のもとにウガンダ人権委員会が独立した政府機関として設立されたが、過去10年に及ぶ委員会の提案を国民議会は2009年5月になって初めて審議した。さらに、差別への取り組みを任務とする機関、機会均

等委員会のメンバーもいまだに指名されていない。」 **[11c]**

ウガンダ人権委員会（UHRC）の詳細については、**UHRC第12回年間レポート**（2009年の委員会活動）人権機関、組織および活動家を参照。**[32d]** 裁判所を通じた法的救済についてはセクション9「**司法制度**」を参照。

9. 司法制度

組織

9.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009: Uganda*は、次のように記載している。

「最高位の裁判所は最高裁判所で、次いで控訴裁判所（憲法裁判所としても機能）、高等裁判所、治安判事裁判所、そして地方議会（LC）のサブカウンティ裁判所、教区裁判所、村落裁判所が存在する。LCの裁判所は土地の所有権や金銭債務などの民事紛争、子どもをめぐる犯罪を裁く権限を有する。これらの裁判所は、村の住民が利用できる唯一の裁判所であることが多く、成人の犯罪事件の審理など権限を越えて活動していると伝えられる。LCが下した裁定は治安判事裁判所に控訴できるが、村レベルでの控訴の記録はなく、被告の中には控訴の権利を知らない者もいる。」 [30b](セクション 1e)

9.02 ヒューマン・ライツ・ウォッチは2010年1月に発表した*World Report 2010*で2009年の出来事をまとめ（*HRW World Report 2010*）、次のように記載している。「ウガンダ政府は、LRA和平交渉の際に提案された、国際法に違反する重大な犯罪を告発するためのウガンダ高等裁判所の特別部門の設置に向けた準備手順を実施した。議会は国際刑事裁判所ローマ規程を国内に導入し、戦争犯罪部門を設立するための法律を提案した。[41c]

独立性

9.03 *USSD Report 2009*は次のように記載している。

「憲法及び法律により独立した司法制度が規定され、政府はその業務の執行において概ねこの規定を尊重している。ただし、大統領は司法官任命の広範囲にわたる法的権力を掌握している。大統領は最高裁、高等裁判所、控訴裁判所の判事を、議会の承認を得て任命する。また、裁判官任命の提案を行う *Judicial Service Commission* のメンバーを大統領が指名し、議会がこれを承認する。この年、司法は数人の高官にかかわる裁判で政府に不利な判決を下した。下位の裁判所は人員不足で力が弱く、能力不十分な状態だった。司法関係者の汚職が問題となった...」 [30b]

(セクション 1e)

9.04 同レポートはまた、次のように記載している。「民事事件において独立した公明正大な司法制度が存在する。人権侵害の問題は、UHRCに訴えることができる。UHRCは憲法のもとに裁判所権限を有し、被拘禁者の釈放、被害者への補償金支払いとその他の法的救済の提供を命令することができる。国内の裁判所命令の執行には問題があった。」 [30b]

(セクション1e)

9.05 2009年1月付けのAfrican Peer Review Mechanism Republic of Uganda report (APRM Report 2009) は、次のように記載している。

「ウガンダでは司法とその業務または機能上の独立性（裁判官の在任期間の保証を含む）が存在する。裁判官の在任期間は保証されている。退官した裁判官が議長を務めるJudicial Service Commission (JSC)が裁判官リストを提出し、これを受けて大統領が裁判官を任命する。大統領はリストから選出した裁判官の氏名を議会に提出し、任命委員会がこれを検討し、入念に審査の上承認する権限を有する。裁判官の解任条件でも、その在任期間が保証されている。裁判官は、解任に関して裁判が開かれ、解任措置が勧告されない限り解任されない。この独立性のため、これまでに開かれた裁判官解任の裁判はわずか3件である。」

[48a] (p335)

9.06 ただし、2010年6月1日に発表されたFreedom Houseレポート、*Freedom in the World 2010*, Ugandaは2009年の出来事をまとめ(FHCC Report 2010)、次のように記載している。「行政部は司法制度の独立性を保証していない。公判前の長期にわたる拘禁、資源の不足、粗末な裁判の管理運営といった要因が絡み合っ、公正な裁判の実施を妨げている。2007年、東アフリカ司法裁判所は、裁判手続きに対し軍が妨害行為を繰り返していることから、国民の権利侵害についてウガンダを有罪と裁断した。 **[11a]**

9.07 2010年4月7日に発表されたFreedom Houseレポート、*Countries at the Crossroads 2010*, Uganda（執筆者：ダートマス大学Nelson Kasfir教授）は、次のように記載している。

「上位の裁判所は概して独立性を有し、公明正大であるが、下位レベルの治安判事による裁定は政治的及び経済的な影響を受けて歪曲することが多い。判事らは大統領が不可欠と考える措置が暗にほめかされるケースでは大きな政治的圧力をかけられる。Museveni大統領は二度と行わないと保証したにもかかわらず、二度にわたり兵士を送り込み、裁判判決の執行を阻止させたことで、司法の独立性に対する信頼を大きく傷つけた。一方でUPDFは繰り返し民間人を極刑に値する罪で告発したばかりでなく、重警備の刑務所内部でそれを行った。

「治安判事の給与が不十分であることが一因となって生じる重大な汚職の問題は、偏った判決をまねく。IGGは2008年4月、司法と警察は2年連続で最も汚職にまみれた政府機関だったと断じた。腐敗した司法官は、虚偽の供述書に基づいた裁判によって不当に投獄された被告人に対し賄賂を強要することもある。近年設置された高等裁判所の腐敗防止部門は、2009年7月までに4人の司法官に有罪判決を下し、禁固刑を宣告した。しかし、同部門は350件の未処理案件を抱えており、判事はわずか2人である。」 **[11b] (法の支配)**

セクション16「汚職」を参照。

9.08 同情報源はまた、次のように記載している。

「最高裁判所と憲法裁判所は近年、それぞれの裁判所の独立性を主張しており、行政部の特定の措置を違憲または不法と断じ、政治事件において証拠不十分として政府に不利な判決をしばしば下している。2008年10月、最高裁判所は、大統領が憲法に違反し、Henry Tumukunde准将を強制的に辞任させたとの判決を下し、三権分立の原則を支持した。政府が軍を利用して保釈を妨害した2件の反逆罪のケースを顕著な例外として、政府は概ね司法の独立性を尊重した。しかしながら、軍当局者は大統領の意思を実行するという信念を持つ場合は特に、刑事免責のもとに行為することが多い。」 [11b] (説明責任と世論)

公正な裁判

9.09 USSD Report 2009は次のように述べている。

「裁判管理の制度が不十分で、資源が不足していることにより、大量の未決案件が生じ、公正な裁判を受ける権利が制限された。すべての非軍事裁判は公開裁判であるが、陪審は使用されない。被告人は裁判に出席する権利と適時に弁護士と接見する権利を有するが、民事事件では被告人抜きの欠席裁判が進められる場合がある。法律により政府は極刑に相当する罪に問われた財力の乏しい被告人のために弁護人を選任することが要求されるが、十分な弁護人を維持するための資金が不足している。法により被告人は自分に不利な証人と対決し、または証人に尋問し、自分のために証人を立て、証拠を提出することができるが、この権利は実際には尊重されていなかった。2008年3月、憲法裁判所は、容疑者は国が使用する予定の容疑者に不利な証拠文書を裁判開始前に取得する権利を有すると裁定した。この裁定によって「待ち伏せ裁判」の慣行が崩された。しかし、この裁定は重要機密にかかわるケースでは証拠の開示は絶対ではないと述べた。推定無罪の原則が存在し、被告人は控訴する権利を有する。

「[2009年] 8月、Ministry of Justice and Constitutional Affairsは全国の様々な裁判所に提起された裁判の76%超が、要員不足の問題のため未処理のままであると報告した。同声明は、こうした要員不足によって、国民の大多数に対して法の施行が適正に行われていないと指摘した。」 [30b] (セクション1e)

9.10 同情報源はまた、次のように記載している。

「軍事裁判制度は公正な裁判を受ける権利を保証していないことが多い。被疑者は弁護士を雇う権利を有するが、軍事弁護士の中には訓練を受けていない者もいる。法により軍事裁判の控訴手続が制定されたが、死刑を含む判決はUPDFの最高指導部に控訴できるのみである。緊急を要する状況下では、犯行現場で野戦軍事裁判を招集することができる。法律では、野戦軍事裁判のもとに下された有罪判決の控訴は許されていない。高等軍事裁判は

UPDF法に規定する犯罪を問われた民間人を裁くことができる。」 [30b] (セクション1e)

9.11 APRM Report 2009は、次のように報告している。

「Justice Law and Order Sector (JLOS)の各機関は、人材、物理的スペース、財源面で極めて逼迫した状態にある。こうした資源不足はウガンダの人権を促進、保護するこれらの機関の能力を低下させている。JLOSの人材不足はまた、法の施行を危うくしている。裁判の未処理案件が大量に存在するため、司法手続きが遅れ、刑務所が過密になり、こうした状況の犠牲になっている市民の不満をまねいている。例えば最高裁判所は裁判官1人が死亡し、1人が退官して以来2年にわたり停止状態であるため、憲法上の控訴を審理できない状況にある (Monitor、2008年2月22日金曜日)。

現在の体制は必要数の半分に満たない。CRMが司法部との対話により確認したところによると、議会は高等裁判所判事の人数を30人から50人に、控訴裁判所判事を8人から15人に、最高裁判事を7人から11人に増大することを承認した。

「指摘すべき点は、大統領が16人の裁判官しか任命しておらず、最高裁判事を空席のままにしていることである。最高裁判所は司法制度の中で、定員に満たないために審理ができない唯一の裁判所である。」 [48c] (p315)

9.12 「民事及び刑事事件は概して、裁判所および [ウガンダ人権委員会] UHRCによる公正な公開審理が、適時にではないが行われている。憲法により容疑者は逮捕から48時間 (テロ行為の容疑者はそれよりも長い期間) 以内に裁判にかけられることが定められているが、近年、数人の重要人物のケースではこの規則が守られなかった。2008年7月18日に逮捕されたBuganda王国の高官3人が逮捕され、5日間拘束された。その後3人の釈放が命じられたが、その直後に再度拘禁された。内相代理は2009年2月、内閣は48時間規則の延長を検討しているとLegal and Parliamentary Affairs Committeeに語った。Besigye氏の反逆罪の件は起訴されてから3年以上経過した2009年半ばの時点においても裁判の日程が決まっていなかった。その間、当局はBesigye氏のパスポートを留保し、Besigye氏が自由に移動できないようにし、野党に対する同氏の指導力を制限した。

「いかなる犯罪の容疑者も、裁判所が有罪判決を下すまでは推定無罪とされる。憲法裁判所は2008年3月、犯罪容疑者は検察側の証人が警察に対して行った供述書を入手する権利を与えられなければならないとの判決を下したが、この開示の原則は民事事件には適用されない。...すべての国民は独立した弁護士を雇う権利を有するが、財力に乏しい犯罪容疑者は弁護士を雇うことができない。通常のケースでは、検察官は独立して行為するとされているが、重要人物の政治事件では政府高官の指図に従うことが通常認識となっている。反政府組織と思われるPRAに対する現在進行中の起訴は、信頼できる証拠に欠けるその一例である。官僚やNRM要員が職権乱用と汚職の疑いでたびたび起訴されるものの、有罪判決を受けることはまずない。」 [11b] (法の支配)

ウガンダ人権委員会に関する詳細はセクション15「人権保護機関、組織、活動家」を参照。

Penal code

9.13 Penal codeには[ここ\[19b\]](#) からアクセスでき、aCriminal Procedure codeには[ここ\[19a\]](#) からアクセスできる。

死刑に関する詳細情報はこのリンク先を参照。セクション12「死刑」も参照。

10. 逮捕と拘禁 – 法的権限

10.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009, Uganda* (USSD Report 2009) は、次のように記載している。

「法により裁判官または検察官は逮捕前に捜査令状を交付することが求められるが、実際には、令状なしに容疑者が拘束されることが多い。法により容疑者は逮捕後48時間以内に告発されなければならないが、容疑者がそれよりも長い期間拘禁されることが頻繁に起きている。反テロ法のもとに逮捕された容疑者は120日（極刑に相当する罪の場合は360日）以内に裁判にかけられるか保釈されなければならない。しかし、この期間が経過する前に事件が裁判所に起訴された場合は、公判前の拘禁は無制限である。被拘禁者は直ちに拘禁の理由を知らされなければならないが、当局は必ずしも知らせていない。法により裁判官の裁量で保釈が認められるとされるが、一般に保釈は厳しい条件のもとに許可される。法により被拘禁者は弁護人と接見する権利が与えられなければならないが、弁護人が選任されない場合が多い。極刑に相当する罪に問われた資力の乏しい被告人には国費で弁護人が指名される。 [30b] (セクション1e)

11. 刑務所その他の拘禁施設の状況

11.01 2010年1月17日に更新されたロンドン大学キングスカレッジの*Prison Brief for Uganda*は、刑務所の状況と収監者の人数を示す、次の表を記載している。

| | | | |
|--------------------------------------|---|-------|-------|
| 国名 | ウガンダ | | |
| 所轄省 | Ministry of Internal Affairs (中央政府の刑務所) Ministry of Local Government (地方政府の刑務所) | | |
| 刑務所管理局 | ウガンダ刑務所サービス局 | | |
| 連絡先住所 | 3 Siad Barre Avenue, PO Box 7182, Kampala, Uganda | | |
| 電話/ファクス/ウェブサイト | 電話: +256 41 256751 または 342136 ファクス: +256 41 343330 ウェブ: www.prisons.go.ug | | |
| 刑務所管理責任者 (肩書) | Johnson O.R. Byabashaija (博士) (中央政府の刑務所) Commissioner General of Prisons | | |
| 刑務所収監者総数 (公判前の被拘禁者、再拘禁された収監者を含む) | 30,585人 2010年3月 (national prison administration) | | |
| 刑務所収監者の人口比率 (国民10万人当たり) | 91人 2010年3月の推定国民人口3354万人に基づく(国連統計) | | |
| 公判前の被拘禁者、再拘禁された収監者 (刑務所収監者中の割合) | 55.6% (2010年3月) | | |
| 女性収監者 (刑務所収監者中の割合) | 4.2% (2010年3月) | | |
| 年少、未成年、若年の収監者(定義を含む) (刑務所収監者中の割合) | 0% (2007年4月30日 - 18歳未満) | | |
| 外国人収監者 (刑務所収監者中の割合) | 0.8% (2007年4月30日) | | |
| 収監施設数 | 224 (2007年) | | |
| 刑務所システムによる公式の収監定員数 | 13,670 (2010年3月) | | |
| 収監率(公式の収監定員数に基づく) | 223.7% (2010年3月) | | |
| 刑務所収監者数の最近の動向 | 1993年 | 9,079 | (94人) |

| | | | |
|--------------------|-------|--------|--------|
| (年、収監者総数、収監者の人口比率) | 1998年 | c. | (c.) |
| | 2002年 | 21,971 | (107人) |
| | 2005年 | c. | (c.) |
| | 2008年 | 21,900 | (89人) |

[5a]

11.02 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009, Uganda (USSD Report 2009)* は、次のように記載している。

「刑務所の状況は依然として苛酷であり、生命が脅かされるケースも少なくない。加えて、特に軍の収監施設や未登録の拘禁施設では、治安部隊や保安要員の収監者に対する拷問が報告されている。全国的に刑務所内での虐待的な強制労働が問題となっている。

「Kampala刑務所の状況は、医療、水道水、衛生状態の面から国際基準に近づいたが、最も過密な刑務所の1つとされる。Kampala以外の刑務所では、長引く再拘禁期間、過密、人員不足、食糧、水、医療や寝具類の不足といった深刻な問題を抱えている。(Foundation for Human Rights Initiative) FHRIは、Kampala、Jinja、Bukedea、Kamuliの刑務所で提供される食事の栄養価が若干改善されたと報告した。

「[2009年] 12月中旬時点で、刑務所システム全体の収監者数は30,957人で、収監定員のおよそ3倍となった。少年被拘禁者の収容施設及び刑務所の女性収監棟では深刻な過密状態も問題となっている。Kampalaの定員45人の少年教護院には、122人の少年が収容されており、定員30人の収容施設には85人の若年者が収容されている。

「未登録の収容所の状況に関する情報は入手不能で、政府はその存在を否定している。

「刑務所サービス局によれば、拷問、過密、栄養不足、劣悪な衛生状態、疾病、過労、医療の不足によって全国で141人の収監者が死亡した。」 [30b] (セクション1c)

11.03 ウガンダ刑務所サービス局 (UPS) は、UPS Prisoners Statistical Returns March 2010 のサマリーで次の情報を記載している。

| 2010年3月 | | | |
|---------|--------|-------|--------|
| 区分 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 既決囚 | 12900 | 499 | 13,399 |
| 再拘禁囚 | 16236 | 799 | 17,015 |
| 債務者総数 | | | 169 |
| 合計 | 29,136 | 1,278 | 30,585 |
| 公式の収監定員 | | | 13,670 |
| 収監率 | | | 224% |

その他のデータについては、[ここからアクセス可能](#)。 [80a]

11.04 ウガンダ刑務所サービス局はウェブサイトの更新情報の中で次のように記載している。「前月の2月と比較して、収監者数は全体平均で1.3%減少し、減少人数は402人だった。上記の表に示すとおり、既決囚が0.5%（69人）減少、再拘禁囚が1.9%（335人）減少、債務者が3%（5人）増加した。

11.05 同情報源はまた、次のように記載している。

「再拘禁されている囚人が過半数(55.6%)を占め、17,015人にのぼり、そのうち95.4% (16,236人)は男性の再拘禁者、4.6% (799人) が女性の再拘禁者である。次いで既決囚が13,399人 (43.8%) を占め、そのうち96.3% (12,900人)は男性の既決囚、3.7% (499人) が女性の既決囚で、残りの少数は債務者の0.6%(169人)だった。全体としては収監されている囚人のほとんどが男性で29,136人 (95%)、次いで女性が1,278人 (4%)、債務者が169人 (1%) だった。」

[80]

刑務所統計に関する詳細は、[ここから参照可能](#)。

11.06 USSD Report 2009は、次のように記載している。

「法により児童労働を含む強制労働は禁じられているが、そうした慣行が特に刑務所内で行われていると報告された。法律では刑務所内の労働を明確に禁止していないが、労働者が「一私人、団体、または連合のための労働に駆り出され、またはその意のままに使役される」場合、そうした労働は強制労働となると明記している。

NGO団体およびUHRC（ウガンダ人権委員会）は、強制労働が〔原文のまま〕全国的に地方の裁判所で問題になっていると報告した。刑務官らは囚人を個人の農場や建設現場での労働に駆り出しており、そうした場所では囚人は過労となる場合が多い。刑務官らは刑務所内の土地で囚人に栽培させた作物から日常的に現金収入を得て、臨時収入としている。男性囚は厳しい肉体労働に従事し、女性囚はかご細工などの販売用の工芸品作成に従事している。年少者の囚人は手作業をさせられ、労働時間は1日に12時間に及ぶことが多い。報酬が支払われる場合でも、一般に極めて低い金額である。」 [30b]

11.07 USSD Report 2009はまた、次のように記載している。

「この年、政府は赤十字国際委員会、外交団、主に（Foundation for Human Rights Initiative）FHRI、Uganda Prisoners' Aid Foundationなどの国内NGOによる刑務所視察を許可した。しかし、当局は事前に訪問の意図を通知することを要求した。当局は未登録の施設の視察を求める人権保護団体らに対し、政府は隠れ家や未登録の収容所を設置していないと語った。

[30b](セクション1c)

11.08 USSD Report 2009はまた、次のように記載している。「司法制度における未処理案

件が2～3年、場合によっては7年の長きにわたる公判前の拘禁期間の原因となっている。刑務所サービス局はおよそ3万人の囚人の半数以上が公判前の被拘禁者であると報告した。UHRCは、長期の拘禁期間に異議を唱える収監者からの複数の訴えを受けた。」

[30b] (逮捕手続と拘禁中の処遇 セクション 1d)

11.09 Freedom Houseはレポート、*Freedom in the World 2010: Uganda*の中で次のように述べている。「刑務所システムは所定の定員の3倍の状態で運用しており、劣悪な環境が原因で2009年には数十人の囚人が死亡したと報告されている。刑務所の囚人の半数以上が公判前の被拘禁者である。」 **[11a]**

11.10 2010年10月に発表されたウガンダ人権委員会 (UHRC) の第12回年間レポート2010 (UHRC Report 2010) の第2章は、同委員会が2009年に571か所の拘禁施設を監視したと報告した。その中には「138の刑務所、72の警察署、4の軍拘禁施設、6の少年教護院が含まれる」。同情報源はさらに、次のように報告している。

「委員会は査察時に、国際連合の被拘禁者取扱いのための標準最低規則及び2006年Uganda Prisons Actに照らして全般的な状況を評価した。全体として、ウガンダ刑務所サービス局により囚人の福利と処遇に関していくつか改善点が見られた。しかし、多くの刑務所では再拘禁により収監されている囚人が多数にのぼるため、深刻な過密の問題が解消されないままである。

「2009年12月31日現在、再拘禁された収監者は全収監者数の58%に及ぶ。その他の大きな問題には、囚人間に蔓延するHIVやAIDS、ARV利用の制約、警察および刑務所の円滑化が進まないこと、同性間の性行為、一部刑務所での拷問の再燃がある。

「委員会はまた、警察署及び派出所の拘禁施設についても査察し、視察できた拘禁施設は清潔だったものの、人間の尊厳に必要な基本的な設備が不足していると記録している。憲法に違反し、容疑者が48時間を超えて拘禁されているケースが存在した。多くの警察署及び派出所では収監者に十分な食事を提供できないことが継続的な問題となっている。...委員会が2009年に行った軍拘禁施設の状況調査の結果、囚人の生活環境は改善した。しかし、長期の再拘禁の問題は解消されていない。若年の犯罪者を収容する少年教護院は、Guluに新たに建設された施設を除いて、不適切で建物の老朽化が目立った。同委員会は第11回年間レポートで、若年の犯罪者が成人犯罪者と共に収監されないようにするため、各地域に少年教護院を設置することを推奨した。この問題は十分な拘禁施設がないことに起因している。」 **[32d] (p24-25)**

11.11 同レポートは次のように結論づけている。

「査察した拘禁施設のほとんどで囚人の権利保護の顕著な改善が見られたが、すべての利害関係者、特に政府は長期の再拘禁の問題に対する永続的な解決策を見出す必要がある。

この問題が解消されない限り、囚人の他の権利、特に経済、社会、文化的権利の享受を妨げる悪循環が続くことになる。警察および刑務所の円滑化が進まない問題も、囚人の権利の実現に対して悪循環をまねいているため、優先課題として取り組まなければならない。」

[32d] (p49)

その他の拘禁施設における状況と囚人の権利の詳細については、**UHRCレポート2010**の第2章 (p24~49) に網羅されているため、一読をお勧めする。

上記に関連するセクション21「**Children**」も参考になる。

11.12 赤十字国際委員会 (ICRC) は2010年5月19日に発表された年間レポート2009で次のように記載している。

「組織の作業手順基準に従って行われたICRCの視察で、被拘禁者の処遇と生活環境、司法上の保証について調査した。必要な場合は、人権基準及びノン・ルフールマンの原則を含むIHL (国際人道法) の遵守に責任を負う関連当局に対して秘密保持を保証した。それらの基準勧告のいくつかに従い、Karamojaの数か所の拘禁施設では被拘禁者の扱い及び食糧配給が改善した。軍が収容する被拘禁者を24か月にわたって訪問した結果をまとめたサマリーレポートに応じて、(ウガンダ人民防衛軍) UPDFの多くの兵舎では処遇および物資の状況が改善した。拘禁当局は、被拘禁者が家族との連絡を保てるようにする責任があることが再確認された。外国人や未成年者などの立場の弱い被拘禁者はRed Cross Message (RCM) を通じて親族との連絡を保つことができた。釈放された12人の被拘禁者がICRCの交通費負担で自宅に戻ることができた。」 **[13a] (p 168)**

11.13 ICRCは継続的に「4,032人の被拘禁者の訪問を続けた。54か所、110回に及ぶ訪問では、対象者のうち179人 (女性5人、未成年者7人) を個人的に監視し、121人 (女性4人、未成年者7人) を新たに登録した。被拘禁者から受けたRCMは37、被拘禁者に配布したRMCは27だった。」 **[13a] (p 168)**

11.14 さらに、ICRCレポートからの抜粋を以下に示す。

「Fort Portal、Gulu、Luziraの刑務所の被拘禁者4000人に対するHIV/AIDS、結核、マラリアの防止対策及び治療の実施は最終段階に入った。5月に結核検査プログラムを3か所の刑務所すべてで実施し、結核に関する小冊子を職員と被拘禁者に配布した。3か所の刑務所ですらに衛生環境を改善するために、職員と被拘禁者にトレーニングを実施し、被拘禁者に基本的な日常用品と衛生用品を支給した。Fort PortalとLuziraの刑務所では保健および衛生施設が修復され、同様の改修作業がGulu刑務所でも進行中である。Luzira刑務所に併設された病院の重要な医療機器も修理または寄贈された。」 **[13a] (p168)**

セクション23「**Medical Issues**」にも拘禁施設での処遇に関する情報が記載されているため、併せて参照することをお勧めする。

女性囚人

11.15 2009年の女性の囚人数は全体の4.2%（およそ1,250人）だった。（2010年6月17日、KCL、Prison Brief for Uganda） [5a] USSD Report 2009は、次のように記載している。

「中央刑務所の女性囚人は個別施設に収容されているが、国の一部の地域では女性用の個別監房を含む女性囚人のための設備や施設が存在しない。刑務所サービス局は妊婦や幼児を抱える母親のための予算割当てがないが、FHRIによればこの年、女性刑務所内の幼児の数は増加し続けた。若年者用施設では十分なスペースがないため、未成年者が成人刑務所に収監されていた。Kampala刑務所では公判前の被拘禁者は既決囚とは隔離されていたが、それ以外の地域では公判前の被拘禁者と既決囚が区別なく収監されているケースがあった。

[30b] (セクション1c)

11.16 UHRC Report 2008は次のように報告している。「（訪問した）ほとんどの警察署で女性容疑者のための拘禁施設は不十分なままである。」 [32c] (p24)

女性の全般的な状況に関する詳細については、セクション20「女性」を参照。

子ども

11.17 2009年1～7月の期間をまとめたレポート、*Juvenile Justice in Uganda*の中で、Foundation for Human Rights Initiative (FHRI)は次のように勧告している。

「2008年のPolice Annual Crime Reportによると、警察が記録した総犯罪件数11万9,072件のうち、2,421件は若年者の犯行によるものだった。しかし多数の子どもが成人として告発、起訴されているため、この数値は実態を正しく反映していない。

「ウガンダではすべての出生を届け出る義務があるが、現在ウガンダの12～18歳の若年者のうち出生証明書を持つ者は4%未満である。このことは司法制度において若年者を確認する上で困難をまねき、年齢の判断は全くの主観でなされており、若年者の扱いが物資調達上難しいために、警察はたびたび子どもの年齢をかき上げしている。

「子どもについては慎重に考慮し、他の合理的な代替策が尽きた場合にのみ最後の手段として拘禁すべきである。しかし、構造化された矯正プログラムが策定されていないため、子どもが些細な罪で拘禁されることが少なくない。現在、全国に存在する少年教護院は約5か所で、これらの教護院が収容可能な定員総数はおおよそ400人である。個別監房がある警察署はごくわずかであるため、子どもは通常成人と一緒に拘禁されている。」 [22a] (pviii)

「...極刑に相当する罪を犯した子どもには死刑は宣告されず、担当大臣が適切な宣告をするまで拘禁される。しかし、極刑に相当する罪状の子どもの一部は1997年以来、大臣の命令を待ち続けている。Ministry of Justice and Constitutional affairsが、Trial on Indictments Actのもとにこの任務を遂行して適切な命令を下さないことによって、司法制度に抜け道を作っ

いる。極刑に相当する罪を犯した若年者には救済が与えられず、あいまいな法的地位に置かれている。」 (p ix)

「ウガンダは法に抵触した子どもの取り扱いに関する最低規則を定めた国際及び地域協定や条約のいくつかを批准している。これがウガンダにおいて法に抵触した子どもの権利を保護する委員会が拠り所とする基盤となっている。国際法及び国内法のもとに保証された子どもの保護は、法のもとに保証されるすべての個人に対する保護に追加されるものであり、これと切り離すべきではない。」 (p1)

詳細については、Foundation for Human Rights Initiativeのレポート、[Juvenile Justice in Uganda](#)の参照をお勧めする。 [22a]

12. 死刑

12.01 2010年3月27日に発表されたアムネスティ・インターナショナルの2010年レポート、*The state of the world's human rights: Uganda (AI Report 2010)*は2009年の出来事をまとめ、次のように記載している。

「1月、ウガンダの最高裁―最高裁判所―は命令による死刑の適用は違憲であるとする2005年の憲法裁判所の判決を支持した。最高裁はまた、裁判所がその宣告を義務付けられて400人以上の上訴人の大多数に適用された死刑は、終身刑に減刑すべきであると判示した。しかし最高裁は同時に、死刑は合憲であるとした。文民裁判所および軍事裁判所は死刑宣告を続けている。死刑の執行は行われてない。」 [10a]

12.02 アムネスティ・インターナショナルはまた、2009年1月22日付けのRefworld関連の回答の中で次のように述べている。「1999年4月以来、ウガンダの文民裁判所で下された死刑宣告の執行は行われていない。」 [10d] Sun (ニューヨーク) は同様に、2007年9月4日付けの記事で、次のように報告している。「ウガンダでは2003年に軍による死刑執行が3件あったものの、1999年以来文民に対する死刑は執行されていない。1999年には、Luzira刑務所で28人が絞首刑に処された。非公式に執行が猶予されているにもかかわらず、死刑の宣告が続いており、ウガンダはアムネスティ・インターナショナルの死刑実施国リストに記載されている。」 [23a]

12.03 FCOは2010年10月11日に更新した最新記事、*Working for the abolition of the death penalty*の中で、次のように述べている。

「命令による死刑の排除により、死刑を宣告される囚人の数が劇的に減少した。先月、FCOが資金提供したプロジェクトの結果、死刑宣告を受けていた167人の囚人が終身刑に減刑された。…」 [3d]

12.04 Hands off Cainは2011年1月1日、記事、*Uganda's penal code provides for 15 capital offence*の中で次のように記載している。

「ウガンダの刑法は、極刑に相当する15の犯罪を規定している。「反逆罪」の名目で9種類の犯罪を規定し、他に国家に対する犯罪、レイプ、陵辱、殺人、悪質な窃盗、悪質な誘拐を規定している。死刑は反逆罪のうちの6つの犯罪に対する強制的刑罰であり、同じく反逆罪の残りの犯罪に対しては裁量により宣告するものとしている。

「刑務所記録によれば、1938年以降ウガンダでは女性1人を含む少なくとも377人が合法的に絞首刑に処せられた。1971～1979年のIdi Aminによる軍事独裁政権下で71人が裁判所判決を経て死刑執行されたが、Aminの支配下では数千人もの人々が司法手続によらずに殺害された。現在のYoweri Museveni大統領政権は、1999年某日、退陣させられたMilton Obote大統領

領政権の著名な政治化、Hajji Musa Ssebirumbiを含む28人を絞首刑に処した。

「Hands Off Cainは2006年に2件の処刑を記録した。

「2008年12月18日及び2010年12月21日に、ウガンダは国連総会の死刑執行停止決議に反対票を投じた。」 **[26a]**

13. 政治的所属

表現の自由についてより広く理解するために、このセクションとあわせて、「言論と報道の自由」及び「人権保護機関、組織、活動家」のセクションも参照することをお勧めする。背景知識として、「政治体制」のセクションも参照していただきたい。

政治的表現の自由

13.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009, Uganda (USSD Report 2009)*は次のように記載している。

「憲法および法律は、国民が平和裏に政府を交代させる権利を規定しているが、与党による政権の支配と制約のある憲法および法律の規定によって、国民が効果的にこの権利を行使することが制限されている。2006年の大統領及び議会選挙は、Museveni大統領が政権の座に就いた1986年以来初めての複数政党による総選挙だったが、重大な不正行為によって損なわれた。選挙期間中、警察は450件の暴力事件を記録した。2006年の選挙後に、高等裁判所及び憲法裁判所には100を超える選挙関連の異議申立てがなされた。その内容は、贈収賄、脅迫、暴力事件、不正な重複投票、票の水増しなどであった。その年末時点で、選挙をめぐる控訴の未処理案件数が憲法裁判所で6件、最高裁判所で3件あった。2007年、高等裁判所が公表した空席を補充するための3つの補欠選挙が行われたが、選挙監視員は多数の不正行為を報告した。

「[2009年] 5月21日、ウガンダ選挙委員会は、2006年総選挙で指名がなかったり、辞任、死亡により生じた空席、町議会やサブカウンティで新たに設置された議席を補充するため、79地域の1,474選挙区で地方議会選挙を実施した。投票率は比較的低かったが、選挙は平和裏に行われた。与党NRM（国民抵抗運動）党は制約を受けずに定期的に集会を開き、政治活動を行った。他におよそ36の政党が登録し活動を許可されたが、一部の政党のメンバーは政治的暴力を受け、野党が集会や示威運動を行う権利が当局によって制限されることもあった。政治への関与は主としてエリート階層に集中している。NRM党員は政府内の地位や資源を得やすい立場にある。 [30b] (セクション3)

13.02 USSD Report 2009はまた、次のように記載している。「官僚は、政府を批判する演説を行った政治指導者らを、名誉毀損法を利用して拘禁、尋問し、国家の安全保障を根拠に言論の自由を妨げた。...大統領府は政治討論番組を厳密にチェックしていると伝えられ、政府は時折ラジオの討論番組への野党メンバーの出席を阻止しようとした。」 [30b] (セクション2a)

13.03 USSD Report 2009はまた、次のように記載している。

「この年、警察は恣意的に野党メンバーを逮捕した。

「この年、政治犯の囚人及び被拘禁者が報告されたが、信頼できる統計は入手できなかった。野党FDCのリーダー、Kizza Besigye氏と他のFDCメンバーに対する反逆罪の容疑は、FDCメンバーが、軍事裁判と文民裁判の告発を同時に受けることの合憲性について憲法裁判所に申立てを行ったため、保留のままだった。9月1日、憲法裁判所は高等裁判所によるこの申立ての手続き上の拒絶を退け、憲法裁判所での完全な審理の道を開いた。この審理は年末まで行われなかった。」 [30b]

13.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチは2010年5月2日に発表したレポート*A Media Minefield*の中で、次のように記載している。

「金銭的な要因も作用した。候補者が放送料金をラジオ局に支払うことが一般に行われているが、一部のジャーナリストによれば、野党はたびたび、与党NRM党よりもかなり高額料金の支払いを求められたり、契約に署名した後で料金を値上げされることもあるという。FDC広報担当Wafulu Oguttu氏はヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、自分の体験から、FDCは与党が支払う放送料金のおよそ3倍を支払っていると語った。一例を挙げると、ある放送局のマネージャーは、1時間の放送に対して野党は40万ウガンダシリング（200米ドル）を支払うが、同じ局に対してNRMは「助成金」を受けて、およそ15万ウガンダシリング（75米ドル）を支払うと述べた。大統領自身もたびたびラジオ番組に出演するが、それが選挙期間中であっても無料である。」 [41e]

結社と集会の自由

13.05 USSD Report 2009は、次のようにコメントしている。

「法律は集会の自由を制限しており、この年、治安部隊はデモ参加者を解散させるために実弾など過度の武力を行使した。すべての公の集会、デモ、行進は警察の許可を得ることが要求される。2008年5月、憲法裁判所はPolice ActのSection 32(2)を無効とし、25人以上の集会を開く場合は事前に警察査察官の書面による許可を取得するという必要条件を排除した。しかしMinistry of Justice and Constitutional Affairsはこの判決について控訴し、実質的に憲法裁判所判決に基づく一切の行為を停止させた。年末までに控訴についていかなる判決も下されず、警察と地方政府当局はPolice Actを用いて野党の活動を妨害した。

「その例として、8月23日、Mubendeの警察はFDCの国会議員（MP）、Betty Kamyia氏が組織する民間団体、Uganda Federal Allianceの集会を阻止した。9月2日、FDCのNational Youthのリーダー、Abedi Nasser Obole氏の保釈後にFDC Youthが計画した行進を阻止した。12月1日、警察はEntebbeでのDP支持者らの行進を妨害した。12月6日、Hoimaの警察はFDC党首、Kizza Besigye氏による集会を阻止した。

「デモ参加者らを解散させるための過度の武力行使により、特に9月10～12日の暴動発生時

には、夥しい数の死傷者が出た。 [30b]

13.06 Freedom Houseはレポート、*Freedom in the World 2010: Uganda*の中で次のように記載している。「国民議会はある程度の独立性を主張し、政府高官を問責し、多数の政府措置や政策を監視して影響力を及ぼす。しかし、野党が与党NRMと競合する能力については重大な懸念がある。長期間続いた政党活動の禁止は2005年に正式に撤廃されたが、制約的な政党登録の要件、有権者及び候補者資格に関する規則、NRM候補者支援のための政府財源の利用、Kiboko SquadやBlack Mambasといった民兵組織による有権者や政府反対者に対する脅迫などにより、野党は現在も十分な活動を妨げられている。国民議会の軍人議員は公然とMuseveni大統領の選挙活動を繰り返し広げた。選挙委員会の独立性も疑問視されたが、Museveni氏は委員会メンバーを一新することなく、2009年8月に現職の議長を再び任命した。」 [11a]

政治組織及び政党

FDC: 民主変革フォーラム

13.07 *Freedom in the World 2010 – Uganda*は、次のように記載している。

「指導者Museveniと対立する民主変革フォーラム (FDC) のKizza Besigye氏は2006年の大統領選挙で闘うために亡命先から帰国した。Besigye氏は以前反逆罪とレイプの容疑で逮捕され、選挙で59%の票を集めたMuseveniに敗れた。NRM (国民抵抗運動) もまた同時に行われた議会選挙で過半数を獲得した。Besigye氏は後日、レイプ容疑を晴らしたが、反逆罪については現在も未解決である。

「2009年2月、Besigye氏はFDC党委員長に再選され、2011年大統領選挙の党推薦候補者となった。この大統領選挙にはMuseveniも立候補するものと見られた。新たな参戦者として元外務大臣で国連事務次長のOlara Otunnu氏が8月、23年ぶりに帰国した。

「5月に、投票率が低い中で地方議会選挙が行われた。選挙ではNRMが圧勝し、従来の権力基盤以外のエリアでも勝利を収めた。唯一健闘した野党はFDCだった。

「結社と集会の自由は正式に認められている。しかし、2009年8月、選挙委員会を更新するというMuseveniの決定に抗議するFDCの抗議デモを警察は中止させ、8人のFDCメンバーを逮捕した。」 [11c]

2011年2月の選挙に関する最新情報は、「最新ニュース」のセクションに記載されている。FDCメンバーの扱いに関する背景情報については、Refworldに記載されたRefugee Documentation Centre of Irelandからの情報要請への回答を参照。 [12a]

14. 言論と報道の自由

表現の自由についてより広く理解するために、このセクションとあわせて、セクション13「政治的所属」及びセクション15「人権保護機関、組織、活動家」も参照することをお勧めする。

14.01 2011年1月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの*World Report 2011*は、次のように記載している。

「ウガンダ政府は報道と刑罰に関する法律を利用してジャーナリストを訴追し、合法的に活動できるジャーナリストを制限し、正当な手続きを経ることなく放送事業免許を取り消している。特に首都以外のジャーナリストは嫌がらせや脅迫を受けている。2009年9月の暴動発生時にCBSラジオは治安警察により放送停止を余儀なくされた後、2010年10月に放送再開を許可された。法廷の場で政府はいかなる不正行為に対する証拠も提出しなかった。

「8月、憲法裁判所は5年ぶりに判決を下し、扇動罪は違憲であるとした。同裁判所は、宗教、部族、民族、出身地域を理由とする「悪意の感情や敵対心」を煽るあらゆる行為を禁じた「分派主義的扇動」罪は合憲と裁定した。

報じられている政府による一部民族の優遇を批判した少なくとも4人のジャーナリストと数人の野党政治家がこの容疑をかけられたことにより、論争は沈静化した。

「本レポートの執筆時点で政府は報道法の修正案を検討しており、この修正案が通れば表現の自由に対する危機がいつそう高まることになる。 [41b]

14.02 2010年6月1日に発表されたFreedom Houseのレポート*Freedom in the World 2010, Uganda*は、2009年の出来事をまとめ (FH Report 2010)、次のように記載している。

「憲法は言論の自由を定めている。20紙を超える日刊新聞及び週間新聞などの独立系刊行物と、いくつかの民法ラジオ局及びテレビ局は地方政治について報道している。しかし、政府は報道の自由に対して不寛容な態度を強めている。扇動法はNRM（国民抵抗運動）に逆らう者を処罰するために選択的に適用されている。2009年、最大の独立系新聞、Monitorの4人のジャーナリストが刑事訴追された。他にIndependentの編集者Andrew Mwenda氏を含む3人がMuseveniの風刺漫画を掲載した後、扇動罪に問われた。Mwenda氏はこれまでに2005年の扇動容疑を含む12の罪の容疑をかけられている。扇動法に対する異議申立てが現在、最高裁判所で審理中であり、この法に基づく訴追は停止されている。2009年9月、Kampalaで治安部隊とBaganda国王支持者らの間で衝突が発生した後、政府は4つのラジオ局を閉鎖し、生放送の討論番組を禁じた。生放送討論番組の禁止は2009年末まで続いた。当局はインターネットの利用を禁止しなかったが、アクセスは主要都市のセンターに限られた。

[11a]

14.03 Freedom Houseはさらに、次のように記載している。「ウガンダはアフリカで情報の自由に関する法を定めている数少ない国の1つである。しかし、実際には、国家の治安及び秘密保持に関する他の法律によって、情報への開かれたアクセスが妨げられている。加えて、公的な情報の要請手続きは複雑であり、国営メディアは一般に、民間の報道機関よりも簡単にアクセスできるようになっている。」 [11a]

14.04 2010年10月20日に更新されたBBCニュース、ウガンダ国概要は、次のように記載している。

「ウガンダはアフリカにおける報道の自由の先駆的な国である。1993年に政府が規制を緩和した後、民間ラジオとテレビが急速に発達した。ラジオは最も普及しているメディアである。公営のUBCは英語といくつかの現地語による全国ネットである。

「Kampalaを中心とする中央地域は数十の民間ラジオ局とテレビ局の拠点となっている。地方ラジオは各民族向けに放送し、いくつもの宗教関連局が存在する。試験的にデジタルテレビ放送プロジェクトが進行中で、ウガンダでは2012年に地上波アナログ放送の停止が予定されている。

「2009年9月、Buganda国王のKampala周辺地域への訪問計画を巡って激しい暴動が発生した後、規制当局は暴力行為を扇動したとしてBuganda王国のCBSを含むいくつかのラジオ局を放送停止にした。

「BBC World ServiceはFMで広く放送されており（Kampalaでは101.3）、Radio France Internationale [原文のまま] は首都のFMで放送されている。

「印刷メディアは国営のNew Visionが主導しているが、十分な独立性を保ち、政府を批判する記事も多く公表されている。

「2009年8月までにインターネットユーザーは250万人となった（世界インターネット統計）。」 [2a] (メディア)

BBC profileは、利用可能な多数のテレビ局、ラジオ局及び印刷メディアのリストを掲載している。

[2a]

14.05 2010年5月27日に発行されたアムネスティ・インターナショナルの2010年レポート *The state of the world's human rights: Uganda (AI Report 2010)* は2009年の出来事をまとめ、次のように記載している。

「9月の暴動後、Broadcasting Council—放送内容を管理する政府機関—は独自の裁量で4つのラジオ局に閉鎖を命じた。これは、暴動の前および発生時にElectronic Media Act, 2000に規定される最低放送基準を守らなかったことが理由と報告された。放送局には閉鎖についての十分な告知や説明もなされず、訴える機会も与えられなかった。同Councilはまた、この期間にいくつかのラジオ番組の中止を命令した。年末まで2つの放送局が閉鎖されたままだ

った。報道機関の大部分が暴動中の放送に関して政府の圧力と当局の脅迫を受けた。

「Kampalaを拠点とするジャーナリスト、Robert Kalundi Sserumaga氏は、暴動の最中にラジオの討論番組で政府とBuganda王国の間の緊張関係と暴動についてコメントしたことを理由に、恣意的に逮捕、拘禁され、拷問を受けた。同氏は拷問の結果、重傷を負った。同氏はその後扇動の容疑をかけられ、現在も裁判が続いている。

「表現の自由と報道の自由全般に対する当局の妨害は続いた。名誉毀損罪、扇動罪、および「虚偽のニュースを公表した」かどで告発されたジャーナリストらの刑事事件は現在も裁判が続けられている。政府はRegulation of Interception of Communications Bill, 2007を取り下げず、同法案について生じた人権に関する懸念の声にも答えなかった。この法案が成立した場合、表現の自由に対する権利が大きく制限されることになる。」 [10a]

メディアに関する法律

14.06 Human Rights House Networkは8月20日に発行した記事（2010年5月付けのヒューマン・ライツ・ウォッチの記事*A Media Minefield: Increased threats to Freedom of Expression in Uganda*に基づく[41e]）の中で、次のように記載している。

「今年初め、いわゆるPress and Journalist (Amendment) Bill 2010が提案された。この法案が制定された場合、Ministry of Information and National Guidanceにメディアをコントロールするより強大な権限が与えられることになる。同省の大臣はMedia Councilのメンバーの大多数のみならず委員長を任命する権限が与えられる。

「この法案が議会で可決されれば、Media Councilは新聞を登録し、毎年更新される事業許可を与える（または与えない）ことにより、新聞メディアを規制できるようになる。Media Councilにはさらに、ウガンダのメディア関連法を回避するための戦略である外国メディアの所有と、再度独立性を維持するための、業界内の新聞メディア所有者による投資の両方を規制する権限が与えられる。[37a]

テレビ及びラジオ放送

14.07 Human Rights House Networkはさらに、次のように記載している。

「ウガンダのメディアの経験からすると、選挙期間にジャーナリストに対する侵害行為が激しくなる。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、多くのジャーナリストが選挙前は当局との間で問題が起こる恐れや、放送局のオーナーにジャーナリストの解雇圧力がかかる懸念から、ある種の記事を避けざるを得ないと認めている。

「違反が発生すると、当局は新たな法律やより厳しい規制を敷く必要性を主張できる。当局は、反対意見を黙らせ、従ってウガンダの憲法に定められた言論の自由に違反する、不評な法律を今まで以上に簡単に施行できてしまう。こうした手段によって、メディアをよ

り巧妙に抑圧する権限を振るうことができる。当局のやり方は以前よりも「手が込んで」きており、毎年ラジオ局の登録を義務付ける新たな法案、Media Billは、2011年の選挙を後押しする目的で提案された。

「一方、反体制派の新聞Daily Monitorの記者、Angello Izama氏は最近の日曜版で「軍を武装し、2011年選挙戦に備える」と題する記事を書いたことで告発される恐れがある。これは、間もなく行われる2011年選挙に関する意見を様々な政治関係者に聞いたインタビュー記事だった。」 [37a]

ジャーナリスト

14.08 2010年8月4日に閲覧したHuman Rights Network for Journalists HRNJ-Ugandaに関する「起訴」と題する記事によれば、

「ウガンダのジャーナリストは紛争地域、平穏な地域のいずれにあっても、いまだに極めて危険な職業であることに変わらない。民主化プロセスの見通しが暗いにもかかわらず、国、治安警察、政治家、経済団体、宗教団体はいまだにメディアやジャーナリストを重大な問題や微妙な問題を報道する権利を持たない無用の団体とみなしている。ジャーナリストは自らを検閲し続けており、社会全体はさらに悲惨な状況で、重要な情報を得る権利と権力者らの責任を問う能力を奪われている。

さらに理不尽なことに、こうした侵害の95%は刑事責任を問われることなく行われており、実行犯とその指示者はやすやすと逃げおおせている。

「批判的なジャーナリストや報道機関を標的として新たにウガンダ警察内に設置されたMedia Offences Departmentの絶え間ない監視の眼に晒されているジャーナリストに対する扱いを見ると、状況はさらに悪化している。

「2009年初め、政府はPublic Serviceを再編成して自治権を持つ部門とした。この部門は国庫から直接税金を受け取り、ジャーナリストを召喚、尋問して強制的に情報源を聞き出すことにより情報隠しを行うことを任務とする。

「ウガンダのジャーナリストは、新たに制定されたものと旧来のものも含め、法律文書に記載され続けている非人道的な法律に晒されている。

「このプログラム以前に多くのジャーナリストが犠牲となり、そのほとんどが国内で活躍するジャーナリストの75%以上を占める、職場で何の保護も受けないフリーのジャーナリストであった。このプログラムは2008年後半に策定され、多くのジャーナリストの救済を支援してきた。」 [16a]

14.09 2010年8月4日にHuman Rights Network for Journalists HRNJ Ugandaを介して閲覧した*The Unwanted Witness*には、2009年におけるジャーナリストの取り扱いについての見解が掲載されていた。また、Press Freedom Indexにも裁判にかけられているジャーナリストの指

名が掲載されている。 [16b]

14.10 公判前の拘禁期間を48時間から3か月に延長 HRNJ-Ugandaは次のように記載している。

「...警察は公判前の拘禁期間を48時間から3か月に延長することを提案した。この変更がわが国の憲法に対してなされれば、ウガンダのジャーナリストはより大きな危険に晒されることになる。これまで警察その他の治安機構は法的に要求される調査を行わずに不法にジャーナリストを逮捕及び拘禁してきた。こうした逮捕は多くの場合、ジャーナリストの職務を止めさせるか邪魔することを意図したものである。」 [16a]

ジャーナリストの移動の制限に関する詳細については、[ここ](#)を参照。 [16b]

インターネットの自由

14.11 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009, Uganda (USSD Report 2009)* は、次のように記載している。

「個人及び団体は一般に、電子メール送信を含め、インターネットを通じて平穩に意見を表明することができる。しかし、時折政府はアクセスを制限している。2006年に実施された、反政府のゴシップウェブサイト、[radiokatwe.com](#)へのアクセス禁止は今も続いている。この年、インターネットへのアクセスは増加を続けたが、インフラが不十分なため、少なくとも毎月インターネットを利用した人は全人口の約7.8%に過ぎなかった。」 [30b]

14.12 2010年6月1日に発行されたFreedom Houseレポート*Freedom in the World 2010*は次のように記載している。

「年末までにインターネット普及率は人口のほぼ10%に増加し、当局によるアクセス制限はない。」 [11a]

15. 人権保護機関、組織、活動家

表現の自由についてより広く理解するために、このセクションとあわせてセクション13「政治的所属」及びセクション14「言論と報道の自由」も参照することをお勧めする。

15.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009, Uganda (USSD Report 2009)*は次のように記載している。

「多数の国内及び国際的な人権保護団体は概して政府の制約を受けずに活動することができ、人権の実態について調査し、その結果を公表した。政府当局者は一般に、それらの意見を受容している。国内の独立した活発な団体は、Foundation HRI、Human Rights Focus、Human Rights Network、Human Rights and Peace Center of Makerere University、International Federation of Human Rights、Justice and Peace Commission、Uganda Journalist Safety Committee、Uganda Prisoner's Aid Foundation、Uganda Association of Women Lawyersなどである。政府当局者らはNGOが主催する社会問題に関する会議やセミナーに継続的に出席し、NGOと協力して法制及び刑務所改革に取り組んでいる。

「2008年1月、NGOの批判を受け、また市民団体との協議の後、政府は宗教団体を含むほとんどのNGOに対し登録許可の更新を義務付ける2006 NGO Registration Actに関する検討委員会を設置した。検討作業中は法律の施行は保留された。

「政府は世界の政府組織と協力し、国際連合の代表団やICRCなどの組織の訪問を許可した。」 [30b] (セクション5)

15.02 Freedom Houseはレポート*Freedom in the World 2010*の中で、次のように記載している。

「非政府組織（NGO）らは様々な見解の表明を奨励し、政治的に微妙な問題への取り組みに意欲的である。しかしNGOの存在と活動は、登録義務の巧みな操作など、法的制限の悪用による影響を受けやすい。2006 NGO Registration Amendment Actは、NGOおよび宗教組織に対し、毎年Internal Affairs Ministryに登録することを義務付けているが、現在この法律は検討中であり、施行は保留されている。」 [11a]

15.03 2010年4月に発表されたFreedom Houseレポート、*Countries at the Crossroads 2010 (FH CC 2010 report)*は、次のように記載している。

「1986年にNRMが政権について以来、非政府組織（NGO）の活動が活発になったが、政府は政治上の問題に取り組むNGOを潜在的な脅威と見なしている。政府はすべてのNGOに対して、治安警察の代表者が含まれるNGO Registration Boardの承認を得ること（必ずしも承認が与えられるとは限らない）を義務付けた。2006年、政府はNGO Registration Actを修正

し、毎年登録の更新を義務付けることにより監視を強化した。この法律は2008年の苦情申立ての後、一時的に停止された。NGOはこの法律が自分たちの活動と支出に関して政府の介入をまねくものであると主張し、市民団体らは2009年4月、この法律の違憲判断を求めて憲法裁判所に申立てを行った。2009年6月現在、裁判所はまだ判決を下していない。NGOらは議会で法律制定に関する証言を繰り返し、政府の政策に影響を及ぼそうと頻繁に運動を行っているが、党が議員総会でいったん方針を決めたことに関してNGOの主張を考慮することに消極的な国会議員の態度に不満をつのらせている。」 [11b] (説明責任と世論)

ウガンダ人権委員会

15.04 2010年10月に発表された第12回年間レポート2009に掲載されたウガンダ人権委員会(UHRC)の使命宣言は、次のようにうたっている。「憲法及びその他の拘束力を有する人権に関する法律文書により保証される人権を保護及び促進するため、法律規定に定める要件、国際人権基準および地域の人権基準に従い、連携を通じて業務に取り組む」 [32d] (pxi)

15.05 UHRCのウェブサイトには同委員会の職務および権限が定められている。

「委員会の職務

「ウガンダ憲法第52(1)条は、次の委員会の職務を規定している。

「自らの主導により、または人権侵害に対する個人または団体の申立てを受けて調査を行う。

「囚人の状況を査察及び検査し、勧告を行う目的で、監獄、刑務所、拘禁施設その他関連施設を訪問する。

「人権の尊重を強化するため、継続的な調査、教育及び情報プログラムを策定する。

「人権侵害の被害者やその家族に対する補償金の支払いを含む、効果的な人権促進対策を議会に提案する。

「憲法の規定がウガンダ国民の基本法であることに対する社会の認識を促進し、高める。

「常に憲法のあらゆる悪用及び違反を防止するよう一般国民を教育し、奨励する。

「ウガンダ国民に市民の責任に対する認識と自由市民としての権利及び義務の正しい理解を説くためのプログラムを策定、実施、監督する。

「人権に関する国際条約および協定の義務を政府が履行するよう監視する。

「法により定めるその他の職務を実行する。

「第52(2)条はまた、委員会に対して定期報告書を発行し、国内の人権の実態と自由に関する年間報告書を議会に提出することを義務付けている。

「第52(3)条および第48(1)条はまた、委員会のその他の職務、権限および指針を定めている。

「委員会の権限

「UHRCの権限は、憲法第53(1)条に規定されている。UHRCは次の裁判所権限を有する。

いかなる個人をも委員会に召喚し、または出頭させ、委員会の調査に関連する文書・記録の提出を命令する権限、委員会が調査中の件に関連していかなる個人をも審問する権限、委員会の調査に関連して知る限りの情報の開示をいかなる個人に対しても指示する権限、委員会の命令に従わない個人を送致する権限」

「救済命令

「委員会は、人権または自由が侵害されたと見なした場合、「...拘禁または拘束された個人の釈放、補償金の支払い、その他の法的救済または賠償を命令することができる。ただし、委員会が下した命令に異議のある個人または当局は高等裁判所に控訴する権利を有する。」

[32a] (UHRCについて)

15.06 同ウェブサイトはまた、UHRCについて次のように説明している。

「...公判または裁判前の保留中の件、ウガンダ政府と他国政府または国際組織との間の関係または交渉にかかわる件、恩赦大権の行使にかかわる件について調査することを禁じられ (bared [原文のまま]) ている。上記の職務および権限を考慮し、UHRCはその職務を実行する様々な部門および委員会を設置した。 [32a] (背景)

15.07 USSD Report 2009は次のように記載している。

「UHRCは準司法的権力を有する永久的な独立機関であるが、UHRCの7人のメンバーは大統領が指名する。法のもとにUHRCは情報を提出させ、被拘禁者の釈放を命令し、虐待に対する補償金の支払いを命じることができる。5月7日、Museveni大統領はUHRCの2人の委員を再任命し、欠員を補充するため新たに5人の委員を指名した。この任命により、前の委員会の任期が満了した2008年11月以来停止していたUHRCの業務が再開された。UHRCは引き続き、軍や治安部隊などで起きた人権侵害の疑いを追及し、全国に支部を持つが、申し立てられたすべての苦情を調査するには資源が不足している。

「 [2009年] 10月12日、UHRCは第11回年間レポートを議会に提出した。その中で政府に対し、拷問を禁止し、「隠れ家」と呼ばれるJATTやCMIが運営する未登録の拘禁施設の利用を止めるよう求めた。本レポートはまた、刑務所システムが抱える主な問題点として、長期にわたる裁判の遅れ、過密、粗末な衛生管理について指摘し、憲法に定められた48時間の限度を超える被疑者の拘禁が「蔓延」していると報告した。 [30b] (セクション5)

16. 汚職

16.01 トランスペアレンシー・インターナショナルは2010年腐敗認識指数 (CPI)の世界の汚職ランキングでウガンダのCPI得点を3.0と評価し、178か国中127位にランクした (CPI得点とは、ビジネス関係者や国研究のアナリストらの視点から見た政府官吏や政治家の間に存在する汚職の程度を示す)。得点は最高が10点 (極めて公正)、最低が0点 (汚職の蔓延) である。

[52b]

16.02 2010年5月7日に発表されたFreedom Houseの*Freedom in the World 2010*レポートはウガンダに関して、次のように記載している。

「ウガンダは汚職を取り締まるために、2009 Anti-Corruption Bill及びAnti-Corruption Courtなど具体的な対策を打ち出したが、それらを実施するための資源が全般的に不足している。Inspector General of Government (IGG) による2008年National Integrity Surveyは、公共部門における汚職の蔓延を報告した。検察局に加えて監査機関と調達機関は、人員も財源も不足している。」 [11a]

16.03 East Africa Bribery (EAB) Index 2010の中でトランスペアレンシー・インターナショナルは、次のように記載している。

「国内の汚職を取り締まる責任を担う法的機関であるInspectorate of Governmentは議会に提出した2009年レポートで、公共部門で汚職が増加、蔓延していることを認めた。調査によりウガンダ警察、Kampala市議会、Land Office、公共事業 (年金事業局)、司法、Uganda National Bureau of Standards、公衆衛生部門、District Contracts Committee、Uganda Revenue Authorityが最も汚職が目立つ公共機関であることが分かった。

国内で最も多い汚職の形態は贈収賄、横領、財物強要であった。

「また、政府官吏が利用する新たな手口として国庫からの略奪を指摘した。これらの手口の1つは共謀汚職であり、政府高官が民間セクターと共謀して政府に不当に高額な料金を請求して得た不当利得を支払い者と分配するというものである。

「政府官吏が利用するもう1つの手口は、サービスの実施を遅らせて危機的状況を招き、または不安を掻き立てることにより、定められた調達手続の放棄を緊急措置として正当化するというものである。2007年英連邦首脳会議の開催時に緊急調達で巨額の公的資金が横領された事件で、この手口が使われた。

「上記に挙げた汚職事件から、ウガンダの汚職取締法がほとんど機能していないことは明らかであり、見直しの必要性がいつそう高まった。」 [52a] (p12)

16.04 同情報源は、さらに次のように記載している。「ランキングについては、ウガンダ

の贈収賄比率はブルンジ (36.7%) 及びルワンダ (6.6%) との比較では2番目に高い (33%)。特定組織については、Burundi Revenue Authority /Customsの贈収賄比率が最も高く81.2%、ウガンダにおける贈収賄事件の発生率が最も高かったのはRevenue Authorityで、贈収賄比率は67.7%だった。」 [52a]

16.05 East Africa Bribery (EAB) Indexは、さらに報告している。

「ウガンダの各組織における贈収賄は以下の通りである。

| | |
|---|------|
| • 警察 | 61.9 |
| • Mulago病院 | 48.0 |
| • ウガンダ刑務所サービス局 | 47.7 |
| • 司法部 | 44.7 |
| • 地域当局 | 43.0 |
| • Ministry of Lands, housing and Land Development | 30.4 |
| • 国営法人・準国営機関 | 30.2 |
| • Ministry of Public Service | 29.3 |
| • 公立病院 | 27.3 |

全リストはここから参照できる。

16.06 EABはまた、次のように記載している。

「調査では合計15,612の公的機関及び民間機関との対話が報告された。

そのうちの31%で贈収賄が期待または要求された。報告されたすべての贈収賄事件のうち実際に賄賂が支払われたケースは67.3%だった。ウガンダ国内で賄賂を支払ったと報告した全回答者1,620人のうち、880人 (54.3%) が男性、740人 (45.7%) が女性だった。

「収賄事件に関与した回答者の93%は当局の誰にも報告せず、または苦情を訴えなかった。贈収賄関連の苦情を申立てたのはわずか6.6%だった。

「この指数は、特定の機関を訪れた際に賄賂を支払うことでしかサービスを受けられなかった回答者の比率を示す。2009年に最上位にランクされたMinistry of Defenceは10位に下がった。司法部も改善が見られ、第2位から7位に下がり、スコアは33%上昇した。」 [52a] 司法システムにおける汚職に関する詳細は、セクション9「司法制度」を参照。

16.07 Freedom Houseの*Freedom in the World 2010*も、次のように報告している。「2008年、主導的立場にある政府高官がNational Social Security Fund (NSSF) に土地購入に対して水増し価格を支払うよう圧力をかけた。同基金の理事長および理事長代理は停職処分となり、2009年9月の内閣改造で財務大臣はこのスキャンダルに関与したとして降格された。」 [11a]

16.08 African Peer Review Mechanism (APRM) は2009年1月に発行されたReport No 7: The

Republic of Ugandaで、次のように記載している。「ウガンダの広範囲にわたる部門と領域で汚職と不正行為が蔓延しており、汚職による経済的損失はすべての利害関係者の重大な懸念となっている。」 [48a] (lxiv)

16.09 同情報源はさらに報告している。「ウガンダで汚職が横行する一方、Country Self-Assessment Report (CSAR) は特に政界内での汚職の蔓延を認め、職権乱用、贈収賄、財物強要、縁故採用、情実、選挙目的の経歴詐称、詐欺、横領、公的資金及び資産の着服、政治的利得のための公的資源または資産の利用など、様々な行為を明らかにした。」 [48a] (376) 上記に加えて「政治的所属」のセクションも参照することをお勧めする。

16.10 APRM Report No.7は次のように記載している。「政府は汚職とマネーロンダリングを取り締まるための制度及び法的枠組みを策定し、社会の認識を高め、顕著な前進を見せた。しかし、人々の教育、汚職犯罪者の調査、発見、起訴を担う汚職取締機関がその職務を遂行する権限には大きな制約がある。政府が抱える最も困難な問題は、この件に関する社会の関心と支持の欠如である。」 [48a] (lxiv)

16.11 APRMはさらに記載している。

「数年にわたって多くの改善がなされたものの、ウガンダは効果的な政策の実施において重大な問題を抱えている。汚職、資源の不足、能力の欠如—特に下位レベルの—そして開発プログラムの政治問題化が大きな問題となっている。さらに効果的な公共支出管理、収益拡大策、開発支援の調整も欠如している。北部ウガンダでは、誠意のある災害管理プログラムが汚職の蔓延と政情不安によって妨げられている。」 [48b] (lxxxviii)

16.12 *The Guardian*は2009年3月13日付けの記事、*Corruption endemic in Uganda*で次のように報告している。「Katineなどの地方住民の多くは公共サービスを要求する権利があることを知らないため、政府のあらゆるレベルで汚職がはびこり続けている。…」

性別に基づく不利益に言及しているセクション20「女性」も参照することをお勧めする。

17. 宗教団体

人口統計

17.01 2010年11月17日に発表された米国国務省の*International Religious Freedom Report 2010, Uganda (USSD IRF Report 2010)* は2009年7月1日から2010年6月30日までの期間についてまとめ、次のようにコメントしている。

「正式な政府統計数値によれば、人口の85%がキリスト教徒、12%がイスラム教徒、残りの3%が土着信仰、ヒンドゥー教徒、バハーイ教徒、及びユダヤ教徒である。一部のイスラム教徒とキリスト教徒はイスラム教社会の規模は政府発表の数値よりも大きいと考えている。キリスト教徒のうち42%がローマカトリック、36%が英国国教会派、7%が福音派、ペンテコステ派、正統派となっている。イスラム教徒のほとんどはスンニ派である。土着信仰は地方各地で行われ、それぞれの土着信仰とキリスト教やイスラム教を融合したり、並行して信仰している場合もある。インド人は非アフリカ民族人口で最も重要な位置を占める。その大多数はイスラム教シーア派、アガ・ハーン信奉者、ヒンドゥー教徒である。北部地域および西ナイル地域ではカトリック教徒が大多数を占め、東部のIganga地域はイスラム教徒の割合が最も高い。残りの人口が信仰している宗教は複合的である。」 [30d]

(セクションI)

法的権利

17.02 Freedom Houseは*Freedom in the World 2010*レポートで、次のように記載している。

「国家宗教は存在せず、信仰の自由は憲法により保護され、実際に尊重されている。様々なキリスト教宗派や少数派のイスラム教徒が自由に信仰を行っている。」 [11a]

17.03 USSD IRF Report 2010は、次のように記載している。

「憲法は宗教の自由を規定し、その他の法律及び政策は全般的に自由な宗教活動に寄与している。...法律により宗教または同様の団体を基盤とする政党の結成を禁じている。

「政府は宗教団体がTrustees Incorporation Actのもとに法人組織の地位を得ることを許可している。カトリック教会、正統派教会、英国国教会及びUganda Muslim Supreme Council (UMSC)はこの規定のもとに登録しているが、福音派やペンテコステ派の教会は、毎年登録の更新が要求されるMinistry of Internal AffairsのNongovernmental Organizations (NGO) Boardに登録している。NGOの登録手続には最低でも6週間かかり、再登録には1、2週間かかる。ほとんどの宗教組織に許可が与えられたが、NGO Boardは「カルト的傾向」や政府計画の妨げと見なされる活動など、様々な理由により一部の宗教団体の登録を拒否した。NGO Boardへの登録により交付される証明書によって教会は寄付金を募ることができる。

「以前に見られた「カルト活動」の結果、政府は初めてKanungu地域の行政官に対し、地域コミュニティの教会にNGO Boardの登録承認を得るための登録申請を勧告するよう指示した。 [30d] (セクションII)

17.04 USSD IRF Report 2010は、次のように記載している。「このレポート期間内に、政府による宗教の自由の尊重について状況の変化はなかった。政府は引き続き「カルト」と見なした宗教団体を禁止している。宗教上の所属、信仰、宗教慣行に基づく社会的虐待や差別の報告はほとんどなく、著名な社会的指導者らは宗教の自由を促進するために積極的に活動した。」 [30d]

17.05 USSD IRF Report 2010はさらに、次のように記載している。

「法により宗教その他同様の団体を基盤とする政党の結成は禁じられている。」

「政府は宗教団体がTrustees Incorporation Actのもとに法人組織の地位を得ることを許可している。カトリック教会、正統派教会、英国国教教会及びUganda Muslim Supreme Council (UMSC)はこの規定のもとに登録しているが、福音派やペンテコステ派の教会は、毎年登録の更新が要求されるMinistry of Internal AffairsのNongovernmental Organizations (NGO) Boardに登録している。NGO登録手続には最低でも6週間かかり、再登録には1、2週間かかる[原文のまま]。ほとんどの宗教組織に許可が与えられたが、NGO Boardは「カルト的傾向」や政府計画の妨げと見なされる活動など、様々な理由により一部の宗教団体の登録を拒否した。NGO Boardへの登録により交付される証明書によって教会は寄付金を募ることができる。

「以前に見られた「カルト活動」の結果、政府は初めてKanungu Districtの行政官に対し、地域コミュニティの教会にNGO Boardの登録承認を得るための登録申請を勧告するよう指示した。

「公立学校では宗教教育は任意に行われ、教育課程には特定の信仰に限らず世界の宗教信仰に関する学習が組み込まれている。私立のイスラム神学校やキリスト教学校では宗教教育を行っており、国内で一般的に行われている...

「このレポート期間中、地域行政官やコミュニティの一部から政府に対し、夜の集会を禁止する法律の制定を促す声が上がった。しかし、そうした集会を行政官が禁止したという報告はなかった。」 [30d] (セクションII)

宗教団体の地位／取り扱い

17.06 USSD IRF Report 2010は、次のように記載している。

「レポート期間以前に、政府委員会は「カルト」と見なした20の団体の活動を継続的に監視した。その中には、Rakai地域のSerulanda Spiritual Foundation、Kanungu地域のMovement for

the Restoration of the Ten Commandments of God、Hoima地域のAbengeri、GuluのNew Heaven Church、KabaroleのRwengwara Healing Church of All Nations、Mbale及びLuwero地域のEnjiriなどのグループが挙げられる。2010年3月10日、委員会はNGO Actに基づきこれら20の「カルト」組織すべての登録を報告したが、NGO登録後の監督が不十分であることを指摘し、これらのグループの信者の死亡や虐待を防止するため、よりいっそう厳しく監視すべきと勧告した。

「このレポート期間中、NGO BoardはLord's Chosen Charismatic Revival Ministrieの登録を拒否した。NGO Boardは、同グループがNGO Actに違反する商業利益を得たためと説明した。2010年2月2日、Mityana地域の警察は、信者に絶食させ、病人に治療を受けさせないなどの虐待を行っていたとしてMiracle Healing Churchを閉鎖した。国内で宗教上の拘束や監禁の被害報告はなかった。強制的な改宗の報告もなかった。」 [30d] (セクション II)

17.07 USSD IRF Report 2010は、さらに次のようにつけ加えている。「宗教上の所属、信仰、宗教慣行に基づく社会的虐待や差別の報告はほとんどなく、著名な社会的指導者らは宗教の自由を促進するために積極的に活動した。」 [30d] (セクションIII)

18. 民族グループ

人口統計

18.01 World Directory of Minorities and Indigenous Peopleは、[2002年Uganda Population and Housing Censusで得た情報として(Batwaの統計数値を除く。BatwaについてはKabananyuke, K. およびWily, Lによる1996年の未公開レポート「*The Batwa Pygmies of the Great Lakes Region*」、*Report on a study of the Abayanda Pygmies of south-western Uganda for Mgahinga and Bwindi Impenetrable Forest Conservation Trust*]に記載されている)] 次のように記載している。

「Baganda族410万人 (17.3%)、Banyankore族 (Bahima及びBairu) 230万人(9.8%)、Basoga族210万人 (8.6%)、Ankole族190万人 (8%)、Bakiga族170万人 (7%)、Iteso族160万人 (6.6%)、Langi族150万人 (6.2%)、Banyarwanda族(Bahutu、Batutsi及びBatwa - 後者は個別にも記載) 140万人 (6%)、Acholi族110万人 (4.8%)、Bagisu族110万人 (4.7%)、Lugbara族100万人 (4.3%)、Batoro族70万人 (3%)、Bunyoro族70万人 (3%)、Alur族47万5,000人(2%)、Bagwere族47万5,000人 (2%)、Bakonjo族47万5,000人 (2%)、Jopodhola族47万5,000人 (2%)、Karamojong族47万5,000人(2%)、Rundi族47万5,000人(2%)、非アフリカ系 (ヨーロッパ、アジア、アラブ) 24万人 (1%)、Batwa族4,000人(0.02%)。

「単純化すると、ウガンダの主要な言語グループは以下のようにまとめられる。

・「バンツー語を話す人々の大多数は農民で、南部及び西部地域に住んでおり、人口のおよそ3分の2を占める。歴史的にこれらの人々の間には王族が支配する中央集権社会 (Baganda、Banyankole、Banyoro、Batoro) とそれほど複雑な階層のない多数の社会 (Bakiga、Bafumbira、Bakonjo、Basongora、Batuku、Banyabindi、Banyaruguru、Batwaなど) が存在する。ウガンダ西部の一部地域では2つの遊牧民族 (Bahima及びBatutsi) が農民コミュニティ (Bairu及びBahutu) に対する支配を打ち立て、農民たちの中で定住し、農民たちの言語を話した。ウガンダのBatutsi人口はルワンダでジェノサイドが発生した期間に急増したが、多くのBatutsi族はその後帰還した。他にバンツー語を話す遊牧民族にはBasangolaやBatukuなどがある。

・「ウガンダ北部で西部ニロート語群を話す民族は伝統的な農民組織で、Acholi、Langi、Alur、Jonamなどの部族が含まれる。

「主にウガンダ東部で東部ニロート語群を話す民族はKaramojong及びIteso (及び北西部のKakwa) である。伝統的な遊牧民族であり、氏族や年齢層に基づいた社会組織を形成している。Karamojongは一般に遊牧民族であるが、少数の氏族 (下位集団) は農民である。

「Lugbara、Madiなどの中央スーダン語群を話す民族はウガンダの北西部 (及び隣接するスーダンやコンゴ民主共和国の地域) に居住している。伝統的な農民であり、階層のない社会組織を形成している。 [24c]

法的権利

18.02 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009, Uganda (USSD Report 2009)* は、次のように記載している。「法により人種... [及び] 言語に基づく差別は禁止されている...しかし政府は... [中でも] 特定の民族グループに対して地域的または文化的にはびこっている差別に関して、法の施行を行わなかった。」[30b] (セクション5)

民族グループの地位／取り扱い

18.03 USSD Report 2009は、次のように記載している。

「国の一部地域で少数民族間の衝突に関する単発的な報告があった。その一例として、8月、民族グループMadiが他の民族グループAlurの数家族をKasomenga村からRhino Campサブカウンティに追放した。追放の間に財物が破壊され、複数の草葺の家屋が放火された。Arua 地域の警察は、この暴力行為を示唆したとされる6人の被疑者を逮捕し、刑務所に再拘禁した。この件は年末時点でまだ未解決である。

「9月10～12日にKampalaで起きた暴動で、デモ参加者はアジア人事業者らを攻撃し、複数の店舗を略奪、破壊した。こうした行為は、政府がアジア人の投資家や事業者を現地の事業者には与えられない税控除や土地その他の奨励策で優遇しているとの民衆の認識を反映したものである。」 [30b] (障害者)

Batwa

18.04 USSD Report 2009はさらに、次のように述べている。

「政府が1992年にMgahinga National Park、Bwindi Impenetrable National Park、及びEchuya Central Forest Reserveの設立に使用した土地は元々Batwaの居住地だった。移動させられたおよそ6,700人のBatwa族は南西部のBundibugyo、Kisoro、Kabale、Kanungu、Masaka、Mbararaの各地域に移住したが、十分な教育、医療、経済的な機会を得られなかった。また、狩猟、集会、その他の従来行ってきた生活様式に従うことを禁じられ、食糧不足に苦しむことも少なくなかった。3月、United Organization for Batwa Developmentは議会に対し、Batwaの祖先の土地に対する権利と独自の文化的価値を守る権利を認めるよう請願した。」 [30b] (先住民族)

Karamoja

18.05 Minority Rights Group Internationalにより提供された情報源、The Directory of Minority and Indigenous Peoplesは、次のように記載している。「ウガンダ北東部のKaramojong遊牧民は関連グループも含めておよそ47万5,000人で、ウガンダ国内で社会から取り残された少数民族の大多数を占める。地理的、経済的、政治的に孤立しており、同国人から暴力的で低開発の民族として軽視されている。他のウガンダ人は一般に彼らを戦士と呼んでいる。」

[24b]

この民族グループの文化及び経済に関する詳細については、次のリンク先を参照。

<http://www.minorityrights.org/5032/uganda/karamojong-and-related-groups.html>

<http://www.minorityrights.org/?lid=8101> and <http://www.wfp.org/content/uganda-almost-one-million-risk-karamoja>

18.06 BBC通信員は2010年8月17日付けの記事*Uganda Army Accused of Karamoja Torture Abuses*の中で、次のように述べている。「Karamojaはウガンダの中で最も開発の遅れた不安定な地域である。歴代の政府は、暴力的な家畜襲撃で知られるKaramojong民族を平定しようとしたが、地域への銃の流入を招き、逆効果に終わった。過去10年間、Yoweri Museveni大統領は開発プロジェクトと軍事作戦を併用して地域の安定化に多大な労力を費やした。」

[2d]

18.07 Minority Rights Group Internationalは2009年8月25日に発行されたレポート*Traditional community methods could provide solutions to conflicts in East Africa*で、次のように記録している。「Karamoja及びTesoのコミュニティは伝統的な遊牧民族で、厳しい環境条件の中で生き延びるために友好的な関係を構築して相互に依存している。政府がこれらの民族の伝統的な生活様式を制限したことにより、資源の不足、家畜を巡る問題、境界紛争が発生し、近年では民族グループ間の紛争が増加した。

「例えば、Karamojaは1年のほぼ半分は旱魃に見舞われるが、従来、牧草地と水のある別の地域に移動することで対処していた。かつてはKaramojongは乾季になるとItesoを頼って水と牧草地を得ていた。一方、Itesoは牛に土地を耕してもらうことでKaramojongを頼っていた。国がこれらの民族グループを定住させようと試みたことで、彼らの遊牧民族としての生活様式が崩れ、境界を設定したことによって、かつては2つの民族グループ間に友好関係を築き、信頼感をもたらしていた相互協力の慣行に悪影響を及ぼすこととなった。[24a]

19. レズビアン、ゲイ、バイセクシャルおよび性同一性障害者 (LGBT)

法的権利

19.01 2010年3月11日に発表された米国国務省の*Country Report on Human Rights Practices 2009*, Ugandaは2009年の出来事をまとめ (USSD Report 2009)、次のように記載している。

「レズビアン、ゲイ、バイセクシャルおよび性同一性障害者 (LGBT)は差別と法律上の制約を受けている。植民地時代から「自然の摂理に反する性行為」を犯罪と見なす1950年法律規定に基づき、同性愛行為を行うことは違法とされ、刑罰として終身刑が定められている。これまでこの法律のもとに告発された者はいない。」 [30b] (セクション5)

19.02 USSD Report 2009は2008年12月に、次の高等裁判所判決がなされたと記載している。

「...憲法に定める権利は、性的指向にかかわらずすべての人間に適用される。」 [30b] (セクション5)

注記：憲法には性的指向や性自認への言及はない (1995年ウガンダ憲法) 。 [45a] 国際レズビアン・ゲイ協会のレポート*State-Sponsored Homophobia, May 2010, (ILGA Report 2010)*は、個人の性的指向や性自認を理由とするあらゆる形態の差別を犯罪とみなし、LGBTの人々の支援を積極的に定める法律のリストを掲載している。ウガンダはリストされたいずれの法律も制定していない。 [76a](p44-50)

LGB

19.03 ILGA Report 2010は、男性および女性の同性間の性的関係は違法とされていると述べている。さらに、同性間の性的関係を犯罪とするPenal Codeの条文を記載している。

「The Penal Code Act of 1950 (Chapter 120) (修正)

「Section 145 風俗犯罪

「次のすべての者は、犯罪を行ったものとし、終身刑に服する。

「(a) 他者と自然の摂理に反する性行為を行った者

「(b) 猥褻を行った者

「(c) 自然の摂理に反する性行為を相手に許した者

「Section 146

「Section 146 風俗犯罪の企て

「このセクションに規定される犯罪を企てた者は重罪を犯したものとし、7年の禁固刑に服する。

「Section 148 猥褻行為

「公然か内密かを問わず、他者とはなはだしい猥褻行為を行った者、もしくは他者を雇っ

てはなはだしい猥褻行為を行った者、または公然か内密かを問わず、他者とそのような行為を行うこと、または他者と別の者とがそのような行為を行うことにより手数料の取得を企てた者は、犯罪を行ったものとし、7年の禁固刑に服する。」 [87] (p20)

19.04 ウガンダ人権委員会がウガンダ共和国議会に提出した第12回年間レポート（2009年の出来事をまとめ、2010年10月発表）（UHRC Report 2009）は、次のように記載している。

「ウガンダ憲法第21 (1) 条は、平等と非差別を規定している。しかし、同性同士のカップルは認められず、憲法Article 31 (2a) によって同性同士の結婚は禁じられている。

「Penal Code Act Cap 120に基づき同性間の性行為は犯罪とされる。Section 145 (a)は「自然の摂理に反する性行為を他者と行った者は犯罪を行ったものとし、終身刑に服する」と規定している。

「しかし、Penal Code ActのSection 145に基づく逮捕、告発、有罪判決はほとんどなされていない。このことは同法律が不要であることを示唆するものである。」 [32d] (p166)

19.05 MSM（男性とセックスをする男性）とHIVに関する世界フォーラムの2010年1月付けレポート、*The Effects of a Two Year Sustained Anti-Gay Campaign on Health Seeking Behavior of the Sexual Minorities in Uganda (2009-2010)*は、次のように記載している。

「ウガンダでは同性間の性行為は犯罪と見なされ、その刑罰はソドミーと呼ばれる。2008年の一連の活動として、Exodus (USA)が主催した会議、従来のソドミー法の改正案として死刑を求めるAnti-Gay Bill 2009の法案作成、Equal Opportunities Act, 2006が性的少数者への考慮と社会的保護を否認するように改正されたことなど、反同性愛的傾向の新たな動きが見られた。こうした傾向は、同性愛者の疑いをかけられた者を嫌悪し、家からの追放その他の処罰を与える風潮を作り出した。政策決定者らは、同性間の性行為者を対象とする政策の取り組みに消極的な態度を取るようになってきている。 [77]

レポート全文はここからアクセス可能。

19.06 LGBTIの活動家でNGO、Freedom and Roam Uganda (FARUG)のコーディネーターを務めるKasha Jacqueline氏は、「*Being Lesbian in Uganda: And the Threat of Anti-Homosexuality Legislation*」と題するAssociation for Women's Rights in Developmentとの2010年2月19日付けのインタビュー(AWID Interview)で、次のように述べた。

「現在、Ugandan Penal CodeのSection 140は「自然の摂理に反する性行為」を犯罪と見なし、最高で終身刑を定めている。Section 141は性行為の「企て」に対し最高7年の禁固刑を定めている。Section 143は「はなはだしい猥褻行為」に対し最高5年の禁固刑を定めている。Penal Codeは女性同士の性行為については特に規定していないが、レズビアンは政府関係者からもそれ以外の人々からも同じような敵意のある扱いを受けている。」 [78a]

19.07 アムネスティ・インターナショナルの2006年7月のレポート、*Sexual Minorities and the Law: A World Survey* (AI Report 2006)は、次のように記載している。「男性の場合の「同性愛」は違法であるが、女性の場合は」...法律に規定がないものの、[女性]に対して不利な形で[法律]が適用されている。また、次のように記載している。「...2005年、同性同士の結婚は犯罪と定められた。」 [10c] (p13)

19.08 2003年2月に*Feminist Africa*により発行された記事、「*Out of the Closet: Unveiling Sexuality Discourses in Uganda*」は、発行当時の状況について次のように記載している。「ウガンダの社会においてレズビアンアイデンティティが暗黙的に抹消されていることを考えると、性別によって性を分ける観点が非常に明確だ。法律は「自然の摂理に反する」性行為を犯罪と見なす際、男性同士の性行為により重点を置いているように見える。」 [25a]

Anti-Homosexuality Bill (反同性愛法) 2009

19.09 UHRC Report 2009は、法案導入の背景について次のように説明している。

「この法案は、ある議員個人の法案として2009年10月14日に提案された。提案後直ちに、特に国際社会から抗議が殺到した。しかし、この法案は一部の宗教指導者を含む多くのウガンダ人の支持を得た。これは、大多数のウガンダ人が伝統、文化、宗教、道徳的価値観に基づいて同性愛に嫌悪感を抱いていることを考えれば、驚くに値しない。ほとんどの人々は性行為が生殖機能と結びつくものであるため、同性愛をはびこらせてはならず、禁止すべきだと主張している。また同性愛行為は「西洋」世界の慣行であり、アフリカ人が採り入れるべきではないと考えられている。さらに、ウガンダで広く浸透しているユダヤ教とキリスト教に共通の規範とイスラム教の規範では、同性愛は不道徳と見なされる。...にもかかわらず「同性愛者」や性的少数者がこの法案に対して意見を表明すると、同性愛者に対してこのセクション [Penal Codeのセクション145—詳細は上記を参照] の施行と、さらに厳しい法律の制定を求める声が上がった。

「この法案は、同性愛行為に刑事制裁を加えるべきか、また加えるならばどのような制裁がふさわしいかについて議論を呼んだ。これに対して世界的な世論は、一部の国が同性の成人間の合意に基づく性的関係を差別していることを非難した。」 [32d] (p166)

19.10 UHRC Report 2009に記載されるとおり、委員会はこの法案がウガンダ憲法及びウガンダが加盟している国際的な人権協定を遵守しているかどうかを検討した。(ps166 -171) そして次のように結論付けた。「**Anti-Homosexuality Bill**は国際的な人権基準に反する。従って同法案は検討が必要である。特に同法案はプライバシー、平等及び非差別の権利に加えて、言論、表現、結社、集会の自由を侵害する可能性がある。さらに議会に対し、現在法律で規定されていない同性間のレイプ及び性的虐待について取り組むことを勧告する。」 [32d]

(p171)

19.11 USSD Report 2009によれば、2009年9月に「...「加重同性愛」および同性愛の「連続犯」に対して死刑を規定する法案が議会に提出された。... [提案された] 法案はまた、同性愛行為を24時間以内に当局に通報しなかった者に対し、罰金および3年の禁固刑を定めている。」 [30b] (セクション5) 2011年1月24日に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチのWatch World Report 2011は2010年の出来事をまとめ、次のように報告している。「...提案された2009 Anti-Homosexuality Billは...同性愛に対して最高で終身刑、同性愛の「連続犯」に対して死刑の罰則を定めている。このレポートの執筆時点でまだ懸案中である同法案は、さらに同性愛行為を通報しなかった場合の罰則も定め、性的少数者の権利を擁護することによって同性愛を「助長」することを禁止し、人権保護団体の活動を脅かす。」 [41b]

19.12 アムネスティ・インターナショナル (AI) の2010年レポート*The state of the world's human rights: Uganda* (AI Report 2010)は2009年の出来事をまとめ (2010年5月27日に発行)、次のように記載している。

「[2009年] 9月、与党議員が発起人となってAnti-Homosexuality Billが公表され、議会の議題に挙げられた。「自然の摂理に反する他者との性行為」を禁じる従来の法律や、憲法による同性同士の結婚の禁止に鑑みて、この法案が立法化された場合は、今まで以上にLGBTの人々が有罪とみなされ、彼らに対する差別や非難を定着させることになる。

「この法案は、「加重同性愛」罪に対する死刑や「同性愛」罪に対する終身刑など、極めて懲罰的な措置を規定しており、それ以外にも「同性愛犯罪を通報しない」などの新たな犯罪を導入しようとしている。さらに「同性愛の助長」の非合法化を目指しており、これによって人権保護活動家の活動が大きく妨げられ、LGBTの権利の擁護にかかわる表現、結社、集会の自由の権利が縮小されることになる。」 [10a]

19.13 LGBT活動家、Kasha Jacquelineは2010年2月19日付けのAWIDインタビューで、次のように記載している。

「2009 Anti-Homosexuality Billは、当事者が合意済みの成人であるかどうかにかかわらず、同性間の性的関係を犯罪と見なす範囲を拡大している。死刑を罰則とする「加重同性愛」と呼ばれる犯罪を導入している。この犯罪が適用される例として、同性間の性的関係を持つHIV感染者とAIDS患者があげられる。同性愛を「援助」または「幫助」した者も刑事罰の対象となる。

「全般的にこの法案は、今まで以上にLGBTIの人々を犯罪者とみなし、その権利を侵害するための1つの法案として追加されたものだ。」 [78a]

19.14 2011年1月31日に閲覧したAnti-Homosexuality Bill 2009 (日付記載なし) の前文に、そ

の目的が述べられている。

「この法案の目的は、(i) 同性間のあらゆる形態の性的関係及び (ii) ウガンダの政府機関または国内外の非政府組織の支援を通じて、公的施設その他の場所で同性間の性的関係を助長または認める行為を禁止することにより、伝統的な家族を保護するための包括的な総合法を制定することである。

「この法案は、伝統的な同性愛者の家族に対して生じている内外の脅威を取り締まる国家の能力の強化をめざす。

「この法律はさらに同性同士で結びつくことは生来的な不変の性質ではないものと認識する。

「この法案はさらに、ウガンダ国民が育んだ文化、ウガンダ国民が抱く合法的、宗教的かつ伝統的な家族の価値観を、性的権利の活動家による乱交の価値観をウガンダ国民に押しつけようとする企てから保護するための包括的かつ強力な法律の制定を目指す。

「また、文化の変化、無検閲の情報技術、親のない子どもの発育環境、同性愛者が養子縁組や里親制度などにより同性愛者の家庭で子どもを養育しようとする試みの増加などの結果、性的虐待や偏向の被害を受けやすくなっているウガンダの子どもや若者を保護する必要がある。 [17a] (原則)

The Anti Homosexuality Bill 2009 Memorandumにはここからアクセスできる。

19.15 この法案は国外および国内の多数のメディアの関心を呼んだ。例えば、AllAfricaからアクセスしたPambazuka Newsは2010年2月19日発表の記事*Country Sees Dramatic Escalation in Homophobic Persecution*の中で、次のように記載している。

「ウガンダの「Anti-Homosexuality Bill」に対する世界的な反対の声はこれ以上ないほど大きくなっている。法案の反対者らは、ウガンダの法が既に定める通りゲイを刑務所に送るだけでなく「同性愛の助長」も犯罪と見なし、ゲイやレズビアン疑いのある者を当局に引き渡し、HIV感染者や婉曲的に「常習犯」と称する者などの個人に死刑で報いようとする試みを非難した。

「カナダ、フランス、スウェーデンの各政府はこの法案に誤りの烙印を押した。ウガンダの主要な援助国である米国は、Hillary Clinton国務長官からBarack Obama大統領に至るまで、法案への不支持を明確に表明した。通常は意見を明らかにしない宗教指導者らも、英国国教会派やカソリック教会 [原文のまま] 指導者からSaddleback教会のRick Warrenおよびその他の福音派キリスト教徒に至るまで、この法案が推進するゲイ及びレズビアンに対する死刑、投獄、ならびにその規定が教戒上の守秘義務を脅かすことを非難した。

「The Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS) の常任理事Michel Sidib氏は、この法案がウガンダのこれまでのHIV感染防止努力の成果に影響を及ぼすのではないかと深い懸念を示した。アフリカ連合と南アフリカ政府が同法案に対して非難を示さない一方で、Festus Mogae元ボツワナ大統領、国連のHIV/AIDS担当アフリカ特使、Elizabeth Mataka

氏を含む何人かのアフリカの有力な指導者らは断固たる意見を明確に示した。」 [7a]

19.16 The (global) Inter Press Service News Agencyは2010年1月29日付けの記事*Fugitives in Their Own Country*の中で次のように記載している。「ウガンダのYoweri Kaguta Museveni大統領は常に公然と同性愛を批判してきた。同大統領は演説の中でこの法案を強力に支持した。しかし、最近 [2010年] 1月13日にState Houseで行われた与党国民抵抗運動党メンバーらとの協議でMuseveni大統領は、「加重同性愛」罪に死刑を科す法案を支持しない意向を示した。」

「これは外交政策の問題であり、我われの原則を損なわない形で協議を進める必要がある一方で、外交上の利益も考慮しなければならない、とMuseveni大統領は党メンバーに語り、この法案については「歩調を緩める」よう求め、それ以上の指示は示さなかった。

「しかし、アナリストらはウガンダ大統領が英国のGordon Brown首相、カナダのStephen Harper、米国のHilary Clinton国務長官らから同法案の再検討を促されたことを明らかにした後で、国際的な圧力に屈したのではないかと見ている。...「今年初め、英国のHarry Cohen労働党議員は同性愛に対する刑事罰の撤廃をウガンダに要求するよう英国政府に求める動議を議会に提出した。人権保護団体らも、この過酷な法案が可決した場合にはウガンダへの援助を停止するよう西欧諸国に呼びかけた。ウガンダの国家予算の半分は国際援助でまかなわれている。

「一方、米国ももしこの法案が可決した場合には、ウガンダをAfrican Growth and Opportunities Act (AGOA) から除外することを示唆した。AGOAとはその対象国であるアフリカ諸国からの輸出品目に対し免税措置を与えるという経済協定である。」 [28b]

同法案の全規定の詳細は、[Anti-Homosexuality Bill 2009](#)を参照。

法案に関する2011年の更新情報

19.17 本レポートの執筆時点（2011年2月1月）でこの法案はまだ制定されておらず、議会の議案から削除もされていない。[Anti-Homosexuality Bill](#)に関する最新情報については、[最新ニュースのセクション](#)を参照。

性同一性障害者

19.18 AI Report 2006は、性同一性障害者に関して「データがなく、法的な地位も不明確」と述べている。 [10c] (p13) The ILGA Report 2010は、ウガンダには性別の再指定を認める法律は存在しないと記載している。 [76a] (p50) 同レポートはまた、個人の性的指向や性自認を理由とするあらゆる形態の差別を犯罪をみなすことにより、LGBTの人々を積極的に支持する数々の法律のリストを掲載している。ウガンダはリストされた法律のうちの

いずれも法制化していない。[76a] (p44-50)

あるウガンダ人の性同一性障害者の生活実態が「*Fugitives in their Own Country*」に描かれている。また、FARUG (Freedom and Roam Uganda)が発表した記事*Who is a transgender?*も参照をお勧めする。 [47b]

国の諸機関の取り扱い、態度

19.19 Inter Press Service News Agencyは2010年1月29日に発表した記事*Fugitives in their Own Country*の中で、状況を次のようにまとめている。

「同性間の性行為はPenal Code及び1995年憲法の規定により終身刑に値する罪とされる。

2009年4月、Ethics and IntegrityのJames Nsaba Buturo大臣は、現在の法律は同性愛を取り締まるには不十分であると公言した。同氏は同性愛を「不道徳でアフリカ的でない」と述べた。

「その後間もなく、伝統的な異性愛者の家族を脅かし始めている国内外の脅威に対処する国家の能力強化を目指すAnti-Homosexual Bill (2009)が、David Bahati議員の議員法案として議会に提出された。「我われは、同性愛者である者、またはゲイであることを認めた者を犯罪者と見なすために、この（同法案）立法化を望む」とButuro大臣は語った。[28b]

19.20 All Africa.comは2010年1月29日に発表された記事*Continent's Govts [sic] Watch*

*Anti-Gay Bill Debate*の中で、次のように述べている。「ウガンダは暴力、魔女狩り、司法手続きによらない処刑によるトラウマを抱えている。最近では、LGBTコミュニティのメンバーの逮捕やウガンダで同性愛についての討論を主催したラジオ局の閉鎖など、ウガンダのLGBTコミュニティに対する攻撃が激しくなっている。提案された[Anti-Homosexuality]法案によって、同性愛と見なされた者に対する暴力や攻撃が益々激しくなるだろう。」 [72]

19.21 Feminist Africaは2003年2月に発表された記事*Out of the Closet: Unveiling Sexuality*

*Discourses in Uganda*の中で、次のように記述している。「国家と宗教により掻き立てられたホモフォビア（同性愛嫌悪）の抑圧的な状況下にあるウガンダでは、ほとんどの同性愛者は隠れた生活から「カミングアウト」したり、自分の性的指向をオープンにすることが困難であると感じるのは当然である。大多数は異性愛者の関係を装い、隠れて同性愛関係を続けながら一般の社会に交じって生活している。 [25a]

19.22 Inter Press News Agencyは2010年1月29日付けのAll Africaに関する記事*Fugitives in*

*their Own Country*の中で、次のようにコメントしている。「最も物議を醸しているのは「加重同性愛」罪に科される死刑である。この刑は、HIV感染者のLGBTが18歳未満の者または障害のある者と性行為を行った場合に適用される。また、繰り返し、非異性愛的性行為中に捕らえられた者は連続犯と見なされ、この場合も死刑判決を受ける。」 [28b]

19.23 2010年4月に発表されたアムネスティの2010年レポート、*I Can't Afford Justice*は、次のようにコメントしている。

「...Penal Code ActのSection 145は現在も警察その他の法取締り官によって適用され続けており、ウガンダのレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性同一性障害者（LGBT）の人々は恣意的に逮捕及び拘禁され、その多くが拷問その他の残虐、非人道的、侮辱的な扱いを受けている。」 [10b] このコメントは19.04のUHRCによるコメントと矛盾していることに留意していただきたい。

社会の扱いと態度

19.24 2011年2月に閲覧した国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）の新たな投稿*Ugandan ruling small victory in gay struggle*は次のように記載している。

「ウガンダでは同性愛者とされる人の個人情報公表することを地元メディアに禁止する裁判判決が出ているにもかかわらず、ゲイの人々は差別を受けていると、人権保護活動家や法律家は述べている。」 [76b]

19.25 *Feminist Africa*は記事*Out of the Closet: Unveiling Sexuality Discourses in Uganda*の中で次のように記載している。「ウガンダには同性愛者の烙印を押す複数の呼称があるが、最も一般的なものが「abasiyazi」である（他にkyafoko、eyumayumaがある）。...社会はこれを道徳に反する行為と見ている。... [87]

19.26 2011年2月19日に閲覧した、AWIDとのインタビュー記事（日付記載なし）でFARUGのコーディネーターKasha Jacqueline氏は、次のようにコメントしている。

「ウガンダでは同性愛は違法とされている。多くの人々や団体にとってそれは立ち入り禁止区域なのだ。私たちの多くは同性の恋人にラブレターを書いたことで学校を退学になったり、異性愛者の生徒であれば許されるようなことで退学処分にされたりした。私は大学の学長に、私がレズビアンだという理由で女子寮の半径100メートル以内に立ち入らないことを了解するという覚書に署名させられた。

「数多くのレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性同一性障害者、インターセクシャル（LGBTI）の人たちが退学させられたり、仕事をクビになったり、家から追い出されたりした。多くの人が性的な指向やアイデンティティや傾向を知られたくないため、適切な治療や必要な治療を受けられないでいる。...性同一性障害者やレズビアンは「治療のための」レイプの被害者となり、そうしたケースでは被害者の近親者が加害者である場合が多い。

「LGBTIであることが発覚すると、街中でも公共の娯楽施設でも教会でも嫌がらせを受ける。家主に住む家を追い出された人も大勢いる。」

[78a]

19.27 USSD Report 2009は次のように記載している。「この年、同性愛行為に対する大衆の憤慨は社会的に大きな議論を巻き起こし、政府は、2008年12月に高等裁判所が下した、憲法に基づく権利は性的指向に関係なくすべての人間に適用されるという判決にかかわらず、そうした行為に対し断固たる態度を示した。国内のNGOであるSexual Minorities Uganda (SMUG) は、性に関する差別に反対意見を示したことを理由に数人のメンバーを攻撃したとして、警察に抗議した。 [30b]

19.28 Kasha Jacqueline氏もまた、AWIDとのインタビューで次のようにコメントしている。「全般的にこの法案は、今まで以上にLGBTIの人々を犯罪者とみなし、その権利を侵害するための1つの法案として追加されたものだ。現在、宗教指導者、各省の大臣、議員などの著名人による大衆の扇動が行われている。このため、LGBTIの人々が益々迫害されている。私たちを守るべき権力者や国家は、逆に私たちに対してもっと厳しい法律を作ろうとしている。」 [78a]

AWIDインタビューの抜粋記事には、[ここ](#)からアクセスできる。 [78a]

ウガンダで暮らすあるレズビアンのカップルの実際の経験談については[ここ](#)（2010年3月8日付けTime記事） [34a]、ゲイ・カップルの経験談については[ここ](#)（2010年10月22日付けThe Guardian記事）を参照。 [8b]

Rolling Stone 紙

19.29 Consultancy Africa Intelligenceは、2011年2月2日に発表された記事、*Ugandan Court's bold move, Injunction issued against tabloid for anti-homosexuality publication*の中で次のように述べている。

「2010年10月2日、Rolling Stoneタブロイド紙は、同性愛者と見られる人々が集まる場所の名称、所在地、詳細な説明を紙面に掲載した。その記事には「ウガンダのトップホモ、100の写真」という見出しに、「奴らを吊るせ！ 子どもが狙われる！」という小見出しが付けられていた。The Civil Society Coalition on Human Rights & Constitutional Law (CSCHRC)は、そのメンバー（申立て人）を通じてウガンダの高等裁判所に、Rolling Stoneタブロイド紙及びその編集長Giles Muhame（被告）に対する苦情を申立てた。この申立てでは被告に対し侮辱的な情報を公表させない永久差止め命令と、申立人が受けた苦痛と苦悶に対する損害賠償及び申立て費用の支払命令を求めた。

この苦情に対し、裁判所は2010年11月1日に仮命令を出した。この仮命令は本件の最終判決が出るまで、編集者らに対し今後同性愛者と見られる者に関する情報の公表を規制するというものだった。」

19.30 同情情報源はまた、次のように記載している。

「裁判所の判決：

「2011年1月3日、裁判所は最終判決を言い渡した。判決では、*Rolling Stone*タブロイド紙及びその編集長Giles Muhameに対し、今後、申立人または同性愛者とされるいかなる者の身元及び同性愛者であることを明かす記事の公表を禁じる永久差止め命令が下された。また、損害を受けた各申立人に対し1,500,000ウガンダシリング (US \$640)の賠償額を裁定すると共に、被告人に申立て費用の支払いを命じた。

裁判所は、当該公表が申立人の権利を侵害し、または侵害する恐れがあったかどうかを考慮し、数々の重要な裁定を下した。

「本件は本質的に同性愛にかかわる問題というより、基本的権利が侵害された、または侵害される恐れがあったかどうか争点である、とした。

「同裁判所は憲法第50条により、権利の侵害及び権利の侵害の恐れがあったかどうかについて審理する権限が与えられていることを確認した。

「多人数のゲイに対し絞首刑を呼びかけることは、明らかに彼らの人間の尊厳に対する権利をはなはだしく脅かす結果をまねくと判じた。

「「ゲイ的な行為に敵対する」ことを意図して同性愛者と見られる者の住所を明かした行為は、申立人のプライバシーの権利の侵害に当たるとした。

「裁判所は、記事の公表は申立人の生活の権利を脅かしたと裁定した。

「結びのコメント：

「この判決はウガンダ高等裁判所にとって画期的な前進だった。個人の性的指向の認識にかかわらず、憲法はすべての市民の権利を保護するということをウガンダ社会のすべての者に明確に知らしめた判決だった。また、責任のある報道をすべきであるというメッセージを報道機関に示した。Makerere UniversityのHuman Rights and Peace Centre所長が述べた通り、「この判決は言論の自由と責任のある報道の原則を愚弄する報道機関に対する警鐘となった。」しかし、裁判所の思い切った前進にもかかわらず、多くのウガンダ人はいまだに性的指向を理由に迫害される恐怖の中で暮らしている。問題となった記事を掲載した*Rolling Stones*紙の第一面に写真を掲載されたDavid Kat氏は、複数の殺しの脅迫を受け、2011年1月25日に自宅で殺害された。」 [43a]

19.31 BBCは2011年1月27日付けの記事、*Uganda gay rights activist David Kato killed*の中で、次のように述べている。「ホモセクシャルであることを暴露されたとして地元新聞を訴えていたウガンダ人でゲイの権利を求める運動家であるDavid Kato氏が、暴行により殺害されたと、活動家らは語った。...ウガンダの*Rolling Stone*紙は「奴らを吊るせ」という見出しの記事に、Kato氏ら数人の写真をゲイと称して掲載した。 [2b]

19.32 *The Guardian*もDavid Kato氏の死を報じた。[8c] ヒューマン・ライツ・ウォッチ（ここからアクセス可能）は同氏が死亡するに至った事件について報告した。 [41a]

19.33 BBC Newsは2011年2月2日付の記事*Uganda: Police arrest over gay activist Kato killing*の中で、次のように記載している。「ウガンダ警察は先週起きたDavid Kato氏の殺害に関して男を逮捕した。Kato氏はゲイ活動家で、同氏をホモセクシャルだと暴露した地元の新聞を訴えていた。」 [2e]

LGBTグループ

Freedom and Roam Uganda (FARUG)

19.34 2010年9月7日に閲覧したFreedom and Roam Uganda (FARUG) の記事は、次のように記載している。

「FARUGは2003年7月に設立された、レズビアン、バイセクシャル、性同一性障害者、インターセクシャルの人権保護団体である。FARUGは非公式にスタートして以来経験・能力・支持を得、明確に掲げた目標を達成するために正式な組織として発足することを決意した。FARUG設立後間もなく、1人のレズビアンが殺害され、FARUGは意見を表明した。...現在、FARUGはウガンダでLBTI問題に専門に取り組む唯一の国内組織であると認識している。...FARUGはそのビジョンとして、レズビアン、バイセクシャル、性同一性障害、インターセクシャル（LBTI）である女性の完全な平等の権利を実現し、性的指向に基づくあらゆる形態の差別をなくし、LBTIの女性に権限を与えるために活動する組織の構築を掲げる。」 [47a]

19.35 FARUGの使命宣言には、「ウガンダにおいて同性間のカップル、特にレズビアンに権限を与え、そうした関係を認めるようロビー活動や推進運動を行い、生活のあらゆる面での完全な平等の権利と自由を実現すること」と明記されている。 [47a]

19.36 9月7日に閲覧した*What has FARUG changed/is changing?*と題する新たなオンライン記事に、次のように記載されている。

- ・「FARUGの発言力の向上、人権および女性の権利を保護する主流組織との連携強化、LBTIの認知度の向上、財源の調達能力の拡大が見られた。
 - ・「公の議論やフェミニスト運動内でのLBTI問題への取り組みの拡大
 - ・「他の性的少数者との関係...運動は若干の進展が見られた。
- 「FARUGメンバーのための物理的スペース、つまりメンバーが対話し、ビデオを鑑賞し、交流するためのスペースを賃借した。これによりLBTIが会合を開いて交流し、グループと

しての前向きな団結心を固め、多くの女性が経験した家族、友人、社会の害悪のある否定的な態度を緩和することを目指して意見を交わすことが可能となった。

・「日々偏見と侮辱に立ち向かい、ウガンダにはびこるホモフォビアをなくすための運動を先頭に立って推進していく。」 [47a]

19.37 同情報源はまた、次のように記載している。

「2007年、FARUGはニュースレター第1号「*Break the Chains*」を現地語の1つであるLuganda語と英語で発行し、人物紹介、家庭内暴力やLBITの女性の間広がるHIV/AIDSについての記事を掲載した。社会の認識を高めるための運動は「性的指向の理解—自己実現のためのツール」と称された。「*Break the Chains* (連鎖を断ち切れ)」はFARUGのモットーでもある。

「FARUGはウガンダで開催されたCHOGM [英連邦首脳会議] の際にSMUG (傘下組織) と密接に連携し、同性愛の問題を強調した。」 [47a]
詳細については、[ここから参照](#)できる。 [47a]

Sexual Minorities Uganda (SMUG)

19.38 Sexual Minorities Uganda (SMUG) はそのウェブサイトの更新記事の中で、次のように記載している。

「SMUGはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性同一性障害者、インターセクシャル (LGBTI)の人権保護組織の連合である。SMUGは2004年3月3日、ウガンダに1つの強力なLGBTIコミュニティを作るために、LGBTIの各グループを連合して誕生した。国内で活動していた複数のLGBTグループが明確な組織体制や同様のグループとのチームワークに欠けていたことから、連合の必要性が生じた。SMUGはメンバー組織のために活動し、各組織の活動を強化し、より組織的な形でそれぞれのグループを代表している。 [35a]
SMUGのウェブサイトには、[ここからアクセス](#)できる。 [35a]

Gay Rights Uganda

19.39 Gay Rights Ugandaは、About Gay Rights Ugandaという記事 (日付記載なし) の中で、次のように記載している。「我われの使命は、LGBTコミュニティに対する差別や虐待行為を明るみにして、特にウガンダその他のアフリカ地域でレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性同一性障害者に対する差別を終わらせることである。我われはまた、広くアフリカ社会と開かれた対話を行い、こうした差別をなくすことを目指す。…」 [38a]

詳細については、[Gay Rights Ugandaのウェブサイト](#)を参照 (ここからアクセス可能)。
その他に推奨する参考資料は次の通り。

- Gay and Lesbian Alliance against Defamationが提供する有益な[ガイド](#)には、レズビアン、ゲイ、性同一性障害者、バイセクシャルの用語 ([6-9ページ](#))及び使用を避けるべき用語を掲載している ([10、12、13ページ](#)) 性同一性障害に関して使用される名詞、代名詞及び説明のセクションも参照。([11ページ](#)) [[42a](#)]
- ウガンダの同性愛者の状況に関する[引用集](#) [[38b](#)]
- David Kato氏殺害に関する2011年1月27日付[Skyニュース記事](#) [[44a](#)]

20. 女性

概要

20.01 2010年5月に発表されたThe Freedom Houseレポート、*Freedom in the World 2010*, Ugandaは2009年の出来事をまとめ、次のように記載している。

「憲法は女男平等の原則をうたっているが、女性に対する差別は現在も、特に地方地域で明らかに残っている。ウガンダは選挙で選出されるすべての機関において女性の割り当てを法律で定めた。国民議会メンバーのほぼ20%が女性で、地方議会の議席数の3分の1が女性のために割り当てられている。法律により女性の土地相続権が定められているが、実際には法律規定よりも慣習的な方法が取られている。女性を家庭内暴力から守る法律は存在せず [Domestic Violence Actが2010年に導入された一記を参照]、こうした事件は報告されないことが多く、調査もほとんど行われていない。女性性器切除などの地域文化的な風習も残っている。」 [11a]

社会・経済統計

20.02 世界食糧計画は2009年4月のレポート*Comprehensive Food Security & Vulnerability Analysis (CFSVA)*で、次のように記載している。

「ウガンダ文化の社会構造は性別・貧困に対する偏見を生みやすい。女性の労働市場への参画は男性に比べて低く、男性の同僚よりも安い賃金が支払われている。

「成人のHIV/AIDS患者の60%を女性が占め、これによって女性は慢性疾患にかかる比率が高く、所得が低く、子供の養育能力が低くなっている。

「CFSVAデータによれば、平均28%の家庭で世帯主が女性であった。しかし社会層によって大きな偏差が存在する。Karamoja地域ではこの偏差が非常に大きい。Morotoでは女性が世帯主の家庭は63%、Nakapiripiritでは69%、Kaabongでは85%と報告された。この数値は、地域文化を特徴づけている遊牧民や農耕遊牧民の生活様式を反映していると考えられる。」

[31b]

20.03 同レポートはまた、次のように記載している。「地方地域では男性の識字率は74%であるのに対し、女性は58%である。この差異は都市部人口の場合（男性89%、女性83%）と著しい違いがある。」 [31b]

20.04 ChartBiは2006年2月の選挙で「324議席中102議席（31.5%）を女性が占めた」と述べた。 [39c]

20.05 ChartBin (2010年3月更新) はまた、売春は違法であるが一般的に行われていると述べた。[[39a]

その他にも2006年の情報は入手可能であるが、*Demographic and Health Survey for Uganda*に関するものである。[67a] 2006年世界経済フォーラムにより導入された世界男女格差指数は性別による格差の度合いと範囲を把握し、格差是正の進展状況を記録するための枠組である。この指数は国内の経済、政治、教育及び健康上の男女間格差のベンチマークを設定し、各国の順位を明らかにする。これによって、地域間、所得層間、期間ごとの変化の効果的な比較が可能となる。Global Gender Gap Report 2010のこの情報へは[ここからアクセス](#)できる。

法的権利

国際的義務

20.06 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約の第 18 条に基づき締約国が提出した報告書、及び第 4 回、第 5 回、第 6 回及び第 7 回締約国報告書に関する検討と題する、ウガンダ政府が女性差別撤廃委員会(CEDAW)に提出した、2009 年 5 月 25 日付けの報告書 (GoU CEDAW 報告書 2009) では、以下の見解が示された。

「ウガンダは 1985 年に、女性差別撤廃条約を留保なく批准した。CEDAW の規定遵守に向けたウガンダ政府の公約は、同委員会に対する 1992 年、1999 年及び 2002 年の国別状況報告書の提出によって実証された。2008 年 7 月 16 日に公布された、条約第 18 条に基づく締約国の報告書提出状況に関する CEDAW 委員会の指針と報告によれば、委員会はウガンダ政府に対し、1998 年に第 4 回定期報告書を提出し、これに続いて、2002 年及び 2006 年に次の報告書を提出することを期待していた。したがって、[2009 年 5 月 25 日の]この報告書は、CEDAW 委員会による検討に向けて、第 4 回、第 5 回、第 6 回及び第 7 回定期報告書を統合したものである。」 [66A] (P12)

20.07 2010 年 4 月 15 日付けのアムネスティ・インターナショナル報告書、『正義をあきらめることはできない』—ウガンダでは女性に対する暴力は調査されず、処罰されない— (AI VAW 報告書 2010) は、次のように述べた。

「ウガンダはこれまでに、女性や少女の権利に関連する国際条約を複数批准した。これには以下の条約が挙げられる。

「人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 (ACHPR)、

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）、

「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）、

「拷問禁止条約（CAT）、

「子供の権利条約（CRC）。

「ウガンダは... 女性の権利に関するアフリカ議定書またはマプト議定書と通称される、アフリカの女性の権利に関する人間と人民の権利に関する議定書に関するアフリカ憲章に署名はしたが、まだ批准していない... この議定書では、広範囲にわたる女性の市民的及び政治的権利、並びに経済的、社会的及び文化的権利を保証する。この権利には、人間らしい生活、人格の完全性及び人としての安全に対する権利、有害な伝統的慣行からの保護、武力紛争における女性差別の禁止及び保護が含まれる。この議定書は特に、女性の健康と生殖に関する権利、及び司法へのアクセスの権利も保証する。」 [10b] (p14 - 15)

国内法と政策

20.08 2010年3月11日に公表された、2009年の米国国務省の人権状況に関する国別報告書、ウガンダ編では次のように述べられた。

「ジェンダー...社会的地位に基づく差別は法の禁じるところであるが、政府は地域的または文化的に蔓延している女性及び子供に対する差別問題に関しては、法を執行しなかった。ジェンダー不平等の撤廃は、依然としてウガンダ政府の最優先事項であった。NGO及び女性の権利擁護団体は、これに関連して、全国規模のワークショップや研修を後援し、女性の権利に対する意識向上を図った。[30b] (セクション 5)

20.09 アムネスティ・インターナショナルの女性に対する暴力に関する報告書 2010（正義をあきらめることはできない）は次のように述べた。

「ウガンダ憲法では、『女性は完全かつ男性と同等の尊厳を付与されるものとする』と規定されている（第33条（1））。また、第33条（2）の規定によれば、『国は、女性とその潜在能力と進出を実現できるように、女性の福祉増進に必要な施設及び機会を提供するものと

する』とある。第 33 条 (6) では、『女性の尊厳、福祉、または利益に反する、もしくは、女性の地位を損なう法律、文化、慣習または伝統は、この憲法により禁止される』と規定されている。

「憲法裁判所は 2007 年に、法令集からいくつかの差別的な法律を撤廃した。裁判所は、過去において、有効な法律が(刑法の下に)、既婚男性が未婚女性と性的関係を持つことを合法化し、既婚女性が未婚男性と性的関係を持つことを非合法化した姦通及び離婚の差別的側面に取り組んだ。離婚法でも、女性が離婚を求める際の立証基準は、男性よりも厳しい基準が設定されていた。女性は夫が姦通を行なったことを証明するだけでなく、重婚、ソドミー、強姦や家庭放棄といった、離婚に必要な追加根拠についても証拠を提示しなければならなかった。このため、裁判所は、離婚法の下で定められた離婚の根拠は、性別に関係なく平等に適用されるべきだと決定した。これにより、女性も、男性と同様に、姦通という単独の理由で、夫と離婚する権利を与えられるべきだとされた。離婚に関連する姦通の賠償、離婚手当及びや和解も、性別に関係なく平等に適用されるべきだとされた。」
[10b] (p15-16)

20.10 女性差別撤廃委員会の意見をまとめた、2010 年 10 月 22 日付けの国連報告書、ウガンダ編(CEDAW 報告書 2010)の中で、同委員会は次のように述べた。

「委員会は、庇護を求める理由としてジェンダーに基づく差別的慣行を認識する特定の条項を含め、国際基準に準じた規定を複数盛り込んだ 2006 年の難民法公布を支持する。委員会は、法制度改革の実施、及び広範囲の法的措置の採択を含め、2002 年の第 3 回締約国定期報告書の検討後に達成された進歩を支持する。具体的には以下が挙げられる。

「a) 土地改正法 (2004 年)

「b) 雇用法 (2006 年)

「c) 女性を差別する法律、政策、慣習や及び伝統に反対するための法的根拠を提供する機会均等委員会法 (2007 年)、及び国家機会均等政策

「d) 青少年の不純行為を非合法化する刑法の改正 (2007 年) ;

「e) 家庭内の暴力を刑事罰対象にする家庭内暴力法 3 (2010 年)

「f) 女性性器切除禁止に関する法律 5 (2010 年)

「g) 人身売買禁止法（2010年）、及び

「h) 紛争状況時における女性の性的搾取を刑事罰対象とする国際刑事裁判所法（2010）... 委員会が満足の間をもって述べたように、ウガンダは、ジェンダー平等の推進、及び女性差別撤廃に向けた政策、プログラム及び行動計画を複数採択した。特に言及されたのは、ジェンダー問題の監視及び実施に関する 2007-2010 期の国家行動計画、及びに国家ジェンダー政策（2007年）であった。

「委員会が満足の間を示して述べたように、ウガンダは前回の報告書に関する検討の後、2008年9月25日に、障害者の権利に関する条約とその選択議定書を批准した。」 [66b] (p2)

20.11 また、この出典資料によれば、

「委員会は、ウガンダ女性弁護士協会と司法長官の訴訟（2003年）、及びウガンダの女性擁護団体と司法長官の訴訟(2006年)を含め、古くから存続する女性差別要素を宣言した、憲法裁判所の複数の重要判決に注目する。委員会は、特に、法改革委員会の活動との関連で、法改革の実現に向けたウガンダ政府の努力を支持する一方で、同国の法的枠組みを条約に全面的に遵守させ、女性の法的平等を達成するために、性差別規定を撤廃し、法制度の格差を埋める包括的な法改革に対する優先順位が低いことに、改めて懸念を表明する。委員会は、婚姻及び離婚法案、性犯罪法案、及び HIV/エイズの予防及び抑制法案の可決が遅れていることを、特に懸念する。委員会は、女性を差別し、条約に反する他の法令及び慣行が、依然として有効に存続することについても懸念する。」 [66b] (p3)

20.12 委員会は、さらに次のように述べた。

「委員会は、国内のジェンダー機構、特にジェンダー省の労働・社会局の再編及び強化に向けてウガンダが行った努力に注目する一方で、人材、金融資源及び技術的資源の不足を含め、同省の組織的能力が依然として脆弱であることについて懸念する。かかる不足が、特定の女性の社会進出プログラムを推進し、異なるレベルにおける異なる省庁機関の活動を有効に調整し、国家政策全体における包括的なジェンダー主流化を行う上での、同省の実効的な職務履行の障害になることを懸念する...委員会は、憲法第 33 条 (6) が『女性の尊厳、福祉または利益に阻害する法律、慣習または伝統を禁止する』ことに注目する一方で、こうした差別禁止の憲法規定を執行する機構が女性にあまり知られていないこと、また、女性への利用機会を閉ざしていることを依然として懸念する。委員会はこの意味で、機会均等委員会 (EOC) の設立、委員 5 人の任命、及び、委員会の職務に対する第 1 回予算割

当てには、満足の意をもって注目するが、EOC の権能及び構成について限られた情報しか提供されなかったこと、ならびに、委員会の運営に関する進捗状況について代表団が提供した情報が全般的に不十分であったことには懸念を覚える。委員会は、この目的に向けて、女性を対象とする包括的かつ有効な苦情システムがこの国にないことを懸念する。」 [66b] (p4)

文化的及び社会的態度

20.13 CEDAW 報告書 2010 は次のように述べた。

「委員会は、ウガンダ政府が行った一部の努力に注目する一方で、家父長主義、及び、生活のあらゆる面における男女の役割、責任及びアイデンティティに関する根強いステレオタイプが執拗に存在することに改めて懸念を表明する。委員会は、かかる慣習や慣行が、女性及び少女に対する差別を存続させていること、それらが教育、公共生活、意思決定、婚姻及び家族関係等の多数の分野における、恵まれない不平等な立場、並びに、女性への暴力や、一夫多妻制、早婚、および、婚資(結納金)等の有害な慣行の存続に反映されていること、さらに、ウガンダ政府がこれまでに、ステレオタイプおよび女性に否定的な伝統的価値観および慣行を修正または根絶するための有効かつ包括的な措置を講じなかったことに懸念を覚える。委員会はまた、女性のステレオタイプがメディアに依然として反映されており、それが差別を助長し、男女平等を阻害していることに懸念を表明する。」 [66a] (p4-5)

20.14 The African Peer Review Mechanism (APRM) は、2009年1月に公表したウガンダ共和国報告書 2009 の中で次のように述べた。

「... 家父長制に対する価値観は、法の執行に影響を与え、司法の提供における公平性を阻害する。国家女性評議会が APRM に提出した資料は、女性が司法アクセスにおいて直面する二重の不利益を表明した上で、ウガンダの司法制度は、法律関係従事者とその組織が支持する家父長制の価値観を特徴とすると述べた。

「一般的に、特権は男性に多く与えられており、女性はこれによる不利益を被っている。具体的には、治安判事裁判所の利用自体の困難さ、貧困層、特に女性の裁判費用の支払い能力の欠如、及び、法律用語等の高度な専門知識が挙げられる。これらの問題は、女性の高い非識字率、公衆面前での発言経験の不足、及び女性の権利無視によって悪化する状況にある。この問題及び他の要因は、最貧困層、この場合もやはり女性が司法の提供制度において自信を喪失する原因になっている。」 [48c] (318)

差別に関連する詳細情報は、ジェンダーに基づく情報を提供した、AFROL (African Online News) の[この](#)ウェブページで閲覧することができる。[68a]

セクション 11：刑務所その他の拘禁施設の状況、セクション 21：子供、セクション 22：人身売買、及び、セクション 20：女性への暴力を上記と関連付けて読むと参考になる。

政治的権利

20.15 Broad Recognition は、2009 年 12 月に公表した記事、*不実表示：ウガンダ議会で示された欠陥だらけのアファーマティブアクション*、の中で次のように述べた。

「ウガンダ議会のジェンダー割当制は、女性議員が国民に果たす責務及び役割について、広い範囲で混乱を引き起こした。取材調査を行った個人はいずれも、アファーマティブアクションの要求について、有権者全体に誤解を引き起こしたと主張した。取材対象者の主張によれば、有権者の多くが、『女性議員は女性有権者だけの代表である』または、女性議員は『女性問題だけを支持する』或いはまた、女性議席は女性だけが就くべき議席である（また、公認候補者として出馬することにより、女性が男性候補者の議席を奪うこともできる）と思っているということである。しかし、最も顕著で厄介な誤解は、女性議員の実際の代表地域であろう。個人的に話をしたある女性によれば、ウガンダ国民の大多数は、小選挙区と異なり、女性議員が 1 つの選挙地区全体を代表していることを知らないということだった。このよくある誤解が、地元選挙区に貢献するだけの比率を獲得する人材がないことに関連して、こうした意見を助長しているのは間違いない。」 [55a]

社会経済的権利

家族法：婚姻、離婚及び相続

20.16 2010 年 3 月 11 日に公表された、米国国務省の人権状況報告書 2009 ウガンダ編は、次のように述べた。

「法の定めるところでは、婚資（結納金）は、新婦側の両親に対する払い戻しが不可能な贈与である。市民団体から勧告があつたにもかかわらず、2007 年の憲法改正ではこの慣行は廃止されなかった。憲法裁判所は同年 9 月 8 日に、婚資は配偶者を選択する助成の権利を阻害すると共に、家庭内暴力を悪化させるものだとして、女性の権利擁護団体 Mifumi Project が 2007 年に提起した、この慣行に対する申立ての聴取を開始した。その年の末時点で、判決は下されていなかった。

「売春は違法だが頻繁に起こっている。蔓延している。Uganda AIDS Commission が 8 月に報告したところでは、HIV/エイズの新規感染の 11%が商業的性行為によるものであった。政府は多数が売春を強要されているという報告を受けて、7月に、国外女性の家政婦求人停止した。

「性的嫌がらせは、14 年以下の禁固刑に値する刑法で非合法化された行為であるにもかかわらず、広く蔓延する問題であったが、政府はこの法律を実効的に施行しなかった。4 月、警察庁長官 Kale Kayihura は、男性上司による女性警察官の暴行申立てを調査するための委員会を創設した。その年の末時点で、委員会の調査結果は公表されなかった。

「夫婦及び個人が子供の数、年齢間隔及び出生時期を自由かつ責任をもって決めることを制限する法律はないが、上記の問題について家族計画に関する情報及び援助を得ることは難しい。医療施設が極めて少ない農村地域では特にそうである。2006 年の実地調査の結果によれば、既婚女性の 41%が家族計画について満足していなかった。HIV/エイズを含め、性感染症の診断又は治療における差別事例は指摘されなかった。

「女性に完全かつ男性と平等な人の尊厳を与えることは法律の義務付けるところであるが、女性に対する差別は、依然として蔓延しており、差別を伝統文化とする農村地域では特にその傾向が強く見られた。慣習法は、養子縁組、婚姻、離婚及び相続において女性を差別しているものが多い。地方の慣習法には、女性の財産所有または相続、もしくは親権の保有を禁じるものが多数ある。多数の地域の従来離婚法では、姦通を証明する上で女性が遵守しなければならない証拠提示基準は、男性よりも厳しくなっている。一夫多妻は、慣習法でもイスラム法でも合法であり、一部の民族集団では、男性は死亡した兄弟の寡婦を「相続」することができる。女性は経済的差別にも遭遇した。例えば、女性は農作業の大半をこなしているにもかかわらず、農地の所有権はわずか 7%しか与えられない。女性は雇用、融資、決済の権利や、事業の所有または経営においても経済的差別を受けていた。

「ジェンダー不平等の撤廃は、依然として政府の最優先事項であり、NGO 及び女性の権利擁護団体は、これに関連して、全国規模のワークショップや研修を後援し、女性の権利に対する意識向上を図った。」 [30b]

20.17 2011 年 3 月 23 日に閲覧した AFROL [African Online News] は掲載記事（日付不明）の中で、次のように述べた。

「社会に広く蔓延する従来女性の差別は、憲法規定に反するにもかかわらず続いており、

農村地域では特にその傾向が強く見られた。慣習法は、養子縁組、婚姻、離婚及び相続において女性を差別しているものが多い。離婚法は、姦通を証明するための証拠提示基準を、男性よりも女性に厳しく設定している。一夫多妻は、慣習法でもイスラム法でも合法であり、妻には配偶者が別の女性と結婚することを阻害する法的地位が付与されない。男性は死亡した兄弟の寡婦を「相続」することができる。女性は農作業の大半をこなしているにもかかわらず、農地の所有権はわずか7%しか与えられない。女性は複数の制限を満たさなければ、自分の子供を連れて海外へ旅行することができない。幼い少女の許婚との婚姻は、農村地域で特によく見られる。」 [68a]

女性への暴力

20.18 CEDAW 報告書 2010 は次のように述べた。

「委員会は、2010 年の家庭内暴力禁止法の制定、及びジェンダーに基づく暴力のリファレンスグループの活動を支持する一方で、家庭内暴力等の女性及び少女への暴力の蔓延に懸念を表明すると共に、女性及び少女に対する性的犯罪の異常な蔓延を特に懸念する。委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力の防止及び撤廃に向けた、全体論的アプローチがないこと、また、かかる暴力が沈黙と免責の文化によって社会的に正当化され、容認される可能性があることにも懸念を覚える。また、暴力事件が報道されないことや、一部の警察官が無償サービスに金銭を請求するなど、警察署の腐敗を伝える報告にも懸念を覚える。委員会は、女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力発生を軽減する意図で実施されている措置及び計画の影響に関する情報が乏しいことを遺憾を感じる。委員会は、保護施設等の社会的支援サービスが不十分であることも懸念する。」 [66b] (p5-6)

20.19 2011 年 3 月 23 日に閲覧した有益な情報源である AFROL (日付不明) は、ジェンダー関連問題の情報を複数提供した。これによると、

「強姦を含む女性に対する暴力は、依然としてよく見られる。妻の殴打は夫の特権とみなされている。死罪相当の事件は、夫が妻を殺害した状況でも、審理開始の遅延は依然としてよくあることである。

「児童虐待は、特に、少女強姦 (一部の地域では『不純行為』として周知) は、依然として深刻な問題である。不純行為は最高刑の死刑が課されるが、有罪判決を受けた強姦者にこの刑が科された事例はない。

「反乱軍による拉致及び強姦の犠牲者になった女性は数知れない。伝えられるところによれば、LRA の反乱軍/テロリストはここ数年の間に、スーダンで子供、特に少女を金で売買

したり、武器売買人への贈答品として少女を提供したりした。地元の慣習法の下では、女性は財産を所有または相続することも、親権を保有することも許されない。

「一夫多妻は、慣習法でもイスラム法でも合法であり、一部の民族集団では、男性は死亡した兄弟の寡婦を「相続」することができる。両方の慣習やイスラム法の下で合法であり、妻には配偶者が別の女性と結婚することを阻害する法的地位は付与されない。男性は死亡した兄弟の寡婦を「相続」することもできる。ウガンダの家庭では、教育に関する財政的決断において男子を優先する伝統があるため、女子高校生の割合は依然として少ない。

「若い少女の許婚との婚姻は、特に農村地域でよく見られる。Sabiny 族の女性は、女性性器切除 (FGM) の慣行の対象になっている。」 [68a]

家庭内暴力

20.20 2010 年 3 月 11 日に公表された、米国国務省の人権状況報告書 2009 ウガンダ編は、次のように述べた。

「強姦は法の下に刑事犯罪の対象であるが、強姦は依然として国全体の深刻な問題であり、政府は法律を一貫した方法で施行しなかった。政府はこの年を通じて強姦者を逮捕し、起訴し、有罪判決を下したが、この問題が実際に通報されることは少なく、通報された場合でも捜査されることはほとんどなかった。警察は性的虐待関連の証拠を収集する法医学的能力が不十分であり、これが起訴及び有罪判決の障害になった。2008 年に警察に登録された強姦事件は 1,536 件で、このうち 241 件が法廷で裁かれたが、有罪判決が下されたのはわずか 52 件であった。

「配偶者虐待等の女性に対する家庭内暴力は依然として蔓延しており、かかる事件の報告は増える一方であった。15 歳から 49 歳の既婚女性のおよそ 48% が、配偶者から身体的暴力を受けた経験があり、36% が精神的暴力を経験していた。国民の大半がそうであるように、警察職員の多くも、妻の殴打を夫の特権とみなし、家庭内暴力事件に介入することはほとんどなかった。

「議会は 11 月 12 日に、家庭内暴力を刑事罰の対象とし、被害者の保護を強化すると共に、虐待者に罰金から禁固 2 年の刑罰を与える、家庭内暴力法案 2009 を可決した。この年を通じて、政府が逮捕及び起訴した家庭内暴力の加害者は 15 人に上った。

「警察は家庭内暴力の阻止を強化する意図で、9 月から、婚姻及び子供の権利に焦点を当てた広報活動を開始した。」 [30b]

20.21 Inter Press Service News Agency は、2009 年 7 月 17 日に公表した記事、*家庭内暴力法案に関する女性の意見*、の中で次のように述べた。

「国が実施した全国人口動態・健康調査 2006 によれば、ウガンダの女性の 68 パーセントは、何らかの家庭内暴力を経験していた。ウガンダでは、これらの女性 – 最も被害を受けた女性は貧困層の教育水準が低い、恵まれない女性であるが – は、配偶者の暴力に対する保護を国に頼ることができない状況にある。現在、家庭内暴力については、法律も法的定義もない。

「家庭内暴力の加害者は、告発される場合は、殺人、暴行、強姦、不純行為及び、特に育児放棄等の他の罪で告発されるのが一般的である。警察または裁判所が「これは家族の問題で事件ではない」と言って、女性を家に送り返すこともある。[28a]

報告書全文は[ここ](#)で閲覧できる。

20.22 Monitor が 2010 年 4 月 16 日の記事、*家庭内暴力法の新設は妥当だが、肝心なのは姿勢の変化*、の中で次のように報告した。「Museveni 大統領が家庭内暴力法に同意したことは喜ばしい知らせである。同法の目的は、家庭内暴力の加害者を処罰することである。この意思表示は喜ばしく、時機を得たものと思われるが、家庭内暴力及びその他の形態の女性への暴力 (VAW) に終止符を打つには、これだけでは不十分である。

「この新設法には、家庭内暴力との闘いを強化しようとする側面が多数含まれている。例えば、地方自治体が家庭内暴力事件を審理する権限を付与されたこと、家庭内暴力の加害者に罰金が定められたこと、家族関係にある相手に傷害または健康上の危害を与える配偶者が法的処罰を定められたこと、及び、経済資源または金融資源を受ける権利のある配偶者にその付与を否定することを非合法化したこと、などが挙げられる。

「これは、ウガンダにおける家庭内暴力への取組みにおいて大きな前進であるが、姿勢や行動の変化が伴わなければ、法律だけでは家庭内暴力との闘いに大きな影響を及ぼすことはできない。現在ウガンダには、女性に対する暴力を正当化する、場合によっては容認さえする地域が多数存在する。残念ながら、ウガンダの女性の 77% は、夫による殴打は許される行為だと信じている。

「かかる姿勢及び慣行は法の制定だけで変わるものではなく、個人及び地域社会が VAW を正当化する根拠がないことを認識し、また、すべての男女及び子供が立ち上がり、VAW に

対抗する必要がある。

「容認できないほど多数（78%以上）のウガンダ女性が、依然として主に男性から家庭内暴力を受けている。事件の大半は通報されないが、2009年に関する警察犯罪報告書によれば、家庭内暴力に起因する死亡通報件数は上昇しており、2008年の137件から2009年には165件に増加したそうである。[9d]

強姦

20.23 AIがその報告書、正義をあきらめることはできない、の中で報告するところによれば、

「拘禁中の強姦等、政府機関による性的暴力またはジェンダーに基づく暴力行為までが、『単に、個人的満足のために』行われた行為として免訴され、人権侵害、拷問行為及び差別行為とみなされなかった。

「ウガンダには、配偶者による強姦を犯罪とみなす法律はない。現在議会で審議中の、性的犯罪（部分改正）法案2004では、配偶者による強姦を刑事犯罪とみなしており、配偶者による強姦で有罪判決を受けた個人は、禁固刑又は罰金刑に加え、被害者に賠償責任を負う命令を受けるものと規定している。また、賠償金額では医療費及び被害者に発生した他の費用を考慮するものと定めている。このため、法案の可決、並びに、女性を保護する規定を定める、（最近可決された）家庭内暴力法、性的犯罪法案、婚姻・離婚法案、及びムスリム俗人法施行法等の制定の同意が遅れると、家庭内暴力及び配偶者による強姦を刑事犯罪とみなしていない制度において司法へのアクセスが阻害される。

「強姦された事実を公に発言するウガンダ人女性は、家族や他人から拒絶されることが多い。被害者が強姦の結果としてHIVに感染する場合は、この非難行為はさらに激しくなる。性的暴行後に訴訟を起こす女性は、重い立証責任を不当に負わなければならないことがある。

「市民団体組織は、性的虐待を受けた子供の支援にとってなくてはならない存在である。このようなNGOには、Hope After Rape、ANPPCAN [The African Network for the Prevention and Protection against Child Abuse and Neglect]及びSlum Aid Projectなどがある。これらの組織は、児童虐待に対する予防と保護のためのアフリカのネットワークなどがある。これらは、そのような心理社会的カウンセリング、職業訓練及び融資等のサービス、及び関連する他の支援サービスを提供している。

「ウガンダでは、女性の多くが強姦その他の形態の暴力を通報することに恐怖感を抱いている。これは地域社会からの敵意だけでなく、警察の蔑視的な扱いと救済措置が講じられないことに対する恐怖感によるものでもある。

「ウガンダ統計局によれば、2006年には750件、2007年には599件、2008年には1,536件の強姦事件が報告された。アムネスティ・インターナショナルは、2008年1月から6月までの、ジェンダーに基づく犯罪統計資料（ウガンダの全警察署が結集した刑事犯罪調査局がまとめたもの）を収集した。統計資料には、4,192件の不純行為、366件の強姦、及び34件の家庭内暴力に起因する死亡が記録されていた。[10b]

女性性器切除（FGM）

20.24 BBC オンラインは、2009年12月10日付けの記事、ウガンダ政府は女性性器切除を禁止、の中で次のように述べた。「ウガンダ議会 MP は、女性性器切除 — 別称、女性の割礼 — を非合法化することを可決した。これにより、少女のクリトリス切除を伴う慣行で有罪判決を受ける個人はすべて、禁固10年または、被害者が死亡した場合は終身刑に処されることになる。BBC 支局によれば、この行為は正式に禁止されているが、一部の農村地域では依然として行われている。人権団体はこの動きを支持したが、何世紀にもわたる古い慣習を廃絶するために、啓蒙活動を実施するよう助言した。」[2C]

20.25 AFROL[African Online News]は、ジェンダー情報（日付不明）の中で次のように述べた。「女性性器切除(FGM)は、農村色の濃い東部 Kapchorwa 県地区に居住する Sabiny 部族によって行われており」[68a][また、西部の Pokot 族や Nubi 族によっても行われている (BBC、2009年12月10日) [2c]]。AFROL はさらに、「Sabiny 族では、14歳から16歳の少女を対象に、2年ごとに、FGM を伴う始まりの式(initial ceremonies)が実施されている。」と述べた。[68a]

The Female Genital Cutting Education and Networking Project は、FGM を行い続ける部族民とそれに付随する背景情報に対する洞察を提供した。[70a]

女性同性愛者及び両性愛者の女性

20.26 LGBTの人々に関するセクションを参照のこと。

人身売買

20.27 人身売買の現状に関する有用な概観は、[Refworld \[18a\]](#)を介して閲覧した 2010 年 7 月 28 日付けの Ireland Refugee Documentation Centre の回答の中で確認することができる。詳細に関しては、[人身売買](#)のセクションを参考されたい。

女性に対する支援

政府の援助

20.28 USSD 報告書 2009 によれば、「国家警察は、子供・家族保護局を維持し、女性及び子供の権利に関する訓練を地元警察に実施した。これには、人身売買被害者の身元確認及び人身売買防止が組み込まれた。国家警察はまた、国内 NGO、Uganda Development Youth Link が、特に Kampala 県の子供被害者及び他の人身売買被害者を支援する意図で、ソーシャルワーカーを警察署内に設置することも許可した。」 [30b] (セクション 5)

20.29 アムネスティ・インターナショナルは、2010 年の報告書、*正義をあきらめることはできない*、の中で次のように述べた。

「女性及び子供に対する暴力に関する報告書が増え続けることを受けて、政府は、Kampala 県の警察署及び派出所内に、女性及び子供に対する暴力等の、家族問題及び子供に関連する事件を扱うための、子供・家族保護局を設立した。この部署は現在、Kampala 県で効果を発揮しており、このプログラムを全国に拡大する計画が進められている。しかし、この部署は、金銭的制約に加え、虐待被害者の救済を専門とする警察職員の不足に直面している。

「各省局は、ジェンダー問題を扱うコミュニティレベルの多様な教育プログラムを実施している。ジェンダー・労働・社会開発省はコミュニティレベルで、女性に対する暴力へのコミュニティ意識を強化する役割を果たしている。これには、女性の政治参加、相続権、女子の教育、ジェンダーに基づく暴力、女性の経済的権限付与、および健康と生殖に関する女性の権利を扱う、リーガル・リテラシー講座等の活動が含まれる。

「警察は、アムネスティ・インターナショナルが査察訪問した警察署で見たような、家庭内暴力、児童虐待及び女性に対する暴力を主要事項に掲げるコミュニティ教育も実施している。保健省は、性とジェンダーに基づく暴力の被害者に対する臨床管理に関する手引きを作成した。政府は女性の権利促進に向けた措置も複数実施した。

「警察はその精緻な枠組みを利用して、性と生殖に関する健康上の問題に取り組んでいる。これには、国家保健政策、保健部門戦略計画 (HSSP II)、HIV /エイズのための国家戦略枠

組み、人口政策及び初等教育の普遍化などがある。性と生殖に関する権利は、ウガンダ・ミニマム・ヘルスケア・パッケージに基づく最優先事項の1つになっている。」 [10b]

NGO 支援

20.30 AFROL はウガンダのジェンダー情報(日付不明)の中で、次のように述べた。

「FIDA、開発のための行動、National Association of Women Judges (NAWJ)、Akina Mama Wa Afrika、Forum for Women Democracy、及び NAWOU 等の、女性と子供の権利に対する意識向上を促進する女性の権利擁護団体が活動している。FIDA は、旧態依然の差別的法律の改革案を起草する3カ年プロジェクトの2年目を迎えている。NAWJ は、国内に蔓延する女性への家庭内暴力に関連して、女性の権利と選択肢に関する手引書の普及活動を続けた。」 [68A]

健康問題

母子の健康

20.31 保健省 (MoH) は報告書、健康部門と支援プログラム (HSSP) 草案 III 2010 の中で次のように述べた。

「ジェンダーは、保健医療を受けようとする努力に重要な役割を果たす。主婦は多くの場合、家庭内資源の用途について自分で決定することができない。UDHS の示唆によれば、女性の約 55%が家計の用途について主たる決定権を与えられており、32%の女性は、夫/共同生活者と相談して決定すると述べている。これに対し、13%は、夫/共同生活者が主に決定すると答えている。家計について独立した決定権を持つ女性の比率にはばらつきがあり、東部地域の 24%から Kampala の 79%まで様々である。これは、農村地域の女性よりも都市部の女性の方が独自に決定することが多いことを示している。意思決定は、保健医療を求める行為の重要な決定要因であり、男性が決定を下す現状では、これによって、適切な保険医療を受けるための努力が遅れる可能性がある。」 [57a] (p33)

上記と併せ、医療問題及び社会経済的権利を閲覧するのが有効だろう。また女性と癌に関する特定の情報に関しては癌治療を参照のこと。

20.32 同報告書によれば、

「母子の健康状態は、周産期における総疾病負担はウガンダの総疾病負担の 20.4%を占めている。ウガンダにおける母子の健康状態は、HSSP II の実施時と比べて若干の向上が見られた。2007 年には妊婦及び新生児の死亡低下の強化を目指すロードマップ、2009 年には国家子供生存率戦略がそれぞれ作成された。これらの戦略の実効的実施は、2015 年を期限とするミレニアム開発目標 (MDG) 4 及び 5 の達成に向けて大きく貢献すると見られている。」
[57a] (p11)

20.33 また、保健省は次のように述べた。

「性と生殖に関する健康 (SRH) への介入が大々的に展開されたが、GoU 及び PNFP 施設で分娩する妊婦の割合は依然として低く、HSSP II の終了時点では目標の 50%に対して 32%であった。適切な緊急産科医療 (EmOC) を提供する施設の割合も依然として低く、分娩後 1 週間以内に産後ケアを受ける女性は 26%である。妊婦全体のおよそ 15%が生命を脅かす合併症を発症しており、EmOC を必要としている。EmOC の需要対応は 40%に留まっている。設備が完備した総合的 EmOC 施設で出産する女性は 11.7%に過ぎない。ウガンダでは MMR は、出産 10 万件当たり 435 人と依然として高い。直接的死因の上位を占めるのは、大量出血(26%)、敗血症(22%)、閉塞性分娩(13%)、危険な妊娠中絶(8%)、及び妊娠中の高血圧疾患 (6%) である。妊産婦の主な死亡原因は、3 つの遅延、つまり、医療を受けようとする努力の遅延、医療施設に行く行為の遅れ、及び、適時的かつ適切な施設内ケアの提供の遅延と関係がある。ウガンダにおける妊産婦の健康問題への取組みがなかなか進まないのは、HR、医薬品や医療備品、並びに、適切な建物や委託のための搬送及び通信設備を含む、適切な設備の不足が原因である。

「第 IV HC は、包括的 SRV サービスを提供しないものがほとんどであるが、提供するものでも、生殖に関する健康においてそのレベルに達するにはいくつか課題が残っている。現在、女性の妊娠に規制はないため、妊娠率は高く、女性 1 人当たりの平均子供数は 7 人である。これは、妊娠中に危険な状態に陥る可能性や産後の罹患率及び死亡率を高める原因になっている。幼年時における少女の性体験は、非計画的な望まない妊娠をもたらすことがあり、これは、この年齢集団における危険な妊娠中絶やそれに関連する合併症の発生が高いことで証明されている。ANC に登録する妊婦の HIV 有病率は、20~30%と推定される。前述したように、ウガンダにおける新生児の罹患率及び死亡率は依然として高く、新生児の死亡は 0 歳児の死亡総数の 38%を占めている。この死亡が出生後 1 カ月以内に発生することを考えると、これはかなり高い比率である。この比率はこの 15 年間を通じてほとんど変動しなかった (2000 年は 36.7%、1995 年は 36.8%)。

20.34 MoH はまた、HSSP 2010 報告書の中で、2008 年に入手した数字から以下のように報告した。

「発熱性疾患は、ウガンダの 5 歳未満児の主な死亡原因である。新生児の主な死亡原因は、主に敗血症/肺炎 (31%)、呼吸停止 (26%)、未熟児 (25%)、先天性異常 (7%)、破傷風 (2%)、下痢 (2%) 及びその他の状況 (7%) である。感染症、仮死産及び早産による合併症は、新生児の総死亡件数の 82% を占めている。新生児の死亡の半数以上が、生後 1 週間以内に起こっており、そのほとんどが 24 時間以内である。新生児の主な死亡原因は、感染症、仮死産、分娩外傷及び早産による合併症である。低生存率は、新生児の死亡率 40%～80% を強調するものである。[57a] (p11-12)

20.35 ChartistBin (最終更新 2010 年 5 月) は次のように述べた。

「これらの国 (ウガンダを含む) の中絶法は、女性の生命を救う目的でのみ実施される中絶を明示的に許可する、若しくは、不可避の根拠に基づき、この理由で実施される中絶を許可する刑法の一般原則に準拠する。また、英国で争われた *R. v. Bourne* の訴訟、またはその判決の部分適用が適用される。この判決では、不可避の根拠は、身体的及び精神的理由に基づいて実施される妊娠中絶を含むと解釈された。」 [39d]

子供に関する詳細情報については、セクション 21 : 子供 を参照のこと。

21. 子供

概観

本セクションは、セクション 20 : 女性と併せて参照のこと。

21.01 2011年3月23日に閲覧した African Committee の報告書(日付不明)は、ウガンダの子供の現状全般について、以下の情報を提供した。

[この報告書は、ウガンダ政府の派遣団と African Committee of Experts on the Rights and Welfare of the Child の委員が、ウガンダ政府の委員会への第1回報告書の見直し期間に行った対話内容を要約したものである。]

「児童法は現在更新作業が行われており、特に、児童労働、子供の人身売買及びストリートチルドレンに関する新规定が盛り込まれる予定である..少女の差別を撤廃するための政策が複数策定された..派遣団はこれまでに採択された複数の措置、及び警察内の児童保護部局、ジェンダー・労働・社会開発省の児童部門の創設、既設の家庭児童裁判所及び青少年問題省を含め、児童買春撲滅を意図して創設された組織の一覧表を作成した。児童買春に関する規定を盛り込んだ政策には、孤児及び脆弱な立場に置かれた子供達に関する政策などがある。

「政府はまた、虐待に関する国家行動計画も策定している... 治安判事及び法執行官を対象に、児童法の様々な側面に関する訓練が行われている。この訓練は農村地域に拡大される予定である。警察内にはすべて、家族及び児童保護局が設置されている。子供の権利に携わる法執行官の訓練強化も進められている...裁判所は、拘禁を最後の手段とみなすようにすべきである。ウガンダ政府は、深刻な事件の軽減に向けた転換策を重視している。児童法の第91条では、この問題が扱われ、第91条6は、『いかなる子供も成人刑務所に拘留されてはならない』と規定している。また、第91条8によれば、『少年院が完成するまでの間、同相は少年院の設立を宣言することができる』ウガンダ政府は少年院の建設に予算を投じたが、重罪を犯す子供の人数から見て、少年院の創設を妥当とみなさない県が多い。このため、政府は地域レベルで少年院を建設することを検討している。

「派遣団は、子供の犠牲者が憂慮に値するほど多数いると報告した。これによれば、ある現象は、法の下に、殺人と同程度に有害な伝統的慣行として扱われなかった。2009年の人身売買禁止法の下では、子供に対する有害な伝統的慣行の加害者は、厳重に扱われる。婚姻及び離婚などを扱う他の法律、及び土地法でも、有害な慣行から子供を保護することを

保証する規定が再検討されている。

「憲法第 257c は、子供を 18 歳未満の個人と定義する。憲法第 34 条の 5 では、『子供は、社会経済的搾取から保護される権利を有し、有害、または学業の妨げになる、若しくは、健康、または物理的、精神的、心理的、道徳的或いは社会的発展に有害となるような労働の実施のために雇用されたり、これを要求されたりしてはならない。』とする第 4 項の解釈上、子供を 16 歳未満と定義している。児童法の第 89 条で規定される刑事犯罪責任の最低年齢は 12 歳である。2006 年の雇用法は、子供を 18 歳未満と規定するが、雇用の解釈については、他の法律と若干異なる。この法律では、雇用の最低年齢を 14 歳に設定している。

「特定の社会経済状況は、児童労働を正当化する根拠になるが、雇用法には児童を搾取から保護しようとする意図が見られる。同法は、最低年齢を 15 歳に定める、国際労働機関の就業の最低年齢に関する第 138 号条約を土台としている。派遣団によれば、この年齢を 15 歳に引き上げる余地がある。同法では、子供が就業し得る労働の種類を定めている。12 歳未満の子供には、いかなる労働も禁じられている。軽労働の最低就業年齢は 14 歳である。他の最低年齢、例えば、婚姻の最低年齢は再検討されているが、国内の社会経済状況を考え、就業最低年齢はより低く設定されている。ILO では軽労働を、搾取のない環境において監督の下で子供が行う活動と定義している。

「ウガンダは、子供の人身売買の主要な受入国であり、中継国であり送り出し国であった。2009 年までは、この犯罪は刑事罰の対象ではなく、扱いは様々であった。例えば、刑法では児童誘拐として扱われ、移民法では違法な移動などとして扱われた。しかし、2009 年になって、民間部門の法案をきっかけとし、包括的な人身売買法の起草が実現した。同法では、防止、制裁措置及び被害者の取戻しを規定する。子供の国外移動は、養子縁組命令の下以外では許されない。Uganda Child Rights Network は政府と協力して、子供の人身売買に取り組み、意識向上活動を支援してきた。これ以外に実施された措置には、警察内の人身売買防止局の創設、被害者に対する心理社会的な総合支援などがあり、子供も啓蒙活動に参加した。

「すべての子供は、初等教育を受ける権利を有するが、就学率は現在 70% で、低下傾向にある。中等教育の就学率は低い。女子の中退率については、改善を図る前に、早婚等の他の問題に取り組むことも必要である。

「現在、National Council for Children の再編が進められており、子供の人権状況及び関連プログラムの管理及び評価の向上に向けて、草の根組織との強力な連携メカニズムが構築されつつある。」 [75a]

上記の報告書の閲覧に利用したウェブサイトは、[ここ](#)で閲覧可能であり、これ以外にも関連する有用な情報源が掲載されている。[75a]

21.02 2006年2月14日に更新された UNICEF の国別ページ、ウガンダ編は、次のように述べた。

「最近になって、子供及び女性に多大な予算が投じられ、これは、特に初等教育及び HIV/エイズ撲滅への取り組みにおいて、ウガンダに人材育成面での成功をもたらした。しかし、北部地域では、20年にわたる政府と神の抵抗軍（LRA）間の紛争によって、重大な人道危機に拍車がかかり、社会不安と増大と大量の難民移動が顕著になっている。ウガンダ政府は子供の権利に関する条約（CRC）および武力紛争における子供の関与に関する CRC の選択議定書を批准した。児童法は CRC を土台にしており、1996年に可決された。」[71a] (背景)

追加情報は 2008 年の児童の権利に関する国連条約第 49 会議報告書の[ここ](#)で見ることができる。[66c]

21.03 子供（およびその母親）の位置を記述する統計は、国連報告書、[世界子供白書2009年11月](#)[71b]と国連のウェブサイト、[Childinfo.org](#)で見つけることができる。[71c]

21.04 2010年3月11日に公表された、2009年の米国国務省の人権状況に関する国別報告書、ウガンダ編(USSD Report 2009)は、次のように述べた。

「ウガンダまたは外国で出生した子供は、両親のいずれか一方または祖父母の一方がウガンダ市民権を保有する場合は、市民権を付与される。国内で放棄され、両親がわからない18歳未満の子供は、ウガンダ人の両親を養父母とする18歳未満の子供と同様に、ウガンダ国民とみなされる。

「2006年の全国人口・健康調査の報告によれば、出生届が登録されたのは、農村地域では子供の21%、都市部では子供の24%であったが、一般的傾向として、登録の不履行が公共事業の拒否につながることはなかった。」[30b]

21.05 国連は2009年7月13日付けの経済社会理事会の指令：国別計画書案－ウガンダの中で、次のように述べた。

「子供の拉致及び武力紛争への徴兵は中止され、2009年3月時点でウガンダは、国連安全

保障理事会の決議第 1612 号の侵害国一覧の対象でないと思われる。女性性器切除の蔓延率は 1%を下回っている。児童保護の深刻な課題は依然としてあり、出生時に登録されるのはわずか 5 人に 1 人である。15 歳～19 歳の少女の 21%、少年では 7%が性的暴力を受けた経験があり、5 歳～17 歳の子供の 9%が児童労働に就業している。儀式のために殺害される子供及び法に抵触する子供に関する報告と同様に、子供の人身売買の報告は増加傾向にある。

「子供の権利に関する条約の、武力紛争における児童の関与、及び子供の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書に関する、子供の権利委員会の 2008 最終報告書では、子供の徴兵防止、及び、子供の人身売買と性的搾取の軽減に向けた措置が推進された。女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約についての直近の報告書は 2008 年に提出された。ウガンダの教育法では初等教育を義務とし、幼児期の早期発達とノン・フォーマル教育の重要性が認識されている。最終決定を控えた法案及び政策には、出生及び死亡登録政策、ジェンダーと教育に関する政策、HIV/エイズ法、及び、ムスリムの少女を除く早婚禁止を含む親族法案などがある。現在策定段階にあるのは、健康に関する 10 カ年政策、学校保健政策、性犯罪法案及び健康部門 5 カ年戦略である。ウガンダは、包括的な国家災害リスクの緩和及び管理政策に加え、包括的な社会的保護の枠組みまたは戦略にも欠けている。」 [63a]

21.06 議会調査局 (CRS) は 2010 年 12 月 9 日に公表した報告書、*ウガンダ：ウガンダ北部地域の現状と危機*、の中で次のように述べた。「一年前と比べると状況は改善したが、国内避難民キャンプに居住していない子供は、夜になると集団で自宅を出て、病院や教会で寝ることが多い。こうした子供達は、『夜の通勤者』として周知である。こうした子供の多くは、学校に通うために一箇所に滞在することはできないため、教育を受けることは夢のまた夢であると思われる。」 [81a] (人道条件、8 頁)

21.07 同資料は続いて次のように述べたに。「World Vision の報告書、*政治の人質*によれば、「北部地域は一般市民に対する暴力、拉致及び強制避難が表面化し、不安定性に脅かされている。この不安定性は、殺人、財産の損失、及び開発活動の阻害という結果を招いた。子供は重要な教育機会を失い、HIV/エイズ及び他の性感染症に感染する危険にこれまでよりもひどくさらされている。また、売春、児童徴兵その他の形態の拘束を強いられている。」 [81a]

青少年受刑者の強制児童労働については、セクション 11：刑務所及び他の拘禁施設における状況を参照のこと。

法律に関する基本情報

以下の情報は、概観及び子供に対する暴力のセクションの中で詳しく述べられる。

21.08 Foundation for Human Rights Initiative (FHRI) は、2009年1月から7月までの期間を網羅した報告書、ウガンダに関する少年司法制度の中で次のように述べている。

「ウガンダ政府は、子供の権利の促進及び保護を支持する重要な国際規約を批准し、その規定を国内法化した。この規約及びそれに対応する国内法は、法に抵触する子供のニーズを規定する。ただし、政策は実施されなければほとんど意味がない。子供の権利に対する真のコミットメントを証明するためには、政府は、少年犯罪者に関する問題を防止しこれに対応するために、この規定が適正に施行されることを保証しなければならない。」[85] (p3)

21.09 Vibe-co.uk は、2010年8月22日の記事、刑事責任年齢が低すぎる？の中で、次のような意見を述べた。「イングランド州及びウェールズ州が定める10歳という刑事責任年齢は欧州の中で一番低く、世界でも低い方に入る。英国より社会的自由が少ないとみなされているウガンダ(12歳)、中国(14歳)及びウズベキスタン(15歳)はいずれも、子供が10代になるまでは、子供を刑事訴訟手続きから保護する。」[54a]

上記に関連し、子供の囚人の現状を詳しくまとめたセクション 11：刑務所及び他の拘禁施設の状況を参照のこと。

法的権利

女性性器切除 (FGM) 法

21.10 アムネスティ・インターナショナルは、2010年の報告書、正義をあきらめることはできない、の中で次のように述べている。

「議会は2009年12月に、この慣行を禁止する女性性器切除法を可決した。この法律では、これを実行する個人に10年以下の禁固刑、また、この行為に参加またはこれを幫助する個人に対しては5年以下の禁固刑を定めている。ただし、被害者がこの行為時に死亡する場合、障害を負う場合またはHIVに感染する場合は、量刑は終身刑になる。この行為を実行した個人が被害者に権限/主導権を有する場合も終身刑が科される。この禁固刑は、実行している人が被害者や医療従事者に対する権限/制御の人の場合、または医療従事者である場合はこれと同じ懲役が適用される。この法案は大統領の同意を得られなかったため、法律ではない。」[10b]

関連情報の詳細については女性を参照のこと。

子供の権利

21.11 ウガンダ人権委員会は、2010年8月26日に閲覧した掲載記事(日付不明)の中で、次のように述べた。

「憲法では、『子供』は18歳未満の個人を意味する。子供は立場の弱い社会構成員であるため、特別な保護を与えられる。子供は、親及び家族またはこれが放棄する場合は国に養育と保護を依存する。子供の保護は児童法及び子供の権利に関する国際規約によって裏付けられている。全ての法規定の下で、子供の最善の利益は子供に関わるすべての事項において極めて重要であり、子供に影響が及ぶ事態に至った時の最優先事項である。すべての子供は以下の権利を与えられる。

- 「氏名と出生時の国籍。
- 「親を知り、その養育を受ける、若しくは、家族環境から排除される場合は、それに代わる養育を受けること。
- 「基本的栄養、庇護、基本的保健医療サービス及び社会サービス。
- 「虐待、育児放棄、暴行または品位を損なう行為から保護されること。
- 「搾取労働の慣行から保護されること。
- 「子供の年齢不相応の労働の実施、またはサービスの提供を義務付けられたり、許可されたりしないこと。
- 「子供の幸福、教育または心身の健康、情緒的、道徳的または社会的発達を危険にさらすことを義務付けられたり、許可されたりしないこと。
- 「最終手段である場合を除き、拘禁されないこと。拘禁される場合は、第12条及び35条に基づき子供が享受する権利に加え、子供は、妥当な最小限の時間だけしか拘禁できない。この時、子供は以下の権利を与えられる。

- 「18 歳以上の被拘禁者と分離されていること。
- 「子供の年齢を考慮に入れた方法で適切な方法で扱われ、そのような条件で拘禁されること。
- 「武力紛争時に、武力紛争に直接利用されず、保護されること。」 [32b]

子供に関する詳細情報については、2009 年のウガンダ人権委員会第 12 回年次報告書を参照のこと。[32d]上記に関連し人権及び女性に関するセクションを参照すること。中絶に関しては[ここ](#)で閲覧できる。家族関係に関する情報については、[この](#)リンクを使用すること。

21.12 ChartistBin（最終更新 2010 年 5 月）は次のように述べた。

- 「児童ポルノに特定した法律はない。
- 「児童ポルノは法律で定義されていない[「描写対象が成人か子供かに関係なく、ポルノを全般的に禁じている国でも、犯罪行為に対する量刑を子供被害者に照らして強化しない限り、『児童ポルノに特定した法律』を規定しているとみなされない。』」]
- 「コンピュータ犯罪は発生していない。
- 「単純所持に特定した法律がある[『単純所持は、配布意図の有無に関係なく所持することを意味する』]。
- 「インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、児童ポルノ容疑者を警察に通報することを義務付けられていない。」 [39b]

子供に対する暴力

児童虐待/育児放棄

21.13 2010 年 3 月 11 日に公表された、米国国務省の人権状況に関する国別報告書 2009、ウガンダ編(USSD Report 2009)は、次のように述べた。

「児童虐待、特に少女に対する強姦その他の性的虐待は依然として深刻な問題であった。

「African Network が児童虐待及び育児放棄防止について公表した 9 月報告書で示したところでは、1 月から 4 月までに警察その他の情報筋に通報された子供関連の虐待事件は、8,286 件に上った。このうち、2,592 件が不純行為を伴う事件で、1,292 件が失踪関連の事件、また、1,613 件は子供の略奪または誘拐関連の事件であった。報告書は、子供関連の他の犯罪

として、拷問（773件）、家出（594件）、子供（100件）、育児放棄（680件）、嬰兒殺し（317件）、及び虐待（325件）などを取り上げた。

「学校での集団体罰の発生報告数は、2006年の体罰禁止令以降、減少傾向にあった。18歳未満の少女との婚外性交は、加害者の同意または年齢に関係なく『不純行為』とみなされ、死刑という最高刑が科されるが、かかる訴訟は、少女の親に金銭を支払う方法で解決されることが多かった。警察の統計資料によれば、2008年に報告された不純行為事件は8,635件で、このうち4124件が提訴されたが、有罪判決という結果になったのは、わずか333件であった。性的虐待の加害者は家族成員、隣人または教師であることが多かった。

「未済事件を一掃する努力の一環として、ウガンダ政府は2007年に、2006年の治安判事裁判所法案を改正し、14歳～17歳の少女の強姦事件の審理を続ける権限を首席治安判事に付与した。14歳未満の少女の強姦事件の審理は、引き続き高等裁判所が行った。UPFは2月に、調査の有効な実施と加害者の起訴を徹底するために、国内で発生した強姦及び不純行為に関しては無償で健康診断を実施すると公表した。その年を通じて、健康診断が何件か実施された。」 [30b]

21.14 USSD 報告書 2009 は次のように補足した。「その年を通じて、北部地域におけるLRA[神の抵抗軍]の拉致行為は報告されなかったが、国際非政府組織の Save the Children によれば、前年に、LRAに拉致された子供及び青少年合わせて40,000人のうち、およそ5,000人については消息がわかっていない。LRAはその後DRC、CAR、およびスーダンで、子供及び大人の拉致を続けたということである。」 [30b]

女性性器切除（FGM）

21.15 アムネスティ・インターナショナルは、2010年の報告書、正義をあきらめることはできない、の中で次のように述べた。

「議会は2009年12月に、この慣行を禁止する女性性器切除法を可決した。この法律では、この行為を行う個人に対しては10年以下の禁固刑、この行為に関与したりこれを幫助したりする個人に対しては、5年以下の禁固刑を定めている。ただし、被害者が訴訟中に死亡した場合、被害者が障害を負ったりHIVに感染した場合は、量刑は終身刑になる。この行為を実行した個人が被害者に権限/主導権を有する場合も終身刑が科される。この禁固刑は、手順を実行している人が被害者や医療従事者に対する権限/制御の人の場合、または医療従事者である場合はこれと同じ懲役が適用される。この法案は大統領の同意を得られなかったため、法律ではない。」 [10b]

関連情報の詳細については、セクション 20：女性のFGMを参照のこと。この慣行は依然として発生しているが、発生数は極めて少なく、発生地域も特定地域に限られている。

強制/未成年者の結婚

21.16 USSD 報告書 2009 は次のように述べた。

「法定婚姻年齢は 18 歳であるが、幼い少女が許婚と結婚する事例は、特に農村地域でよく見られた。国内 NGO の Concern for Children 及び Women Empowerment の報告によれば、一部の親は、極貧を理由に子供を売らざるを得なかった。これには 14 歳の少女の早婚や性交渉契約も含まれた。3 月の国連報告書によれば、結婚の 32% が未成年女子の婚姻であった。Soroti 県の裁判所は 12 月に、Mutwalib Adam, Yusuf Adam, Asha Adam, Mawuzu Shamim, Amoi Fatuma, Maimuna Katushabe, 及び Mariam Ramathana に対し、14 歳の少女の結婚に加担した役割について、重罪とし、示談金の支払いを求めた。その年の末時点で、この 7 人は依然拘禁されており、調査は継続中であった。」 [30b]

人身売買

21.17 米国国務省は 2010 年 6 月 14 日に公表された人身売買報告書 2010 の中で、次のように報告した。

「その年を通じて、警察は数百件に上る生贖の報告を調査した。多くは身体の一部の強制切除で、29 件の犯罪性が確認され、このうち 15 件は子供が被害者であった。警察はどの事件も起訴処分にしなかった。タスクフォースと国内 NGO は 2009 年 11 月に、国内外で搾取に反対するキャンペーンを立ち上げたが、依然として解決されていない。政府は、警察が被害者を認識する能力を向上させる意図で、家庭・児童保護局を設立したが、現時点では、成功戦略は設定されていない。」 [30c] (p 330)

さらに、それについては人身売買のセクションで子供たちについての詳しい情報が参考になる。

未成年者の強制労働

21.18 2010 年 3 月 11 日に公表された米国国務省の人権状況報告書 2009、ウガンダ編 (USSD 報告書 2009) は次のように述べた。

「雇用主が 18 歳未満の労働者を雇用することは、法律で禁じられているが、ジェンダー・労働・社会開発省（MGLSD）が公布した法定命令では、学業の妨げにならないことを条件に、14 歳～18 歳の児童雇用を許可しており、13 歳の子供は『軽労働』の就業を許される。12 歳未満の子供はいかなる企業または職場における雇用も禁じられており、児童は授業時間帯に就業することを禁じられる。しかし、児童労働は特に非公式部門ではよく見られた。

「多数の子供が学校に行かず、家計を賄うため、或いは不在または病気の親の仕事を行うために、農業または家事労働に従事した。これは、国内全域でよく見られる状況である。孤児が多いだけに、特に問題が深刻であった。統計局の 6 月の推計によれば、5 歳から 17 歳の子供のうち、児童労働に参加する子供は、少女 798,451 人を含め、176 万人（17%）を超えるということだった。

「都市部では、子供は路上で小物を販売したり、店で働いたり、金銭を無心したり、商業的性産業に関与したりした。石切場、牧牛、レンガ造りの他、紅茶葉、コーヒー、サトウキビ、バニラ、タバコ及び米の商業栽培にも子供が雇われていた。MGLSD は、最悪の形態の児童労働[原文通り]が新たに発生したと報告した。これには国境を越えた密輸等の、違法行為に関わる子供が含まれた。政府高官は、非公式部門における子供の搾取を特に懸念しており、調査が難しいと述べた。調査の結果、子供が自作農、家事使用人及び売春婦として働いていることがわかった。

「国際労働機関（ILO）と Federation of Uganda Employers は、漁業及びタバコ産業における児童労働に関する 2008 年 1 月の実地調査を後援した。この調査の結果、サンプリング対象児童 291 人の大多数が長時間労働に就いていること、及び 71%が危険な仕事に就いていることが判明した。漁業に携わる子供のうち 31%は、夜間労働者で、全員が水系感染症、疲労、HIV/エイズへの高い感染リスク及び怪我を抱えていた。タバコ農場の子供は、長時間労働に従事しており、タバコ生産の多忙期には学校を休んでいた。また、危険化学物質、煤煙、及び粉塵の中で働いていた。

「児童労働に関する法律及び政策の執行担当機関には、National Council of Children、警察の児童・家族保護局、労働裁判所及び MGLSD などがあるが、財政的制約が原因で活動が制限された。MGLSD は引き続き、最悪の形態の児童労働に就業する子供や他の対象集団向けに、社会奉仕を行った他、職員、地元指導者、及び県の労働調査官の訓練も実施した。MGLSD の県労働担当官 60 人から、県レベルの児童労働問題が報告された。政府は National Steering Committee on Child Labor を介して、児童労働を撲滅する活動を調整した。この委員会には、MGLSD、教育スポーツ省、地方自治体省、Federation of Uganda Employers、National Organization

of Trade Unions、NGO の代表、ジャーナリスト及び学界関係者が参加した。しかし、資金不測と不十分な後方支援が原因で、県労働担当官は 2004 年以降、児童労働調査を行わなかった。

「政府は、児童労働問題に関する国民の啓蒙に向けて、児童労働に対する啓発ワークショップを複数発足させ、印刷情報を配布した他、ラジオやテレビ討論を後援した。政府は、ILO、諸外国、及び子供の教育と地域社会への再統合を含め、児童労働撲滅イニシアティブに従事する NGO とも協力した。人権 NGO は引き続き、子供を有害な労働状況から救い出すプログラムを実施した。」 [30b]

養育と保護

政府の援助

21.19 国連は、経済社会理事会が公表した 2009 年 7 月 13 日付けの国別プログラム案、ウガンダ編の中で、次のように述べた。

「ウガンダは、包括的な社会的保護が不十分であるが、人道的アプローチから統合制度の重視に移行したことにより、児童保護制度が確立され、制定法及び地域社会構造が国の支持する模範モデルになった。このモデルは、23 の主要県内の半数の副郡で実施された。プログラムは、虐待、暴力または搾取を経験した脆弱な立場に置かれた子供 88,000 人(55%が女子)に支援を提供した。200,000 人の子供が生活技能を教わり、搾取労働や危険労働に従事していた 1,489 人の子供が家族の元に戻された。政府はさらに、7,000 人を超えるジェンダーに基づく暴力の被害者(90%が女性)に支援を提供した他、神の抵抗軍の正規兵になっていた子供 2,639 人を家族と再会させた。出生登録は、司法、法及び秩序に関する部門拡張アプローチ (SWAP) に統合され、この結果 130 万人の出生が登録された。

「重点地区では、国内及び国際基準及び規範に準ずるサービス及び保護措置を保証する意図で、裁判所は、法に触れた青少年全員に対し、子供に優しいジェンダー配慮型手続きを、国の模範となるような方法で適用している。国レベルでは、出生登録がなされ出生証明書を発行された 5 歳以下の青少年の割合が、21%から 80%に上昇した。重点地区では、児童保護サービス、児童の能力及び児童に関する法規制に改善が見られ、搾取、暴力及び虐待に苦しむ、若しくはそのリスクが高い青少年に対する十分かつジェンダーに適切な養育並びに保護を確保する意図で、国の児童保護制度に組み込まれた。」 [66d]

NGO 支援

21.20 国連の国別プログラム案はさらに、「UNICEF は人道的対応期間を通じて、ウガンダ北部地域における政府、国連機関及び 100 を越える非政府系パートナーとの連携を成功させ、水と衛生と衛生教育(WASH)、及び教育に従事する人道集団、並びに、児童保護に従事する人道小集団との連携を実現した。」 [66d]

[66d]における完全な国連報告書は[ここ](#)からアクセスできる。人権イニシアティブ基金 (FHRI) の報告書、ウガンダにおける[少年司法](#)はまた、追加的な有用情報を提供した。 [22a]

[Save the Children](#) も、子供の保護問題を支援するために、ウガンダで活動している。 [15a]

教育

21.21 2010 年 3 月 11 日に公表された、米国国務省の人権状況に関する国別報告書(USSD Report 2009)、ウガンダ編は次のように述べた。

「議会は 2008 年 8 月に、特に不遇な学生に対する 7 年間の初等教育または高等教育について、授業料免除の義務教育を規定する法律を可決した。不遇な学生以外は依然として、学用品代を支払わなければならない、学校によっては運用コストも支払わされた。学費を支払う経済的余裕のない親が多かった。初等教育を修了する可能性は男子の方が高かった。子供が修了する最高学年は、初等教育の 4 年であった。」 [30b] (子供のセクション)

健康

21.22 [Save the Children](#) は、2011 年 3 月 24 日にアクセスした、[今いる場所：ウガンダのウェブページ](#)において次のように述べた。

「ウガンダの健康指標は、亜サハラアフリカ人の中で最低である。国内避難民としてキャンプ生活を送る国民 150 万人のうち、80%は女性と子供で、清潔な水や保険医療及び教育サービスを利用することができない状態にある。

「ウガンダの家庭及び地域社会は、保健医療、教育及び他の基本的サービスを受けることができず、幼児は年齢不相応の苦しみを受けている。ウガンダは HIV /エイズ撲滅の闘いについて賞賛されたが、この感染症はこれを圧倒し、ウガンダは、世界で最も HIV /エイズ孤児の比率が高い国になってしまった。ウガンダ北部地域で発生した紛争は 20 年目を迎えて

おり、これまでに 180 万人を超える人々が避難民となっており、これによって 60,000 人を超える子供が拉致されている。」 [15a]

母子の健康は女性のセクション、HIV/エイズ感染者に関する統計資料で扱われる。精神衛生問題に関しては精神衛生を参照のこと。

22. 人身売買

このセクションは、セクション 20：女性とセクション 21：子供と関連付けて読むとよい。

2010 年 3 月 11 日に公表された、米国国務省の人権状況に関する国別報告書(USSD Report 2009)、ウガンダ編によれば、

「人身売買は問題であり、男女及び子供が国内外に人身売買された複数の報告が提示された。Museveni 大統領は [2009 年] 10 月 1 日に、被害者の保護と人身売買業者の起訴を意図する、2007 人身売買禁止法案に署名した。同法では、人身売買に対し 15 年以下の禁固刑を定めており、再犯は終身刑になる。子供の人身売買は死刑である。人身売買被害者の勤労奉仕契約は、禁固 10 年になる。

「人身売買は、労働力、商業的性的搾取、及び犯罪行為を目的に主として国内で取引きされたが、中国人その他のアジア人労働者をウガンダに連れて来る取引もあった。労働目的で、パキスタン、エジプト、トルコ、アラブ首長国連合、サウジアラビア及びイラクから子供を買い付けた取引が複数報告された。

「出入国審査官及び警察職員の報告によれば、人身売買業者は現在も、法的手段を利用して、違法目的のために子供を国外に連れ出しているということであった。伝えられるところによれば、一部の NGO は子供の居場所を突き止め、人身売買された子供も、教育を受け、より良い生活を送るべきだと家族を説得したということである。その後、ある送り先国在住者が、観光ビザでウガンダに入国し、通常は家族の許可を得た上で裁判所を通じて後見命令を取得した。治安判事は保護後見人の主張に応じて、旅券事務所に子供の旅券を発行するよう要求する。少年 2 人が南アフリカに売られた 2008 年の事例では、出入国審査官は、一方の少年が移植目的で腎臓を摘出され、その後に死亡したことを知った。出入国審査官は、この現状を調査し、内務省及び司法省に勧告を行う意図で、タスクフォースを組織した。」 [30b]

22.02 米国国務省は、2010年6月14日に公表された、2009年の出来事を網羅する人身売買報告書2010の中で次のように述べた。

「ウガンダ政府は人身売買撲滅のための最低基準を完全には遵守しなかったが、遵守すべく著しく努力している。2009年を通じて、人身売買犯罪調査に対する政府の努力には向上が見られたが、人身売買犯罪の訴追及び人身売買犯罪者の処罰に進歩は見られなかった。

「2009年におけるウガンダ政府の人身売買防止法の施行努力は、訴追または有罪判決が全く報告されなかった2008年から全般的に向上し、2009年は、3権の訴追と1件の有罪判決が報告された。報告期間を通じて、ウガンダ警察（UPF）の子供・家族保護局（CFPU）は人身売買容疑事件を多数捜査したが、裁判所は未済事件を裁判手続きに移行しなかった。2009年報告書で報告された調査は、2009年を通じて実効的訴追に至らなかった。警察も検察局も人身売買犯罪の調査記録、訴追規則または有罪判決記録を保管していなかったため、特殊な事件に関する包括的な統計資料も情報を提示することができなかった。2009年10月に大統領は、2008年人身売買防止法に署名し、官報の中でこれを公表した。しかし、刑法の改正は行われず、新しい法律は反映されなかった。司法長官も、新設法を有効化する必須手続きである警察機関への正式な通知をおこなわなかった。この法律は、禁固15年から終身刑という、十分に厳格で、他の重罪に定められている刑罰に匹敵する刑罰を規定している。この法律はまだ有効でなかったため、2009年を通じて、人身売買犯罪容疑は引き続き売春斡旋禁止法、不純行為禁止法、誘拐防止法等の他の制定法の下に告発された。例えば、Kampala裁判所は2009年2月に少女3人を拉致し、スーダン南部で家事使用人と奉公させた事件に対し、ウガンダ人女性に禁固4年を言い渡した。Mbale裁判所は2009年に子供4人を誘拐し、強制労働目的にケニアに連れ去った容疑について、ウガンダ人女性2人を誘拐罪で告訴した。UPFは、警察学校の基礎訓練プログラムに人身売買の初期対応一日講座を導入した。2009年4月までに、CFPUは警官150人に対しこの訓練を実施した。

「ウガンダは、特に強制労働[及び強制売春]目的で人身売買された男性、女性及び子供の供給国であり、受入国である。ウガンダ人の子供は商業的性的搾取目的に加え、漁業、農業及び家事労働部門で、国内強制労働という条件で搾取されている。同じ目的で、東アフリカ及び欧州諸国に売られる子供もいる。Karamojong族の女性と子供は特に無給家事労働、商業的性的搾取、牧畜及び物乞いに従事させられることが多い。Kampala県の保障会社及び職業紹介所はウガンダ人を求人採用し、警備員や家事使用人としてイラクで働かせるために国外に派遣しているが、強制労働力を確保及び維持する手段として、渡航書類や給与が現地で差し押さえられた事例があった。2009年にイラクから強制送還された労働目的の人身売買被害者は、過酷な労働条件、物理的および性的虐待、食事を与えられなかったこと、また、雇用主の住居への監禁などを報告した。

「パキスタン人、インド人、および他のアジア人出稼ぎ労働者は、ウガンダで強制労働に就かされる他、南アジア諸国の子供が南アジア系犯罪ネットワークによって、商業的性的搾取目的にウガンダに送られることもある。コンゴ民主共和国（DRC）、ルワンダ、ブルンジ、ケニア、タンザニア及びスーダンの子供は、ウガンダで農業労働者[原文通り]や商業的性的搾取の対象にされている。神の抵抗軍（LRA）は 2006 年 8 月まで、ウガンダ北部地域の子供及び成人男女を拉致し、兵士、性的奴隷及びポーターとして奉仕させた。2006 年以降は、ウガンダにおける LRA の攻撃は発生しなかったが、現在これらの子供の一部は、DRC、中央アフリカ共和国、及びスーダン南部を拠点とする LRA 分子に捕われたままになっている。

「ウガンダ政府は報告期間を通じて、子供の被害者をあまり手厚く保護しなかった。政府はハイリスクグループを系統的に特定するための手続きの策定または実施をしなかった。この結果、潜在的被害者が移民又は売春防止違反で訴追されることがある。ウガンダ政府は、十分な直接援助を提供するための資源が乏しいことを理由に、身元を確認した被害者を場当たりに NGO に委託することが多かった。2009 年を通じて UPF は、人身売買の被害者児童 12 人の身元を確認した上で、Kampala 県を拠点とする国内 NGO の避難施設に委託した。同じ NGO との協定である UPF の覚書では、人身売買被害者に法的扶助、医療及び心理的支援業務、及び家族の捜索業務を提供するために、NGO のソーシャルワーカーを 3 箇所の警察署に在留させることを認めている。UPF はケニア当局と協力して、子供の被害者 4 人をウガンダに帰還させた。ジェンダー・労働・社会開発省（MGLSD）省は、その後も、Kampala 県の路上から Karamojong 族の人身売買が発生し得る状況を排除する努力を続け、300 人を GLSD が Karamoja 地方で運営する 2 箇所の避難施設に移送した。ここでも、食事の提供、治療、カウンセリング及び家族捜索を行っている。同省は、Kampala 県でストリートチルドレンの初期面談を行うための施設も運営していた。しかし、成人の人身売買被害者のための、政府が出資または運営する同様の施設はなかった。Gulu 県にあるウガンダ軍の児童保護局は、2009 年に LRA に捕われていた子供 66 人を受け入れ、取り戻す手続きを行った上で、NGO が運営する社会復帰センターに移送した。政府は、再定住のための食糧以外の基本的な生活必需品を子供 1 人 1 人に供給した.....[30c]

女性、子供及び民族グループも参照のこと。

22.03 同じ出典資料は続いて次のように述べた。

「政府は 2009 年半ばに、IOM、イラク政府及び米国政府と協力して、ウガンダ人女性 14 人をイラクから強制送還するために、渡航書類を発行した。警察署副署長を長とする 15 人

構成の省庁間委員会 **Special Task Force for the Elimination of Human Sacrifice and Trafficking** は、イラクで発生した別件のウガンダ人少女 3 人の強制送還に協力した。ウガンダの現行法では、外国人の人身売買被害者に対する援助は規定されていないため、出入国審査官は、人身売買被害者の立場に関係なく、移民法に違反する個人を出国させる義務がある。しかし、内務省は 2009 年に、調査に協力させる意図で、事例に応じてパキスタン人被害者がウガンダに残留することを許可した。新しい人身売買防止法効力を生じれば効力を生じれば、その時点から、外国人被害者の保護に関する現在の法的制限の多くが是正されることになる。政府の報告によれば、人身売買被害者に売買業者の証人になることを奨励する方針であったが、2009 年を通じてこれを実行した被害者は 1 人もいなかったということである。

「政府は強制労働や強制的行為に対する需要を軽減する努力をしなかった。政府は、和平交渉任務での海外派遣に先立ち、ウガンダ治安部隊に人身売買防止訓練を実施した。ウガンダは、2000 年の UN TIP 議定書の締約国ではない。 [30c]

セクション 20：女性、及びセクション 8：治安部隊～軍隊は、上記と関連付けて見ると参考になる。

22.04 同出典によれば、

「2009 年を通じて **International Organization on Migration (IOM)** は、地元ウガンダ企業がイラクで家事使用人として働かせるために採用したウガンダ人女性 13 人を帰還させた。一部の女性は、働いていたイラク人家庭で性的嫌がらせを含む虐待を受けたと報告した。ウガンダ当局は 7 月に、女性を採用した地元の対外職業紹介所の **Uganda Veterans Development Ltd** に事情聴取を行った。この企業に対する具体的な制裁措置は取られなかったが、政府は、外国で家事使用人として働くウガンダ人女性を募集する業務を差し止めた。

「警察の **Anti-Human Sacrifice and Trafficking in Persons Task Force** によれば、雇用主に旅券を没収され、2008 年にイラクに残されたウガンダ人少女 4 人が本国に送還され、家族との再会を果たした。2009 年末時点で、依然として調査中であった。

「政府は NGO と協力して、人身売買の危険が高い個人の特定、及びこれらの個人に対する支援を実施した。しかし政府は、内務相から訴追に協力するための残留許可が出ない場合は、外国籍被害者を出国させた。UPDF は各県に児童保護局を設置しており、政府機関と共に NGO と協力して、LRA に拉致された数千人を社会復帰させる努力を続けた。

「警察は 1 月に、人身売買及び増え続ける儀式殺人を抑制する意図で、国、地域及び県レ

ベルに人身御供と人身売買に対する調査特別委員会および調査班を設立した。

「国家警察は引き続き、子供・家族保護局を介して、地元警察署員を対象とした、人身売買被害者の身元確認及び取引防止を含む、女性及び子供の権利に関する訓練を行わせた。国家警察はまた、特に Kampala 県の子供その他の人身売買被害者を助けるために、国内 NGO の Uganda Development Youth Link がソーシャルワーカーを署内に配置することを許可した。ローカル NGO ウガンダの開発の青年リンクを許可した。」 [30c]

国内の人身売買

22.05 米国国務省の 2010 年 3 月 11 日に公表された、人権状況国別報告書 2009、ウガンダ編は次のように述べた。

「国内人身売買の被害者は危険な労働条件に晒され、商業的な性的被害者は身体的な虐待と性感染症の危険に晒された。都市部での商業的な性的被害者は、小さな農村部の出身者が多かった。NGO によると、女性や少女達は、国内の他地域での就職斡旋を装った仲買人に喜んでついて行き、労働や性的目的に使われてしまう事が多い。また、NGO は売買人のネットワークの事実をつかみ、売買人が見込み客へ被害者を移動手配し、事前に自分の給与を交渉して、被害者の月給の一部を受け取っていた事を把握した。国際労働機構(ILO)児童労働排除のための国際プログラムが実施した 2007 年調査では、女性と少女達は、およそ 5 千～3 万シリング (2.60 ドル～15.60 ドル) で売買され、家内労働に使われている可能性がある」と報告されている。労働と商業的な性的搾取のための子どもの売買の場合、売春あつせん業者、職業安定所、教会、運送業者、NGO、漁師、知り合いなどが子どもを誘い出し、仲買人が宿泊先や渡航書類などの移動手段を手配した。

ジェンダー・労働・社会開発省(MGLSD)が、子どもの人身売買問題の担当局であり、国家警察部隊が人身売買関連の犯罪捜査を担い、法務省と公訴局が事件を起訴する。

「年内に政府は人身売買の容疑者を逮捕し、国際人身売買捜査に協力して、外国で人身売買に関与した疑いの市民を引き渡した。」 [30b]

23. 医療問題

治療及び医薬品の可用性に関する概観

23.01 保健省のオンライン、Republic of Uganda が 2010 健康部門支援プログラム (HSSP) 案 III の中で述べたところでは、

「ウガンダにおける医療サービスの提供は、官民部門とウガンダ政府の協力の下に[原文通り]実施されている。GoU は現在、2242 軒の保健センターと 59 軒の病院を所有している。一方、『Private Not for Profit (PNFP)』は 613 軒の診療所と 46 軒の病院を所有する。『Private Health Providers』(PHP) は 269 軒の保健センターと 8 軒の病院を所有する。健康部門を運営するリソースエンベロープが限られているため、官民部門向けにあらゆる保険医療レベルにおける最低限の医療サービス統合対策が策定され、医療サービスはこの統合対策に基づいて実施されている。HSSP III の実施期間を通じて、全ウガンダ国民が基礎的な保健医療サービス統合対策を平等に利用できるようにするための構造を設定していく意向である。

「ウガンダの公衆衛生サービスは、[保健センター (Health Centres)] HC II、HC III、HC IV、総合病院、Regional Referral Hospital (RRH) 及び National Referral Hospital (NRH) を介して提供される。医療サービスの実施範囲は、看護レベルによって様々に異なる。公衆医療施設はいずれも、2001 年に利用者支払制度を廃止し、現在は治療、予防、リハビリ及び健康増進に関する医療サービスを無償で行っている。しかし、公立病院の民間部門では公共医療施設における利用者支払制度が残っている。

23.02 保健省はまた次のように述べた。

「ウガンダでは、健康増進、医療サービスの提供、地域社会の参加及び医療サービスの利用機会と活用における権利拡大を促進する、村民保健チーム (VHT) ネットワークが設立された。VHT は現在、保健医療の促進と提供に重要な役割を果たしているが、VHT の活動範囲はまだ限られている。VHT は、ウガンダ全県の 75% に設立されたが、31% の県では全村落において VHT の訓練を実施した。VHT は主に給与の低さが原因で人員削減が進んでいる。

「村民保健チームは以下を担う。

- 「コミュニティの健康ニーズの特定と適切な措置の実施。
- 「コミュニティ資源の動員と村民の健康に必要なあらゆる資源の利用の監視
- 「予防接種、マラリア制圧、公衆衛生、健康増進に向けた行動等の、保健介入に向けたコミュニティの動員、世帯員とその健康状態の登録一覧の維持管理

- 「出生及び死亡届けの維持管理
- 「コミュニティと正規の医療従事者間を結びつける第 1 の連携役になること。
- 「マラリア、下痢症及び肺炎などの、子供によく見られる疾病のコミュニティベースの管理、及び有効な保健関連製品の随時配布。[57a] (p5)

23.03 同出典によると、

「総合病院は、予防、健康増進、周産期治療及び入院患者に向けた医療サービス、手術、輸血、衛生試験業務及び医学画像業務を行う。総合病院は、職員研修、相談及びコミュニティレベルの保健医療プログラムを支援する戦略調査も行う。

「RRH [Regional Referral Hospital]は、精神科、耳鼻咽喉科(ENT)、眼科、高度な外科手術及び医療サービス、臨床支援サービス(臨床実験、医療画像及び病理学)等の、専門家による臨床サービスを提供する。この施設は教育及び研究にも関わる。これは総合病院が提供するサービスも行う。

「NRH[National Referral Hospital]は包括的な専門サービスを提供すると共に、健康リサーチや教育にも関与する他、総合病院及び RRH が提供するサービスも行う。

「NRH が医療看護に当たる人数は 3000 万人で、RRH は 200 万人、一方総合病院は 500,000 人の患者を扱っている。病院施設はそれぞれ下位レベルの病院を監督し、Community Health Department (CHD) を通じて地域社会との結びつきを維持している。現在、公立病院は 56 軒、NRHS は 2 軒、RRH は 11 軒、総合病院は 43 軒である。この他に、Private Not for Profit (PNFP) が 42 軒、Private Health Providers(PHP)が 4 軒ある。どのレベルの病院も、資金不足で運営が制限されている。」 [57a] (p3-4)

22.04 民間部門の保健医療実施システムについて、同じ出典資料は以下のように述べた。

「民間部門は、ウガンダにおける保健医療サービスの提供に重要な役割を果たしており、報告された患者数のおよそ 50%を網羅する。民間医療システムは、Private Not for Profit (PNFP)、Private Health Practitioners (PHP 及び Traditional and Complementary Medicine Practitioners(TCMP)で構成され、各下位部門の健康アウトプット全体への貢献度にはかなりのばらつきがある。PNFP 部門はより構造的で、相対的に農村地域でよく見られる。PHP は

急速に増えており、大半が都市部に集中している。TCMP は農村地域と都市部の両方にあるが、提供するサービスは同じではなく、農村地域の従来慣行から、都市部に多い輸入医薬品まで様々である。GoU は少数の民間病院を含む PNFP と PNFP 研修機関に助成金を支給しており、GoU が民間部門の重要性を認識していることがわかる。

「Private Not for Profit の下位部門 (PNFPs)

「PNFP の下位部門は、Facility-Based PNFPs (FB - PNFPs) と Non-Facility Based PNFPs (NFB - PNFPs) の 2 つのカテゴリに分かれている。FB - PNFPs は、治療及び予防サービスを提供するのに対し、NFB - PNFPs は、主として予防、苦痛緩和及びリハビリサービスを提供する。FB-PNFPs は民間病院全体の 41%、下位レベルの医療施設全体の 22% を占めており、特に農村地域の公立医療施設を補完する。数年にわたる施設の数及び範囲の拡大を経て、この下位部門は現在、提供するサービスの強化統合段階を目指している。PNFPs は保健部門及び病院の他に、現在医療訓練機関の 70% を運営している。FB-PNFPs の 75% 以上が、Uganda Catholic Medical Bureau(UCMB)、Uganda Protestant Medical Bureau(UPMB)、Uganda Orthodox Medical Bureau(UNOB)、及び Uganda Muslim Medical Bureau(UMMB) の 4 つの傘下で成り立っている。」 [57a]

23.05 また、保健医療に関しては、The Guardian のオンラインが 2009 年 4 月 8 日に、ウガンダの保健医療システムの説明という記事の中で次のように述べている。

「農村地域の住民が最初に訪れるのは、コミュニティの医薬品配布業者または村民保健チーム (VHT) のメンバーのいずれかである。村落にはボランティアを常駐させることになっているが、不在であるか、マラリア等の疾病に必要な基礎医薬品を持っていない場合が多い。[しかし]Katina では、African Medical Research Foundation Katine (AMREF) プロジェクトが、訓練及びメンバーへの自転車の提供という方法で VHT 構造を再活性化した。依然として医薬品はないが、患者への助言及び保健センターの紹介は可能である。

「ウガンダ政府の医療政策によれば、どの教区にもこの[保健センターII]のいずれか 1 つが設置されていることになっている。第II保健センターという施設は、マラリアのようなよくある疾病の治療が可能でなければならない。この施設は登録看護婦が中心となり、助産婦 1 人、准看護師 2 人、及び衛生助手 1 人の協力の下に運営されることになっている。この施設は、一般的疾病の治療及び妊婦管理を実施する外来診療所を運営する。

「第III保健センターは、ウガンダの全副郡に設置されることになっている。このセンターは職員数が 18 人と定められており、責任者は上級准医師で、外来総合診療所及び産婦人科

病棟を運営する。この施設は実験検査室の機能がなければならない。

「第IV保健センター：このレベルの保健医療施設は、郡または議員選挙区に提供される。[例えば]Tiriri 貿易センターから少し外れた場所にある Tiriri 第IV保健センターは、Soroti 郡を構成する 7 つの副郡を扱う重要な施設である。第IV保健センターは小型病院である。この施設は第III保健センターで見られる類のサービスを提供することになっているが、男性病棟、女性病棟及び小児病棟が設置され、患者の入院設備がなければならない。この施設には、上級医師 1 人の他に医師が常駐し、緊急手術を行う手術室がなければならない。Tiriri 保健センターの病床数は 34 で、多い時は 100 人ももの外来患者を診察するが、医師はいない。この施設は准医師 2 人で運営されている。この施設には手術室はあるが、水、電気その他の小型設備がないために使用されていない。

「理想的には、どの県にも、第IV保健センターが提供するすべての保健医療サービスを備えた病院 1 軒と、精神科及び歯科等の複数の専門診療所及び相談医があることが望ましい。Soroti 町にある Soroti 県立病院も Regional Referral Hospital の 1 つである。ここでは Teso 地方及び Karamoja 地方を担当している。つまり、他の県立病院から患者を委託されている。保健医療施設の最高位にあるのは、首都 Kampala の Mulago にある National Referral Hospital である。この病院は、最も優秀な医師に出会うことができる場所である。こうした医師は、公立病院の安い給与を補充するために、民間診療所の非常勤医師を務めていることが多い。」 [8a]

23.06 保健省の見解によれば、「ウガンダの一般世帯の 72%は、医療施設（公立系または PNF）から 5km 圏内に居住しているが、インフラの不足、医薬品その他の医療器具の不足、公立部門における人材不足、安い給与、医療施設における入院設備の不足、及び高度医療サービスの提供を受ける機会を制約するその他の要因によって、利用頻度は限られている。」 [57a]

23.07 The Guardian のオンラインは、2009 年 4 月 8 日に、ウガンダの保健医療システムの説明という記事の中で次のように述べた。「ウガンダの保健医療システムは紹介制を基本に機能している。例えば、第 II レベル施設が患者を扱えない場合は、この患者を次のレベルに委託する。公立医療施設は本来無償であるが、医療従事者は多くの場合、診療の対価として、差し迫った患者から金を巻き上げている。医療施設には基礎医薬品が常備されていないことが多く、患者は薬局または他の薬売りから改めて購入しなければならない。」 [8a]

23.08 保健省(MoH)が続けて述べたところでは、

「MoH は、ウガンダにおける疾病負担の 75%は、衛生状態の改善、子供の死病の予防接種、良い栄養状態、及びコンドームやマラリア向けに殺虫剤処理した蚊帳（ITN）の使用等の措置により、予防可能であることを認めている。健康増進と健康教育、その他の健康に関するソーシャルマーケティング戦略は、疾病予防、保健医療サービスの理解と利用、受診及び紹介を促進する。医療サービスの提供及び促進の他の行動要素には、メディア、市民団体組織（CSO）及び村民保健チームの(VHT)等のコミュニティ組織などがある。[57a]

23.09 同出典は続いて次のように述べた。

「従来の医療従事者と補完医療従事者（TCMP）

「ウガンダ人口のおよそ 60%は、正式な医療部門を訪れる前に、TCMP（漢方医、伝統的な接骨医、従来の助産婦、水療法士方、心霊術者および従来の歯科医など）の診察を受けようとする。TCMP は、提供される医療サービスに一貫性がなく、かなり差はあるが、都市部と農村地域の両方で利用可能である。伝統的な医療施術者の多くはこれに属さない。TCMP の大半は、官民の医療従事者と機能的関連性を持たない。これは、紹介の遅延、様々に異なる病状、手術条件及び出産関連の状態の不十分な管理、及び高い罹患率と死亡率という結果をもたらす。最近では、漢方医学及びアユルベーダ医療等の外国の従来のまたは補完医療従事者が見られるようになった。TCMP に関する規制法案及び政策枠組みは、議会の承認を待っているところで、TCMP と他の医療部門との機能的な関連性を確立するためにも、これは不可欠である。

23.10 ウガンダの保健省は続いて次のように述べた。

「[医薬品の]調達の遅れ、医療施設による誤った量指定と発注の遅れ、並びに記録保管の不足は管理経営問題の 1 つであり、公共部門における医薬品の不足及び無駄遣いに寄与している...民間部門の医薬品は、公共部門の調達コストの 3 倍から 5 倍以上高いため、国民の多くにとって、民間部門の医薬品は手の届かない存在であり、これが一般家庭の医薬品利用を妨げる障害になっている。別の研究が示すところでは、重要な医薬品を備えているのは公共医療施設の 45.7%だけであった。宗教団体系の施設では状況はこれよりよく、57.5%で、民間施設は 56.3%となっている。

「民間部門は規制が不十分で、病院及び診療所、小売薬局の他、合法及び違法薬局で構成される。未熟な職員による処方と販売による医薬品の不合理な利用が広まっている。薬局職員の求人努力は様々なレベルで行われているが、深刻な人材不足は拡大し続けている。Uganda Pharmacy Council の登録薬剤師はわずか 368 人である。薬剤師及び販売員の育成施

設は増えているが、官民部門の需要を満たすだけの成果はまだ出ていない。ウガンダでは医薬品業界は新興分野であり、生産量は設備容量よりかなり少なく制限されている。このため、医薬品全体の約 90%が輸入品で、このうちほぼ 95%は後発医薬品である。偽造製品の市販問題は深刻化しており、差し迫った対応が必要である。[57a]

セクション 11：刑務所その他の拘禁施設の状況は、拘禁施設における医療の利用可能性について述べた上記、及び赤十字国際委員会 (ICRC) の意見と関連付けて参照すると参考になる。

薬剤/医薬品

23.11 ウガンダ共和国の保健省は、2011 年 1 月に最終更新された、医薬品の在庫状況に関する報告書を提供した。[57b]

23.12 [National Drug Authority](#)はそのウェブサイト上の検索エンジンを通じて、2011 年 3 月 3 日に最終更新された、特定の薬剤の利用可能性について情報を提供した。このリンクを使って、2010 年 12 月付けの全国[登録薬局](#)一覧を見ることがもできる。[65a]

保健医療の一般的な情報については、ウガンダの事業活動：2010 年国別報告書の[健康](#)のセクションを参照。また、この資料は他の有用なリンクへのアクセスも提供する。[82a]

HIV/エイズ-抗レトロウイルス治療

23.13 2010 年 3 月 11 日に公表された、米国内務省の人権状況に関する国別報告書 2009、(USSD 報告書 2009) ウガンダ編によれば、一部の HIV/エイズ感染者は、HIV/エイズ感染者であるための差別が障害になって、治療や支援を受けることができなかった。[30b]

23.14 保健省のオンライン、ウガンダ共和国は、保健部門支援プログラム (HSSP) 案 III 案という報告の中で、次のように述べた。

「Uganda Aids Commission (UAC) は、GoU[政府]に代わって、節制、貞節及びコンドームの使用に重点を置いた情報伝達と教育(IEC)、及びコミュニティの動員キャンペーンを引き続き実施した。その結果、HIV/エイズに対する意識が高く維持された。2008 年に実施された MOT[原文通り]の調査によると、2007 年に発生した新規感染は 130,000 件であった。新規感染症例 18%は、母子感染(MTCT)であったのに対し、新規感染症例の大半は異性間性交渉が原因であった。新規感染症例の 43%は長期間の人間関係によるものであったため、カ

ップル間及び商業的セックスワーカー(CSW)等の他のハイリスクグループの HIV 予防をより重視することが必要である。HSSP II で設定された一部の目標は達成されなかった。例えば、HSSP II の目標 3%に対し、2008 年の HIV 推定有病率は 6.7%であった。また ANC[妊婦検診]の受診女性の HIV 有病率については目標 4.4%に対し 7.7%であった。さらに、第 III Health Centre(HC) の HIV カウンセリング・検査(HCT)の実施については、目標 100%に対し、わずか 50%であった。

「2008/09 年の一部の目標は達成された。例えば、第 III HC の母子感染予防(PMTCT) サービス実施については、目標 50%に対し 90%を達成した。第 IV HC も、75%が抗レトロウイルス療法(ART)を取り入れた包括的 HIV/エイズ管理を実施した。

「HIV/エイズは、死亡全体の 20%を占めており、成人の死亡原因の一位である。ウガンダの ART を必要とする HIV 陽性者 (PLHIV) 総数は 373,836 人 (2008 年 9 月時点) であったが、ART を受けていたのはわずか 160,000 人 (52%) であった。2009 年 9 月時点では、200,213 人の患者が ARV を受けており、このうち 8.5%は子供であった。」 [57a]

23.15 世界保健機関は、2009 年 9 月 30 日に公表した報告書、*普遍的アクセスを目指して：保健分野における HIV/エイズ介入の規模拡大を最優先事項に*の中で、次のように述べた。「男性の亀頭包皮切除が他の性感染症を防ぐことを示す証拠が増えている。ウガンダで実施された調査研究の結論によれば、男性の亀頭包皮切除によって、HSV-2 の発症及びヒト・パピローマウイルス感染症有病率が大幅に軽減したということである。」 [56a]

癌治療

23.16 The Monitor が 2010 年 9 月 2 日に公表した記事、*癌の危機は地域レベルで予防できる*の中で、Uganda Cancer Institute の所長 Dr Jackson Orem は次のように述べた。「[世界保健機関の]推定では、国内の癌患者は今後 5 年以内に常時 60,000 人になるということだ。癌治療施設に新たな予算が投じられないことを考えると、これは憂慮すべきことである。癌患者の 85%は、専門的ケアが受けられない農村地域住民である。現在、Uganda Cancer Institute で治療を受けている者は癌患者の 4%で、これは 96%の患者が治療を受けずに死ぬということである。

「最近の癌疾患の増加をもたらした要因としては、肺癌の原因になる喫煙や、肝臓癌の原因になるアルコール摂取等の生活様式の変化が挙げられる。ウイルス感染症も癌疾患の台頭に大きく寄与した。これらの要因は、環境の変化と相俟って、特に子供のホジキンリンパ腫、バーキットリンパ腫及び白血病等の癌の原因になっている。

「ウガンダでは癌による死亡率が高く、これは、医療サービスを受ける機会が少ないことを反映する、診断及び治療の遅れに起因する。また、知識が不十分なために、患者は資格のある医療従事者の診察を受ける前にまず旧式の医療施術者に相談する。

「さらに、医学訓練が感染症に傾注しているため、癌は後から思いつく存在であり、これも診断の遅延を招く要因になっている。この状況は国内の癌治療費が高額であることによって悪化している。現在の癌疾患の増加の 60%は、HIV 感染に直接起因する可能性があるが、癌は Grobal Fund や PEPFAR 等の HIV 基金では考慮されない。このため、癌疾患は、女性、子供及び HIV 感染者当の脆弱な集団に悪影響を及ぼす、保健医療の不平等の例である。これに対し、エリート階級は外国で治療を受ける者が多い。

「ウガンダ及び他のアフリカ諸国は、不十分な政策及び資金不足が主な理由で癌撲滅の準備ができていない。現在、ウガンダでは癌問題への関心が高まりつつあるが、明確な指針及び戦略は存在しない。包括的な国家癌抑制プログラムに組み込まれた有効なアプローチを用いた、多様な利害関係者の参加枠組みが必要である。これは、癌予防を重視するようになってから、WHO 及び全コミュニティで助言されていることである。」 [9a]

23.17 Uganda Programme on Cancer and Infectious Diseases (UPCID) は 2010 年 9 月 21 日に閲覧した掲載資料(日付不明)の中で、次のように強調した。「ウガンダでは、最もよく見られる癌疾患 10 のうち 6 まだが、感染病に起因する。Uganda Programme on Cancer and Infectious Diseases (UPCID) は、感染病から併発したこれらの癌の病因学、生物学、並びに治療と予防を研究している。」 [58a]

23.18 Soul Beat Africa は掲載記事、マンモグラフィー検診車：2008 年より始動(日付不明)の中で次のように述べた。「マンモグラフィー検診車プロジェクトは、ウガンダでは病院で診療を受けられない人々や、レントゲン代を払えない人々に、マンモグラフィー及び乳癌への意識を植え付けている。このプロジェクトは、米国の Yale-New Haven の医師とウガンダの Mulago 病院の医学生が発足させたもので、主催者によれば、35 フィートのマンモグラフィー検診車はアフリカでは初めてのもので、2 年越しの試験的プログラムの目玉であり、今後は Kampala 県郊外に出向く予定である。」 [59a]

23.19 AllAfrica.com が、政府は子宮頸癌の治療に必死 という記事(The New Vision、2010 年 9 月 13 日)の中で報告したところでは、「保健省は 2 つの県で試験プロジェクトが成功したのを受け、子宮頸癌の予防接種プロジェクトを他の地域でも展開する予定である。地球規模の健康を目指す組織 PATH の協力の下に、Nakansongola 県及び Ibanda 県でヒト・パピ

ローマウイルス (HPV) ワクチンの実証プロジェクトが実施された。予防接種は性交経験のない若い女性に接種された。

「非伝染性疾病を担当する主任医務官 Dr James Sekajugo は、ウガンダでは子宮頸癌は報告された癌の 40%を占めると述べた上で、2006 年には、子宮頸癌患者は Mulago 病院産婦人科病棟の全病床の 30%を占めたと強調した。」 [60c]

Uganda Cancer Instituteにおける癌治療と外来診療に関する追加情報については[こちら](#)を参照。 [79a]

上記に関連し女性及び子供に関するセクションを見ると参考になるだろう。

腎臓透析

23.20 AllAfrica.com は、記事、*あなたの腎臓 - 血圧を下げて助けよう*(The New Vision、2009 年 3 月 8 日)の中で、次のように報告した。「ウガンダの Mulago 病院では、2005/2006 年に腎臓病棟で腎不全より新規登録された患者は、2000/2001 年の 123 人から増えて合計 953 人になったが、腎臓部長 Dr Emmanuel Ssekasanvu は、最新の統計資料は確認できなかったが、この数は増え続けていると述べた。

「Ssekasavu によれば『腎不全は本当によく見られる症例である。入院症例の少なくとも 10% は腎不全に起因するもので』、その疾病負担は、糖尿病、高血圧及び HIV /エイズによりますます大きくなっている。

「腎臓科への来院は、外来診療施設に患者数の増加に対応不能な、インフラ、資金及び人材上の問題がある。記録を見ると、腎臓病棟には、他の診療所から移った患者に加え、毎週平均 50 人の患者が入院する。このうち 30%は急性腎臓疾患を患っている。」 Mulago 病院は腎臓透析器が 4 台しかなく、毎月 500,000 シリング(総額 3500 万シリング)の費用をかけてこの処置を受けられるのは、これを必要とする患者の 5%である。」 [60b]

23.21 The New Vision は 2010 年 4 月 25 日の記事、*腎不全 - Akello には緊急移植が必要*の中で次のように述べた。「統計資料によれば、2007 年には適時に治療を受けられなかったために 26 人の患者が死亡した。2008 年と 2009 年には、腎臓関連の合併症が原因で 31 人が死亡した。Mulago 病院の腎臓科医師[Dr. Simon Peter]Eyoku によれば、『週に 3 回以上、血液透析を受けることが前提であるが、外来患者の中には一カ月に 1 度しかこの処置を受けられない者もいる。多くの死に遭遇するのはこのためである。』」 [60a]

23.22 また、Dr Ssekasanyu は AllAfrica.com の記事、[あなたの腎臓 - 血圧を下げて助けよう](#)の中で次のように述べた。

「現在、腎不全の専門家は 3 人程度で、助手は最低限の人数であり、全員が同じ場所で働いている。これは北部地域の施設では診断、アクセス及び状況管理が困難であるということである。委託が多く、治療を必要とする患者が増えるのはこのためである。透析を必要とする患者のおよそ 100 人は腎臓移植で回復する可能性が高いが、特に人材を配置するにはやるべきことが多数ある。現在、要求を叶えるべく、治療費助成金で当院の患者を委託する腎臓専門医療センターとの連携に取り組んでいる。」 [60b]

23.23 The New Vision は 2010 年 4 月 25 日の記事、[腎不全 - Akello には緊急移植が必要](#)の中で次のように報告した。

「施設がないため...Gulu 県では血液透析を行うことができなかった。このため医者は、この治療を国内で実施できる唯一の[施設]である Mulago 病院に Akello を紹介した。Mulago 病院の腎臓医 Dr. Simon Peter Eyoku によれば、Akello は週 3 回の治療を受けている。治療費は 100 万シリングで、夫によれば、とても支払える金額ではないということである。『家財道具をほとんど売ったが、妻の苦しみには終わりがないように見える。』夫はこのように話している。ある親戚が腎臓を寄付することを申し出たが、家族は、医師が手術を勧めたインドの Gujarat で移植手術を受けるための費用 25,000 米ドル(5000 万シリング以上)を支払う余裕がない。

「現在、重篤な腎臓の合併症に罹患し、Mulago 病院で治療を受ける患者は 12 人である。Eyoku 博士によれば、患者の多くは高額な治療費を支払う経済的余裕がないため、村で黙って苦しみに耐えており、中には早く亡くなるものもいるという。研究結果が示すように、Mulago 病院で腎臓疾患を扱う腎臓科は資金不足である。設備も差し迫って必要である。Eyoku によれば、ウガンダには腎臓の専門家は 3 人しかいない。これは、重篤な合併症を患うものが多い腎臓病患者が、医師の診察を受けまで、何日も待たなければならないことを意味する。」 [60a]

精神衛生

23.24 International Journal of Mental Health Systemsは、[ウガンダの精神衛生医療システムの概観](#)と題する、オープンアクセスの研究論文の中で、世界保健機関の精神衛生システム用評価ツール (WHOAIMS) を使った評価結果を提示した。

「ウガンダの精神衛生政策案には、精神衛生サービスの地方分権化及び一次医療(PHC)への統合を含む、多くの積極的な改革案が盛り込まれている。精神衛生法は旧態依然であり、患者に攻撃的である。精神衛生サービスは依然として資金が著しく逼迫しており（精神衛生に充当されるのは医療歳出予算のわずか 1%である）、多くは都市部に充当される。精神病院の病床は人口 100,000 人当たり 1.83 床で、コミュニティの入院心療施設では 1.4 床であった。精神衛生施設で働く職員は全部で 310 人(人口 100,000 人当たり 1.13 人)であった。精神科の専門医及び看護師はそれぞれ、0.8%と 0.4%であった。

「ウガンダの精神衛生政策及びサービスは大きく発展したが、資源及びサービス提供については特に、不十分な点が依然として多くある。精神障害の疾病負担に関する研究、およびウガンダにおける精神衛生プログラムおよびサービスの機能性を強化することが差し迫って必要である。

「2000 年には、保健医療部門の改革及び計画に従って、精神衛生政策案が策定されたが、2006 年の時点でも依然として草案のままであった。この精神衛生政策案では、以下に挙げる WHO AIMS の項目/コンポーネントが扱われている。

- 「コミュニティレベルの精神衛生サービスの開発
- 「精神衛生サービスの地方分権化
- 「一次医療への精神衛生サービスの統合
- 「人的資源
- 「利用者と家族の関与
- 「擁護、教育及び精神衛生の増進
- 「利用者の人権保護
- 「全集団に対する平等な精神衛生サービスへのアクセス
- 「監視システム

「この政策案は不十分な点もあったが、医療サービス改革を全国に知らしめ、これによって、精神衛生サービスの強化に向けて著しい進歩を遂げた。これには、精神保健サービスの地方分権化、コミュニティレベルでの精神衛生の PHC への統合、Regional Referral Hospital における精神衛生入院病棟の建設、あらゆるレベルの職員訓練(就業前及び院内訓練)、及び市民団体組織、伝統的医療施術者その他の関連部門等の他の行動主体の参加などが含まれる。

「精神衛生医療システムは、1964 年に最終改正された時代遅れの精神衛生法を実施している。この法律は、精神障害者の擁護ケアに主眼を置いており、精神衛生医療について現行

の国際人権基準に適合していない。旧態依然とした法律には、自主的ケアと強制的ケアが区別されていない点、精神障害者の人権保護及び促進が不十分な点、及び、品位を傷つけ、汚名を着せるような言葉遣いなど多数の欠陥があり、このため、精神衛生政策案及び精神衛生医療の現状とそぐわないことが確認された。

「また、以下の分野でユーザーのためのサポートを提供する法的規定もなかった。

- 「一定の割合の従業員を精神障害者から雇用する雇用主の法的義務。
- 「精神障害だけを理由とする、職場での差別(解雇、低賃金など)の防止に関する規定。
- 「重度の精神障害に対する、住宅の割当て及び住宅補助金における差別防止に関する財政規定。

「精神衛生サービスの利用者の人権保護を評価する、国及び地域レベルの人権審査機関はなかった。精神病院も総合病院の心療科入院病棟も、患者の保護を見直すための取決めを設けていなかった。また、精神病院も精神科も、患者の人権保護に関する特定の訓練、会議またはその他の類の作業部会を設置していなかった。しかし、一部の精神衛生医療従事者は、包括的訓練の一環として、精神障害者の人権問題について総合的訓練を受けていた。

「極めて脆弱な社会層である精神障害者の権利保護に向けて、精神衛生法は不可欠である。暴力、不名誉及び雇用における搾取等の、精神障害に苦しむ人々が頻繁に遭遇する様々な虐待は、少なくとも一部は適正な精神衛生法の欠如によるものである。」 [62a] (page 7)

23.25 ウガンダ共和国の保健省のオンラインは、2010年の保健部門支援プログラム案(HSSP) III という報告書の中で次のように述べた。

「精神衛生はウガンダにおける重要な健康問題であり、国内の疾病負担の13%を占める。Butabika 病院は、精神衛生の唯一の国立紹介病院である。2008/09年の初回入院者は2,707人であったのに対し、再入院者は3,341人であった。監視報告書のデータによれば、Mental Health Clinicsの入院患者のおよそ75%は、てんかん等の何らかの神経学的問題疾患を抱えており、特にHIV/エイズ感染者には認知症症例が増えてきている。これまでに、地域精神衛生施設6軒が設立され、精神衛生政策の他、アルコール政策及びタバコ規制政策等の政策が改正され、タバコ規制法案が起草された。精神衛生プログラムの実施は、特に、職員不足、不適切な資源配分及び精神衛生の地元市販治療薬の不足によって、阻害された。」 [57a]

23.26 International Journal of Mental Health Services はまた次のように述べた。

「基本的向精神薬はだれでも無償で入手することができる。これは公共医療施設では無償で医療が提供されることに基づくものである。自己負担する人の場合は、一日分の抗精神病薬を買うのに最低日給の 37%が必要であり、一日分の抗うつ剤を買うために日給の 7%が必要であった。精神障害は社会保障枠組みの対象ではなく、国民健康保険枠組みに記載されていた。」 [62a]

23.27 同じ出典は続いて次のように述べた。

「国内には、利用できる精神衛生外来施設が 28 軒あった。子供及び青少年専用の診療所はなかった。これらの施設で治療を受ける、人口 100,000 人当たり利用者数はわからなかったが、2005 年の初回利用者総数はおよそ 13,710 人であった。初回利用者のうち 40%が女性で、16%は子供及び青少年であった。

「国内で利用できるコミュニティレベルの入院施設は 27 軒で、総病床数は 382 床（人口 100,000 人当たり 1.4 床）であった。この施設は Nationalo Mental Hospital 以外の唯一の精神科病棟である。病床数の 15%は子供及び青少年のために留保されていた。

「国内唯一の精神病院は、入院施設と外来が設置されていた。この病院の総病床数は 500 床（人口 100,000 人当たり 1.83 床）で、この数は過去 5 年で 11%増加した。この精神病院では、子供及び青少年用の病床は留保されていなかった。全患者数の 41%が女性で、16%は子供及び青少年であった。

26.59 「精神衛生施設または民間開業施設で働く職員の総数は、人口 100,000 人当たり 1.13 人で、カテゴリー別に見ると、精神科医 0.08 人、その他の医師 0.04 人、看護師 0.78 人、心理学者 0.01 人、ソーシャルワーカー 0.01 人で、作業療法士 0.01 人、及び臨床心理士 0.2 人であった。補助職員、非医師 PHC 及び保健補助職員等の他の介護労働者は含まれない。」 [62a]

24. 移動の自由

24.01 2010 年 3 月 11 日に公表された米国国務省の人権状況報告書(USSD Report 2009) ウガンダ編は、次のように述べた。

「移動の自由、外国への渡航、移住及び帰還は憲法及び法の定めるところであるが、政府は実際のところ、上記の権利を制限することがあった。野党党员、ジャーナスト、及び扇動罪や反逆罪の係争者は、渡航制限を課された。国内移動の制限を受けたブガンダ王国の政府高官は、これを理由に9月に激しい暴動を起こした。

「旅券に子供が併記されない場合は、既婚女性は、旅券申請に夫の書面による許可を取得しなければならない。

「ウガンダには強制追放に関する法律はなく、政府は2009年を通じて強制追放を行使しなかった。」 [30b]

25. 国内避難民 (IDP)

25.01 2010年3月11日に公表された米国国務省の人権状況報告書(USSD Report 2009) ウガンダ編は次のように述べた。

「北部地域の社会的安定の向上と、政府の和平・復旧・開発計画の実施、及び国際 NGO 及び国内 NGO による物理インフラ及び社会インフラの再建努力が連動した結果、2009年末までに、LRA の支配下にあった北部地域の IDP およそ 110 万人のうち 85% が故郷に帰還した。UNHCR によれば、ウガンダ北部の Acholi 地方の難民キャンプには、184,000 人の国内避難民が残っていた。Lango 地方及び Teso 地方の IDP はいずれも、2009 年末までに故郷に帰還した。IDP 人口が減少したため、IDP キャンプの状況は改善された。しかし、他の IDP は依然として、飲料水、保健医療、学校及び熟練教師、住宅、土地を十分に与えられなかった。

「国内に居住する難民を帰化させる方法はない。政府は現地社会への統合について、帰化に必要な居住要件の考慮期間中、難民を滞在させることは違憲であるという姿勢をとっている。1月から5月までに、政府は UNHCR に協力して、南スーダンの難民 29,909 人及びルワンダの難民 5,571 人を本国に自主帰還させた。」 [30b]

25.02 Freedom House は 2010 年 5 月に公表された、*世界の自由 2010* の中で次のように述べた。「北部地域における緊張の緩和と政府の IDP キャンプの段階的撤廃政策により、国内避難民 (IDP) の数は、ここ数年間で減少した。しかし、LRA 反政府勢力と軍の紛争は解決されておらず、それに関連した深刻な人権侵害が依然として懸念される。これに加え、治安部隊による LRA の虐待及び拷問が広い範囲で発生した。」 [11a]

25.03 Humanitarian Practice Network(HPN)は、2009年3月に公表された、ウガンダ北部地域の紛争で強制避難した高齢者避難民に関する持続的解決策の構築という記事の中で、次のように報告した。

「ウガンダ政府と神の抵抗軍(LRA)間の19年間にわたる紛争で、ウガンダ北部地域の180万人を超える住民が国内避難民になった。2006年に停戦協定が締結された後、Acholis族はようやく居住村落に帰還できるようになったが、2008年初めに収集した情報によれば、帰還プロセスは始まったばかりで、長期間に及ぶ非難民生活は、社会情勢の悪化を引き起こし、国内避難民(IDP)は避難民キャンプに供給される食糧配給と、NGO及び国連の支援に大きく依存している。Karamojong族の牛泥棒の攻撃と反乱分子が村に立ち戻る可能性に関連する恐怖も、依然として高い。このため、Acholis族の避難民の多くはキャンプと一時避難施設、及び、一時避難施設と出身村落の間を行き来している。」[64a]

25.04 Armed Conflictは2010年9月15日にアクセスした、ウガンダ(LRA)人間の安全保障開発 2010年1-2月の中で、次のように述べた。

「国内避難民(IDP)の帰還プロセスは依然として遅れていた。1月13日の最新統計資料によれば、紛争が最も激化した時期にGulu県に移動した全避難民32,600人のうち、自宅に帰還したのはわずか12,000であり、Gulu県のIDPセンターまたは一時避難施設に残されたおよそ20,000人は放置されており、土地紛争やキャンプ外で農業を行う機会を失うことを懸念している。政府は依然として、できるだけ早い時期にキャンプを閉鎖したい考えであるが、強制送還の具体的な日付けは示していない。」[6a]

25.05 しかし、2010年5月27日に公表された、2009年の出来事を網羅するアムネスティ・インターナショナル報告書2010：世界の人権状況：ウガンダ(AI Report 2010)によれば、

「紛争の影響を受けた北部地域の国内避難民の大半は、キャンプを出て自宅に帰還した。推定では、最初に避難した人々の少なくとも65%は故郷の村に戻り、15%はキャンプから離れた中継地に移動したということである。村に帰還した人々の多くは、清浄な水、保健医療、学校及びその他の不可欠な公共サービスが利用できない状態に遭遇した。400,000人の避難民はまだキャンプに残っており、早急な人道支援を必要としている。」[10a]

25.06 Congerational Research Service (CRS)は、2010年12月9日に公表された報告書、ウガンダ：ウガンダ北部地域における現状と危機の中で次のように述べた。

「ウガンダ北部地域の危機がもたらした総体的影響はわからないが、この地域の住民の多

くは日々の生活が大きく変わった。特に、住民の多数が国内避難民になり、一部の住民がこの地域を去ったという事実を踏まえると、ウガンダ北部地域の経済は大きな打撃を受けた。様々な情報筋によると、2010年11月時点で、ウガンダ北部地域の国内避難民(IDP)はおよそ446,300人に上った。400,000人以上のIDPが2009年に自宅に戻った」[81a]

25.07 ヒューマンライツウォッチは、2011年1月に公表された、2010年の出来事を網羅する2011ワールドレポートの中で次のように述べた。「20年に及ぶウガンダ北部地域における紛争の終結後、ほぼすべての国内避難民(IDP)はキャンプを去った。障害者は自宅への帰還が困難な状況にある。ヒューマンライツウォッチは、障害者女性は不名誉と孤立感、ジェンダーに基づく暴力及び保健医療及び司法の利用機会の阻害に苛まれていることを確認した。」[41b]

25.08 UNHCRは、2011年UNHCRの国別活動プロフィール－ウガンダ編の中で、次のように述べた。

「しかし多数の避難民が故郷に帰還し、これによって支援が縮小するにつれて、UNHCRの援助を必要とする国内避難民(IDP)の数も減少するものと思われる。現在、受入れ可能なキャンプはウガンダのIDPキャンプの10%未満で、これらのキャンプや一時受入れ施設には250,000余人のIDPが残留している。

「IDPの多くは故郷に戻ったが、強制退去の脅威及び性とジェンダーに基づく暴力等の保護を妨げるリスクが依然としてある。基本的社会サービス、安全な飲料水、保健医療及び中等教育へのアクセスは、依然として目途が立っていない。帰還先地域における食糧不足と貧困は、帰還を促進する努力を妨げる。故郷の村に帰還するための資源がない、貧困な非難民の保護と支援は、新たな急務である。[50a]

IDPの人数は[ここ](#)で閲覧すること。

26. 外国人難民

26.01 IRINは2010年9月7日にAllAfrica.comが公表した記事、愛する者を失った人へのAPPの中で、「UNHCRによれば、現在ウガンダには、およそ127,000人の難民がいる。その多くはコンゴ民主共和国国民である。一方で、内戦時に国内避難民になった250,000人は今もキャンプ生活を送っている。」と述べた。

「紛争または自然栽培で血縁者と離れ離れになった人々に関するオンラインデータベースは、現在、携帯電話からアクセスすることができる。これは国連、NGO 及び民間企業 2 社の合弁事業の成果である。」 [53a]

26.02 UNHCR は 2010 年 7 月 16 日付けの記事の中で、ルワンダ人 1,700 人がウガンダから強制送還されたことを非難した。これによると、「国連難民機関は金曜日、今週初めに、ルワンダ人がウガンダから強制送還されたことを非難した。ウガンダ警察は水曜日、一斉検挙に向けた作戦を開始し、ウガンダ南西地域の Nakivale 及び Kyaka 難民施設からおよそ 1,700 人を出国させた。」 [50b]

26.03 2010 年 3 月 11 日に公表された、米国国務省の人権状況国別報告書、ウガンダ編によれば、

「ウガンダは難民の地位に関する 1951 年条約とその 1967 年議定書、及び 1969 年のアフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約の締約国であり、政府は、難民保護を規定する制度を制定した。政府はまた、人種、宗教、国籍、特殊な社会団体への所属または政治的見解を理由に生命または自由が脅かされ得る土地への追放または帰還から難民を保護した。政府は 1951 年条約及び 1967 年議定書に従って、難民の資格を与えられない個人を対象に、一時的保護を規定しているが、2009 年を通じて、かかる保護を受けた個人はいなかった。

「一部のケニア難民の苦情によれば、政府の自給自足政策は、難民に耕作する土地を与えて自立を要求するものだが、難民の多くは農民ではなく商人や実業家であったため、これは意味がなかったということである。 [30b]

26.04 ヒューマンライツウォッチは、2011 年 1 月に公表されたワールドレポート 2011 の中で、次のように述べた。

「政府はルワンダの当局と協力して、7 月に、17,000 人を超すルワンダ人難民及び庇護申請者をウガンダ南西地域から強制送還した。伝えられるところによれば、ウガンダの政府関係者は、食糧配給と庇護申請に関する情報だと言って Kyaka 及び Nakivale キャンプの住民を騙し、トラックの周囲に集合させた。そして、警察及びキャンプ指揮官が銃を突き付けて住民を無理やりトラックに押し込んだ。これによる騒ぎで、25 人が負傷し、少なくとも 2 人が死亡した。」 [41b]

26.05 UNHCR は、2011 年の UNHCR 国別活動プロフィール – ウガンダの中で、次のよ

うに述べた。

「ウガンダは政治的にも経済的にも比較的安定しているため、主にコンゴ民主共和国（DRC）、ルワンダ及びスーダン出身の難民並びに庇護希望者が流入する。しかし、国内の一部の地域における不安定性、及び、近隣諸国の選挙や国民投票等の今後の政治展開は、ウガンダにおける UNHCR の活動に新たな課題を提示するものと見られている。UNHCR は、新たな流入が起これば、自発的帰還や第三国への定住の可能性を踏まえても、難民及び庇護希望者の数は 2011 年には約 150,000 人になると予想する。」 [83a]

難民の数は[ここ](#)で閲覧すること。

27. 市民権と国籍

27.01 2011年2月1日に在米ウガンダ大使館のウェブサイトで閲覧した1995年時点のウガンダ憲法第3章は、市民権取得条件（登録と喪失を含む）を（第9条から第15条において）以下のように説明する。

「9. ウガンダ国民

「この憲法の発効より、ウガンダ国民であるすべての個人は、そのような国民であり続けるものとする。

「10. 出生による市民権

「下記の者は、出生によりウガンダ国民であるものとする

「(a) ウガンダで生まれ、両親の一方または祖父母の一方が現在または過去に、先住民コミュニティの成員であり、1926年2月1日及び憲法の別表3に定める日に、ウガンダ領内に存在及び居住するすべての個人。

「(b) ウガンダまたは外国で生まれ、その両親または祖父母のいずれか一方がその個人の出生時に出生によりウガンダ国民であったすべての個人。

「11. 捨て子と養子

「(1) ウガンダで発見された5歳以下の子供で、その両親がわからない者は、出生によりウガンダ国民であるものとする。

「(2) 両親がウガンダ国民でなく、ウガンダ国民によって養子縁組される18歳未満の子供は、申請に基づき、ウガンダ国民として登録されるものとする。

「12.登録による市民権

「(1)ウガンダで生まれたすべての個人で

「(a) 以下の条件で出生した時点で、

「(i) その個人のいずれの両親またはその祖父母のいずれも、ウガンダにおいて外交官の地位を持たず、(ii) その個人の両親または祖父母のいずれもウガンダにおいて難民でなく、

「(b)1962年10月9日から継続的にウガンダに居住している個人は、申請に基づき、ウガンダ国民として登録する権利を与えられる。

「(2) 下記の者は、申請に基づき、ウガンダ国民として登録されるものとする。

「(a) ウガンダ国民と結婚しているすべての個人が、3年又は議会が定める他の期間、合法的婚姻を存続させたことを証明する時、

「(b) 合法的かつ自発的にウガンダに移住し、少なくとも10年または議会が定める他の期間、ウガンダに居住しているすべての個人

「(c) この憲法が発効する時点で、20年間以上ウガンダに住んでいるすべての個人。

「(3) 本条項の(2)(a)は、死亡しなければウガンダ憲法の下にウガンダ国民であり続けたと思われるウガンダ国民と結婚していた個人にも適用される。

「(4) 本条項の(2)(a)、及びその個人が登録された婚姻の下にウガンダ国民として登録された個人が

「(a) 管轄権を有する裁判所または裁決機関により、破棄または他の方法で無効を宣言された場合、

「(b) その個人が市民権及びウガンダ国民であり続けることを放棄しないことを条件に、婚姻関係を解消した場合、

「13. 帰化による市民権

「議会は、法により、帰化による市民権の取得及び喪失を規定するものとする。

「14. 登録による市民権の喪失。下記のいずれかの理由に基づいて、登録により取得した場合は、その市民権を剥奪されることがある。(a) 他の国の市民権の自発的な取得。

「(b) ウガンダと敵対関係または戦争中である国の軍、または治安部隊における志願兵役、

「(c) 市民権申請の際に、不正行為、詐欺、贈収賄、または意図的かつ計画的な虚偽の申し立てによってウガンダ市民権を取得した場合、及び

「(d) ウガンダに対するスパイ行為。」 [45a]

27.02 2011年2月1日に在米ウガンダ大使館を介してアクセスした、1999年のウガンダ市民権及び入国管理法は、法律上の市民権を定義する。その序文で述べられるように、これは、

「憲法に従ってウガンダ市民権の取得を規定し、全ウガンダ国民の義務的登録、並びにウガンダ国民に対する身分証明番号の交付及び身分証明書の交付を規定し、ウガンダ国民に対する旅券の発行を規制し、ウガンダに居住する外国人の登録及び規制を規定し、ウガンダ市民権法、移民法、旅券法及び外国人法（登録と規制）の廃止を規定し、上記に付随または関連するその他の事項を規定する法律。」 [21a]

27.03 憲法及び1999年のウガンダ市民権・移民法は、二重国籍を禁止した。しかし、ウガンダ高等弁務団（ロンドン）は、2009年12月30日に更新されたウェブサイト上で以下のように述べている。

「2009年のウガンダ市民権・出入国管理（改正）法は、二重国籍を規定する。同法によれば、二重国籍は、一方がウガンダ市民権である2つの市民権を同時に所有することを意味する。

「ウガンダ以外の国の市民権を自発的に取得する18歳以上のウガンダ国民は、憲法、同法及び議会が制定する法律に従って、ウガンダ市民権を保持することが許される。

「ウガンダ国民でない個人は、憲法、同法及び議会が制定する法律に従って、ウガンダ市民権を取得すると同時に、他の国の市民権を保有することができる。」 [69a]

28. 公式文書の偽造及び不正取得

28.01 The New Vision は2010年9月5日の記事、警察は *Kampala* 偽造集団を一斉検挙の中で次のように報じた。

「警察は、政府代表団、保安組織及び学術機関の印判、証印及び文書の偽造に関わる犯罪組織を一網打尽にした。この犯罪組織は、様々な土地委員会の証印及び印判を作り、土地権利書、証印を付した銀行の書類、非政府組織、大使館および高等弁務団、警察等の保安組織、UPDF（ウガンダ人民防衛軍）、ISO（国際標準化機構）およびESO（対外保安機構）及び国営住宅に関する文書を発行している。保安部隊員は、国内の要人の業務日誌、運転免許証および署名も回収した。犯罪組織は *Kampala* 県警及び他の県警の各部署の証印の他、病院や医療施設の証印も所持していた。」 [60d]

附属書 A

主な出来事の年表

2011年2月11日に最終更新された BBC Timeline : ウガンダから作成。

Idi Amin 政権時代

1971年 Milton Obote 政権が Idi Amin を中心とするクーデターによって崩壊。

1972年 Amin はウガンダ市民でなかったおよそ 60,000 人のアジア国籍者に国外退去を命じた。

1972年から1973年 ウガンダとタンザニア間で国境紛争が起こる。

1976年 Idi Amin は終身大統領に就任し、ケニアの一部を要求。

1978年 ウガンダでは、カゲラ地域を併合する観点からタンザニアに侵入。

1979年 タンザニアがウガンダに侵攻。ウガンダ国民解放戦線の下に様々な反 Amin 勢力を統一し、Amin を国外追放した。脱出するために強制的に、Yusufu Lule が大統領に就任したが、間もなく Godfrey Binaisa にその座を奪われた。

1980年 Binaisa は軍によって倒された。Milton Obote は選挙後に大統領に就任。

1985年 Obote は軍事クーデターで失脚し Tito Okello が後継した。

1986年 国民抵抗軍の反政府勢力は、Kampala を奪取し、Yoweri Museveni を大統領に据えた。

回復の始まり

1993年 Museveni はブガンダ王国を含む伝統的な王国を復活するが、政治権力は与えなかった。

1995年 新憲法は政党を合法化したが、政治活動の禁止を維持。

1996年 Museveni がウガンダ初の大統領直接選挙で再選された。

1997年 ウガンダ軍は、ザイールの Mobutu Sese Seko を退陣させ、Laurent Kabila を後任に据えた。

1998年 ウガンダ軍は、Kabila 政権打倒を目指す反政府勢力の側に付いて、コンゴ民主共和国に介入する。

2000年 ウガンダ国民は Museveni の「無党」制を支持し、複数政党政治に反対票を投じた。

1月 東アフリカ共同体（EAC）がタンザニアの Arusha で発足し、東アフリカ諸国共通の旅券、旗、経済通貨統合のための基礎を確立した。加盟国は、タンザニア、ウガンダとケニア。

3月 ウガンダは 2000 年にコンゴ民主共和国で発生した戦争を理由に、コンゴの内戦の元同盟国であるルワンダを、敵国とみなす。

Museveni は 28% 対 69% で、対立候補の Kizza Besigye を破り、2 期目に就任。

対反政府勢力活動

2002年

3月 スーダンとウガンダは、両国国境で活動するウガンダの反政府勢力、神の抵抗軍（LRA）を取り込む意図で、協定を締結。LRA は、聖書の十戒の境界線に沿ってウガンダを運営したいと考えている。「預言者」Joseph Kony を首長とする集団で、何千人もの子供を誘拐し、多くの国民を強制避難させた。

10月 軍は村への残忍な攻撃を続ける LRA との争いで捕らわれた 400,000 を超える住民を退避させた。

12月 5年以上に及ぶ和平交渉を経て、反政府勢力 Uganda National Rescue Front（UNRF）は和平協定に調印。

2003年

5月 ウガンダは、東部コンゴ民主共和国から最後の部隊を撤退。数十万人のコンゴ国民がウガンダで庇護を要求。

8月 元独裁者 Idi Amin がサウジアラビアの病院で死亡。

2004年

2月 北部地域の避難民キャンプで 200 人を超えるキャンプ民が LRA 反乱軍によって虐殺される。

12月 政府と LRA 反乱軍は直接交渉を行うが、反乱を終結させる妥協案は見つからなかった。

2005年

4月 ウガンダは、コンゴ民主共和国がハーグの国際裁判所に提起した告発を否定。コンゴは、ウガンダは 1999 年に領域を侵略して国民の命を奪い、略奪行為を行ったと申し立てている。

複数政党制

7月 議会は大統領の任期制限を廃止する憲法改正を承認。

有権者は国民投票で、複数政党制の復活を圧倒的に支持。

10月 国際刑事裁判所は、指導者 Joseph Kony を含む LRA 指導者 5 人に逮捕状を発行。

11月 野党第 1 党の指導者 Kizza Besigye が、亡命先から帰国直後に投獄される。同氏は軍事裁判所において、テロ活動及び違法な銃器所持の罪で告訴される。2006 年 1 月に保釈。

12月 ハーグの国際裁判所は、ウガンダは 2003 年までの 5 年間に及ぶ人権侵害、並びに資源略奪について、コンゴ民主共和国に賠償責任を負うべきだとする判決を下した。

2006年

2月 Museveni 大統領は対立候補の Kizza Besigye を 37% 対 59% で破り、複数政党制選挙で勝利。

7月 政府と LRA 間の和平交渉が、南スーダンで始まる。

8月26日 政府とLRAは、長年の紛争を終結させる意図で、停戦協定に署名。停戦は8月29日に発効。その後の和平交渉は、定期的な退席で損なわれた。

11月 政府は、北東部の無法地域 Karamoja 地方で発生した部族戦士の武装解除を推進する活動において、無差別かつ過度の武力を行使したことを非難する国連報告書を拒否。

ソマリアの役割

2007年

3月 ウガンダの平和維持軍は、国の安定を助けるアフリカ連合派遣団の一員としてソマリアで展開。

国連世界食糧計画は、北部地域の戦争で避難民になった 100 万人を超える住民に食糧の無償供給を半分与えるべきだと要求。

4月 貴重な熱帯雨林に対する抗議運動は、Kampala 県における人種間暴力に発展し、アジア企業及びヒンズー教寺院を保護するために警察が強制出動した。アジア人 1 人及び他 2 人が死亡した。

7月 神の抵抗軍は国外に脱出し、外国の潜伏先にいる指導者に連絡する資金がないために、和平交渉が遅れると宣言。

8月 ウガンダとコンゴ民主共和国は、国境紛争を沈静化に向けて努力することに同意。

9月 大規模な洪水発生による非常事態により、広い範囲で壊滅的打撃が発生。

2008年

2月 政府と神の抵抗軍がスーダンの Juba での交渉で恒久的な停戦に署名。

11月 神の抵抗軍の指導者、Joseph Kony が、再び和平協定の署名に欠席。ウガンダ、南スーダン及びコンゴ民主共和国の国軍は、LRA 基地への攻撃を開始する。

2009年

1月 神の抵抗軍は、国内各地域で継続する攻撃に対し停戦を求める。英国の石油採掘企業 Heritage Oil が、ウガンダで大規模な油田を発見したと発表。

3月 ウガンダ軍が神の抵抗軍の反逆者を追跡していたコンゴ民主共和国から撤退。

9月 伝統的な Buganda 王国の支配者が、王国支配から逃れようとする地域を査察する計画があることが伝わり、Kampala 県で暴動が発生。

10月 ソマリア人イスラム教徒は、ソマリアにおけるアフリカ平和維持軍の行動によって複数市民が死亡した事件を受け、ウガンダ及びブルンジを標的にすると脅迫。

11月 人権擁護活動家は、男性同性愛者の国外追放を規定する同性愛禁止法案を非難。この法案は、欧州連合及び米国からも非難を受けた。

12月 議会は女性の割礼禁止法案を可決。この慣行で有罪判決を受けた者は、禁固 10 年、被害者が死亡した場合は、終身刑に処されることになる。

2010 年

1月 Museveni 大統領は、法案を提案した与党議員の個人的行為であるとして、同性愛禁止法案から距離を置いた。

ウガンダ軍は、中央アフリカ共和国で、神の抵抗軍過激派集団の上級司令官、Bok Abudema を殺害したと公表。

2月 Heritage Oil は、イタリアのエネルギー会社が入札から脱落したのを受け、ウガンダの油田を英国企業 Tullow Oil に売却した。

3月 ウガンダの野党第一党は、息子の Lt Col Kainerugaba Muhoozi に後継させる準備をしたとして、Museveni 大統領を非難。Muhoozi は特殊部隊を指揮し、現在は大統領の精鋭警護団を統括している。

放火による火災で、伝統的な Buganda 王国の支配者 4 人の墓所遺跡が焼失し、これによって暴動が発生。墓石は国連の世界遺産に登録されていた。

6月 公訴局長官は、Gilbert Bukenya 副大統領、Sam Kutesa 外相、及び他の閣僚並びに政府高官複数名に対する、汚職疑惑の取り調べを開始。横領額は 2500 万米ドルと言われている。

ウガンダにおいてイスラム国家建設を目指すコンゴ民主共和国の ADF-NALU 反乱軍の復活が明らかになったことを受け、ウガンダ部隊が国境警備を強化。

6月～8月 ウガンダ ADF – NALU 反乱軍に対する Rwenzori 作戦で、90,000 人に隣国コンゴ民主共和国の North Kivu 県への避難勧告が出される。

7月 Kampala 県のレストラン及びラグビークラブで、ワールドカップ決勝を観戦中の市民を狙った爆破事件 2 件が発生。この爆発で少なくとも 74 人が死亡。ソマリア人イスラム教徒集団 Al- Shabab が犯行声明を発表。

8月 国民抵抗運動の第一回議会選挙及び地方選挙は、不正行為及び暴力事件の発生で中止される。

10月 1993 年から 2003 年にかけてコンゴ民主共和国で発生したフツ族殺害に関する国連報告書は、この事件は「大量虐殺の犯罪」になり得ると述べる。これにはルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、ジンバブエ及びアンゴラが関係している。